

令和6年3月 金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日	令和6年3月5日
招集場所	役場議場
開会	午後13時30分

目次	3月5日(火) : 第1日目	P 1 ~ P 42
	3月6日(水) : 第2日目	P 43 ~ P 88
	3月8日(金) : 第4日目	P 43 ~ P 88
	3月12日(火) : 第8日目	P 89 ~ P 118

令和6年3月5日（火曜日）

令和6年3月金山町議会定例会 会議録
(第1日目)

令和6年3月金山町議会定例会 会議録

令和6年3月5日

午後 13時30分 開会

1. 応招議員

1番 矢口政一議員

2番 五十嵐優一議員

3番 中村忠行議員

4番 寒河江宏一議員

5番 須藤典夫議員

6番 宮林聡志議員

7番 大場洋介議員

8番 星川智子議員

9番 沼澤道也議員

10番 栗田保則議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 4番 寒河江宏一議員 5番 須藤典夫議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小野和俊
教育長	須藤信一	総務課長	丹敏雅
教学課長	松澤和仁	会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸
健康福祉課長	正野学	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	農業委員会事務局長	欠席
代表監査委員	丹洋一		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後藤隆行

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 請願書等の委員会付託
- 日程第6 一般質問

栗田議長

皆さん、ご苦労様でございます。

本日の出席議員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年3月金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

栗田議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番の寒河江宏一議員と、5番の須藤典夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

栗田議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催され協議されていますので、その結果について矢口委員長より報告を求めます。

矢口委員長。

矢口議員

それでは私から2月27日に開催されました議会運営委員会において、3月定例会の会期について協議しましたので、その結果について報告いたします。

今般の令和6年3月金山町議会定例会の会期は、本日3月5日から、同月12日までの8日間とすることに決定しましたので報告いたします。以上です。

栗田議長

お諮りします。

定例会の会期は、ただいまの矢口委員長の報告のとおり、本日から12日までの8日間とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

栗田議長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、事前に議員の皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

栗田議長

日程第4「行政報告」を行います。

町長より「行政報告」の申出がありましたので、これを許します。

(行政報告 議案書のとおり)

ありがとうございました。

これで「行政報告」を終わります。

日程第5 請願書等の委員会付託

次に、日程第5「請願書等の委員会付託」を行います。

本日までに受理した請願書等は、お手元に配付しました「請願書等文書表」のとおり、陳情2件です。

陳情第4号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第1号 地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解決に臨むことを国に求める意見書に関する陳情については、配布に留めます。

これで請願書等の委員会付託を終わります。

日程第6 一般質問

栗田議長

次に、日程第6 一般質問に入ります。

初めに、大場洋介議員の質問を許します。大場議員。

大場議員

7番、大場でございます。通告書に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

私は项目的に二つ大きい項目について聞きたいと思います。まず初めに、効果的な予防接種の充実についてお伺いしたいと思います。

一つ目の带状疱疹ワクチンの重要性の認識はということで、お伺いしたいと思います。

誰もが幸せに暮らすためには、健康であることがとても大きな要因であり、高齢化が急速に進展する中、健康長寿の延伸を実現することは大変重要なことです。

町では、健康の維持、増進、疾病の予防及び早期発見などを積極的に促進することを目的に、様々なワクチン接種を促している状況と受けとめております。

病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点からは効果的と言えます。

そこで带状疱疹という言葉が最近よく聞くようになり、メディアやCMでも取り上げられ、社会的関心が高まっているこの带状疱疹を未然に防ぐためにワクチンの重要性についてお伺いいたします。

带状疱疹の詳細をご説明いたしますと带状疱疹は、幼少期に感染した水疱ウイルスが体内に潜伏して疲労やストレスなどによって発症すると言われております。

50歳代から発症率が急激に増加し、80歳までに3人に1人が罹患するとも言われています。

発症すると中には、皮膚症状が治っても痛みが残る方もいるようで、日常生活が困難になり病院で治療するまでになると言われております。予防効果の高いワクチンは、現在費用を自己負担する任意接種

であり、1回の接種に2万から3万かかり、2回接種が必要となり、高額であることから予防接種に対してはあまり浸透していない状況かと思います。

これはワクチンが有効と想着いても、接種をためらうハードルは高額な費用であると推測いたします。そのため、接種を推進する背景にて、全国的に公費助成を行っている自治体が最近になり増加傾向のようです。

各県や自治体によって対象年齢や助成内容は異なりますが、山形県では唯一村山市で助成を実施している状況にあり県内でも、今後検討されている自治体も多いようです。

また、厚生労働省の審議会では、有効性や安全性が実証され、インフルエンザワクチンと同様に定期接種に向けた科学的整備や検討も行われており帯状疱疹はワクチン接種を行うことにより、病気に対する免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることが期待できるため町において帯状疱疹ワクチンの助成制度も必要と考えます。そこで質問となります。

一つ目の質問といたしまして帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか。二つ目の質問は、ワクチンの周知と接種への推進方法は、三つ目であります。予防接種の施策が県内にて広がらない訳も含めて、ワクチンの公費助成や、償還払いに関しての所見についてお伺いしたいと思います。

栗田議長

三浦健康推進主幹。

健康推進主幹

健康福祉課健康推進主幹の三浦です。ただいまの大場議員のご質問にお答えさせていただきます。

一つ目のご質問であります、帯状疱疹ワクチンの効果についてでございますが、ご質問の内容にもあるとおり、帯状疱疹は水疱ウイルスによる感染症で、このウイルスは、初めて感染した際に、体内の知覚神経節に潜伏し、免疫力が低下した際に再活性化して、帯状疱疹が発症をするという病気であり帯状疱疹後神経痛が起こることがあります。

我が国における帯状疱疹の発生頻度は、国立感染症研究所感染症情報センターの2018年の研究によりますと、帯状疱疹の発症率は、年間千人当たり5人程度と言われますが、加齢に伴い増加する傾向があり、50歳を境に発症率が急激に上昇し、50歳では、千人当たり9.2人、70歳以上では12.6人になるということです。

帯状疱疹の治療については、向上したものの、20から30%の方が、帯状疱疹後神経痛に悩まされるようです。

帯状疱疹ワクチンの効果につきましては、発症予防や後遺症の抑制に効果が認められており、特に高齢者や免疫力が低下している人に対して接種することで、帯状疱疹を発見してから治療までの遅れによる重症化や帯状疱疹後神経痛の軽減が期待されております。

厚生労働省では、定期予防接種化に向けての検討を行っておりますが、定期予防接種に移行するまではまだ期間が必要なようです。

二つ目のご質問であります、ワクチンの周知と接種の推進の方法につきましては、帯状疱疹ワクチンは、製薬会社などでも、テレビコマーシャルや、ホームページなどで啓発活動が展開されております。議員もご承知のことと存じますが、予防接種の基礎的なことについて、ここで少しご説明したいと思います。

予防接種には、法律に基づいて、市町村が主体となって集団の感染予防を実施する定期予防接種があ

り、定期予防接種にはA類疾病である、全額公費で実施し、予防接種の健康被害救済も市町村で対応し、被接種者には接種の努力義務があり、勧奨して接種率を上げるようにするものがあります。

一方、定期予防接種で個人予防を目的とする感染症であるB類疾病があり、その接種には義務や積極的勧奨が伴わないものの、健康被害救済については、市町村で対応する点は同じです。さらに、希望者が個人の意思で受ける任意予防接種があります。

この予防接種は受けた人が医療機関で接種し、健康被害救済は医薬品副作用被害救済制度により、医療機関を通して申請するようになります。

带状疱疹の予防接種はこの任意予防接種に当たります。そのため、接種したいと希望される方が接種できるように、正確な情報を広報やお知らせ版、メール等で周知をして参りたいと考えております。あわせて、町立金山診療所内のポスターによる周知を実施して参りたいと思います。

三つ目のご質問であります、ワクチンの公費助成につきましては、昨年9月の決算特別委員会で宮林議員からもご質問いただき、県内の状況を見ながら、前向きに検討していきたいと答弁させていただいており、令和6年度当初予算に、50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチンの接種補助金として2分の1程度の割合で助成できるよう、予算計上させていただいているところです。

町立金山診療所での接種には、補助額を差し引いた金額での接種で、他の医療機関で接種の場合は償還払いで支払いをしていきたいと考えております。

栗田議長

大場議員。

大場議員

答弁いただきまして再質問をしたいと思います。さっき当初予算で2分の1助成ということで挙げられておりまして自分も当初予算の方見させていただいて、このワクチンの内容も生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があると言われ、生ワクチンであれば、5,000円ぐらいから1万円ほど、この不活化ワクチンであれば、2万円から3万円ということで、その半額の助成ということで受けとめてよろしいでしょうか。

栗田議長

三浦健康推進主幹。

健康推進主幹

ただいまの金額なんですけども、町立金山診療所でもし接種した場合の値段としましては、生ワクチンが1回、接種するんですけども、7,975円、不活化ワクチンが2回接種なんですけども、1回、2万1,670円ですので、こちらの方では、2分の1程度の補助をしたいというふうには思っているところですが、上限を1万円という形につけるような形になっていくかと思います。以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

やはり不活化ワクチンあまりにも高いようなので幾ら半額助成されても、2回受ける方が多いのか、データや収集は、今年度に収集するのかなと思いますけども、やはり皆さんのこのニーズに合ったもうそうなんですけども、大体多分生ワクチンを受けるかと思います。

町の方ではどのぐらいをめどに、一応人数をめどに予算化されているのか、お伺いしたいと思います。

栗田議長

三浦健康推進主幹。

健康推進主幹

約30人ぐらいかなというふうに思っているところです。

栗田議長

大場議員。

大場議員

50歳代から80歳までにそういった発病者が急増するという事で、町でも最上管内の他の自治体より先にこういった予算を設けていただいていることに関して大変ありがたく思っております。

やはりこの該当者がいても、個人の意思で予防接種を行うこの任意接種であるため带状疱疹へのワクチンへの認知ですとか、推進がまだまだ全国的に遅れているような感じでございますので、この国の取り組みの中に幼児に定期接種され、水泡ワクチンに50歳以上への带状疱疹の予防が追加されたことを受けて、これらの動向を注視してより、効果的なかつ体制づくりを作られていただきたいと思っております。

またさらには、ニーズのニーズ調査ですとか調査も踏まえた上で、この助成の助成制度を今年度から始めていただきたいと思います。さらに、この任意予防接種に基づく健康被害の救済措置についても、被害があった際の制度の情報を活用させていただいて、その接種希望者への情報提供をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の肺炎球菌ワクチンの接種向上策についてお伺ひしたいと思ひます。

65歳以上に実施しております。高齢者の肺炎球菌ワクチン接種についてお聞きいたします。

高齢者は、インフルエンザや肺炎にかかりやすく、それをきっかけに重症化となり、入院そして、寝たきりになってしまうこともあります。

これらの予防接種を行うことも、フレイル予防の一つの方法と言っております。

町では、高齢者福祉事業の中で、健康増進計画との連携を図り、健康教室、健康相談、疾病の予防及び重症化の予防などの取り組みを実施しておりますけれども、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種の接種率によっては、今後の肺炎患者数や肺炎で亡くなる方の数は大きな差が出てくる可能性があります。町では、令和元年から5年間実施してきております。

実績は、対象者に対して接種率が低かったようであり、新たな60歳の方から始まり、70歳以上まで、これまでも1度も肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方には、5年刻みに対象者を延長し、100歳までの方が対象となり、定期接種や予防接種の機会が設けられているようです。

特に年齢が上がる75歳以降にしたがって、接種率は下がっていくと言われており、対象年齢の引き上げですとか、周知の不十分、ワクチンへの関心への低下なども原因とされており、接種を受けやすい環境づくりの強化が必要となっております。そこで質問となります。

国、県、町の平均予防接種率を含めて高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の接種率、高齢者になるほど重症化しやすいための接種を向上させる上の対策についてお伺ひしたいと思ひます。

栗田議長

健康推進主幹。

健康推進主幹

肺炎球菌は、人間の上気道や口腔内に生息する通常の細菌の一部なんですけれども、時折感染症の原因となることがあって、特に免疫力の低下した高齢者、幼児など感染症のリスクが高い人々に注意が必要で重症化した場合、肺炎や細菌性髄膜炎など様々な感染症を引き起こす可能性があります。

肺炎球菌感染症から保護するために肺炎球菌ワクチンが開発されていますが、一般的には、小児期と高齢者に対して推奨されており、重症化を予防する効果があります。

ご質問にある高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成26年度より、定期予防接種のB類疾病努力義務や積極的勧奨のない予防接種として施行されています。

65歳以上が対象となっており、本人が希望する場合に接種しますが、平成26年度から30年度、平成31年度から令和5年度まで特例措置として、5歳刻みの年齢で未接種者に勧奨が行われ、国は令和6年4月から定期の予防接種として65歳のみに接種することとなりました。令和3年度の国の接種率は37.4%、当町の接種率は、令和6年2月28日現在で、51.7%となっております。

年代別接種率では、当町では100歳以上の接種率は100%、80から99歳までが約70%、70歳から79歳が53.5%、65歳から69歳までが25.4%となっています。

町といたしましては、令和6年度は、予防接種の接種率向上のために、65歳の方は定期の予防接種として、66歳以上の未接種の方で接種希望の方は、令和6年度に限り任意接種として1年間延長して、定期の予防接種と同額の自己負担で接種を受けることができるように、令和6年度予算に計上させていただきました。4月以降、今まで接種してこなかった方全員に個別で案内を送りたいと思います。また、広報やお知らせ版でも周知を図るとともに、町立金山診療所内にポスターによる周知して参りたいと思います。

また、高齢者の肺炎は、肺炎を起こす菌類のみでなく、誤嚥も関係してきますので、誤嚥予防のための口腔機能の改善や、口腔の清潔、かみ合わせの調節、食事の工夫、食事をとる姿勢の改善など基本的なところを実施していただくよう介護予防事業の中で口腔機能改善を実施して参ります。

栗田議長

大場議員。

大場議員

答弁いただいて65歳から69歳までへの接種率はちょっと、やはり低いのかなと思っております。あと、その他70代から79歳は、53%ということで、やはりこの、このぐらいの年齢の方への周知の方をもっともう少し促していただいて、接種率の向上に向けていただければなと思ってますけども、これまでの感染症の対策として、コロナウイルス感染症への予防接種の体制ですとか、高齢者へのインフルエンザ予防接種事業や任意の予防接種などに対して、罹患や重症化予防のため尽力されていることにいたしまして敬意を表しております。

最近では、本当に最近、なんですけども、コロナ感染第10波の到来ですとか、コロナやインフルエンザだけでなく、風に似た症状で、発熱や悪寒、筋肉痛などの症状が出ていると言われている、劇症型溶血性連鎖球菌感染症を発生発症する方も多いようですので、コロナやインフルエンザと同様の5類感染症に定められておるこの連鎖球菌感染者を高齢者だけでなく町民の健康づくりや医療支援制度の拡充が、またさらに必要になるのかなと思っております。

またそこで質問となりますけども、乳幼児や高齢者を含めて健康的に生活ができるよう、感染発病重症化を予防するため、この劇症型溶血性連鎖球菌、また、溶連菌、アデノウイルスなど風に似た症状か

ら、重症化を防ぐ上で他の感染症予防への対策についてお伺いしたいと思います。

栗田議長

三浦健康推進主幹。

健康推進主幹

他の感染症予防の対策として、溶連菌の感染も、まずは喉の痛み、発熱などから始まりますので、同様な症状の体調不良児の鑑別診断が必要になってきます。発熱して、1日ほど経過後に早めに受診して、その病気に応じた治療をしていただくことが必要でございます。

飛沫感染の予防のために、普段からの手洗い、医療機関受診時のマスク着用、定期的な換気など配慮が必要と思われますので、今後も感染症予防のための啓蒙に努めて参りたいと思います。

栗田議長

大場議員。

大場議員

なんか最近コロナウイルスから始め、結構聞いたことない感染症ですとか、こういった症状を似た方から重症化に伴う患者さんが増えているようです。

今後、国の審議会ですら予防接種に関する基本的な計画において、おたふくかぜなども定期接種化を検討されており、また今よりさらにワクチンの種類も多くなると協議されております。

また、この4月より肺炎球菌ワクチンの接種に対しまして、定期接種制度は変更になり、65歳になる年度に接種を受けないと公費助成が受けられなくなるようで、実際に予定、先ほど答弁ありましたように、今年1年間は公費で助成をしていただけるということで、とてもご安心しております。またそれも周知して拡大に向けていただければなと思っております。

今まで実施されていない65歳以上の方ですとか、節目、節目の年齢になる前に、その案内をもう少し、重点を置いて接種を促す形をとっていただければなと思っております。

新型コロナワクチンの特例臨時接種が3月31日をもって終了することに伴いまして、今年度から高齢者などに年1回となりインフルエンザなどと同様に一部負担となるかと思っておりますけれども、そういった一時負担になるケースもあるために、今後のコロナ、先ほど町長から行政報告もありましたように、今後のコロナ感染症対策だけでなく、様々な健康を抑制する上での予防接種を期待しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、大きい2番目になります、持続的な地域資源の活用についてお伺いしたいと思います。

一つ目、森林環境譲与税の今後の活用方法について、質疑をしたいと思っております、金山町の森林面積は約1万2,700ヘクタールであり、町の面積の約8割を森林が占めており、森林の持つ機能は、水源の確保、土砂災害の防止、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収による地球環境の保全、気候や騒音の緩和などの生活環境の保全やレクリエーション、自然教育木材の生産など多岐にわたりその恩恵を将来にわたり、つないでいく必要があることは言うまでもありません。

現状、森林の管理、管理や保全はその所有者の責任で管理するとされておりますけれども、所有者がみずから、経営管理することのできない森林を市町村が集約管理するとされております。そのうち、経営に適した森林は、意欲と能力のある森林経営者に委託し、それ以外の経営に適していない森林は、市町村が管理するとされており、森林整備及び促進に苦慮されていると思われます。

そこで国では、森林保全に必要な地方財源を安定に確保するため、平成31年3月に森林環境税及び森

林環境譲与税が創立されており、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元年から市町村と県に対して、私有林、人工林、面積、林業従事者及び人口による客観的な基準で譲与されております。

また、森林環境税は、令和6年より個人住民税均等割と合わせて国税として1人年額1,000円を自治体が賦課徴収するようになるかと思われます。森林環境税は、森林保全、維持管理、林業産業化にすることを目的に創立されたため、森林を占める割合の大きい金山町にとって、この財源を活用し地域の実態に即した森林保全や山林実態や所有者の把握、地域の林業に関わるプレイヤーと連携して、森林機能の確保に仕組みを整える役割があると考えております。

また森林経営、林業経営の役割は、SDGsの3層構造の基礎であり、取り組みの優先順位が最も高い重要な仕事でもあります。そこで質問となります。

町長より、町内の森林や林業に対する思いはどのようなものなのか。また、森林環境税に対する基本的な考えを町長に伺いたいと思います。

栗田議長

町長。

町長

ただいまの大場議員の質問についてお答えをさせていただきたいと思いますが、町内の森林や林業に対する思いということでの質問でございますが、やはり金山町といえば第1に、金山杉が思い浮かびますし、その木材を使って建てられる金山住宅は、町の象徴となっているということであろうと思います。

また、森林は自然環境の根幹であるとともに、環境負荷が少ない資材として林業を通じて活用されていますし昨今は、大場議員も今おっしゃっておいりましたけれども、地球環境レベルでの適切な取り扱いが求められているものでもあります。

さらには、水の涵養機能もあり、洪水や土砂崩れを防ぐ、防災上重要な面なども含めまして、森林は多面的な機能がありますので、悠久の時を経て今に至るまで引き継がれてきていると考えております。

このような考えをもとに、次世代への引き継ぎの責任を感じつつ、よりよい状態で持続的に森林を活用できる体制にすることが、私どもに課せられた、責務、使命であると思っているところであります。

また、森林環境税に対する基本的な考えということでは、ただ今申し上げましたが、森林や林業に関する思いを実現するための貴重な財源をいただいていると思っております。

財政力が強くない当町のような自治体では、一見不動に見える森林対策については、緊急性の高いその他の事業への予算が優先され、後回しにせざるをえないこともありますだけに、当町のみならず、地球環境全体に関係する森林を適切に管理運営する財源としての森林環境税は、当町にとって大変ありがたい税だというふうに思っております。

森林環境税の目的であります、適切な森林管理を行うためにも交付された譲与税の財源を活用し、当町としましては、あとで必要となります林道等の予防整備、最近出沒が増えており、森林被害が懸念される野生動物の適切な管理、労働力不足に対するICT活用や高性能林業機械の積極的な導入による造林労力軽減などに、まずは重点的に取り組んでおりますし、今後も引き続き取り組んでいく予定といたしているところであります。以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

町長より、答弁を伺ってこの森林整備事業等に活用される森林環境譲与税の自治体への配分強化に向けて林野庁では、基準の見直しが検討されたようで、今までの人口が多い都市部への価格が多く配分されていたようですが、これからは森林面積が多い自治体により多く配分されることもあり、山間地の自治体であるわが町での配分を考慮されることと思います。そこで質問となります。

山形県の緑環境税も、県民税均等割に加えて、山形県民は納めており、重複した形で、この森林環境譲与税も配分されるということで、森林環境譲与税の使い道は実際の裁量に任せられるとされており、森林整備及びその促進に関する費用や、森林整備を実施する支援などに関する費用に使うという縛りがあるため、その具体的な活用の考えと林業従事者や森林所有者との関わりなどの事業展開などを伺いたいと思います。

栗田議長

産業課長。

産業課長

ただいまのご質問にお答えいたします。まず森林環境譲与税の使い道につきましては、基本的な考えのところで、町長から、お答えを申し上げましたが、最終的な目的となります手つかず、或いは整備の遅れている森林の整備を進めることを重点として行う考えです。

その中で林業従事者には、直接的に作業の中で、また森林所有者の方には事前に考えをお聞きいたしまして、極力その要望に沿った形で、森林整備を行うことで、関わりがあるものと考えておりますので、今まで述べましたようなことを踏まえ、適切に事業展開をして参りたいと思っております。

また、大場議員からもありましたように、なかなか手がつけられない山林につきましては、この財源を活用し、経営管理を町や民間が行う仕組みもできましたので、その意向がある場所につきましては今後、具体的な取り組みへと進めていくことも必要となっております。

なお、先ほど大場議員からありましたが、交付される算定基準につきましては、人口林面積と林業就業者数及び人口割という三つの指標となっておりますが、森林が多い自治体からの要望等もあり、令和5年4月からこの割合が変わりましてこれまで、5対2対3、面積が5、就業者数が2、人口割が3といったウエイトから、5.5対2対2.5面積割が、若干0.5増えて、人口割がちょっと減っているというような、配分割合というか、算定基準となっておりますので、多少ではありますが、これまでよりも面積割のウエイトが増加し、森林面積が多い地域への交付が増えることとなりましたので、町としても有効に活用していきたいと思っております。まずは以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

ありがとうございます。その配分も少しながら、町へのこの貴重な財源を活用していただいて、森林整備並びに先ほど町長からもありますように、鳥獣被害の方にも向けられるのかなと思っておりますので、この点に関しましてはやはり荒れた山地のないような形で、パトロールなども強化していただいて、やはり現場の声であります、農作物を作っておられる農業の方々ですとか、近隣の住民からの声も聞いていただいて、他の自治体のような形で拡充されて今後もその被害のないような形をとっていただければ

ばなと思っております。

国勢調査によりますけども、林業従事者の数は、長期的に減少傾向であって、この高齢化率は全産業平均に比べ高い水準にあります。農業従事者と同様に、林業従事者への高齢化などで人材不足も考慮すべきであり、林業の新たな担い手確保と育成にも注視すべきであるかと思います。

有効求人倍率は全産業平均よりも高水準ではありますが、若手人材の定着しづらさや、そういった観点からも考えられることで、担い手育成ですとか、将来を担う子供たちへの教育指導の方にもこの予算を充てられるのかなと思っております。そこで、そこで質問となります。

担い手育成や、将来を担う子供たちへの教育指導への活用としてどう考えているのか。

また、町内の地域資源の循環として、木材生産流通に関して、町との関係性はどのような関係性になっているのか、お伺いしたいと思います。

栗田議長

産業課長。

産業課長

まず初めに、教育指導への活用に関しましてですが、こちらの方が先ほどありましたような、県税でありますみどり環境税の活用を中心に考えており、みどり環境税県税と国の環境譲与税の使い道は、切り分けて考えているところでございますが、主に小中学校での主体的な活動や取り組み、教材の購入などのために学校に助成をしておりますし、この点は、教育面として今後も継続していきたいというふうに考えております。

具体的には補助金を利用して、木材を活用したフォトボックス作りですとか、木工クラフト、版画制作や実際屋外に出たの森林自然環境学習などを行っております。

また、緑の少年団活動といたしまして、県全域を対象としました、森の感謝祭と最上地域の森の感謝祭、あとは蔵王や弓張平などでのサマージャンボリーといったイベントへの参加の呼びかけ、あと交通手段の確保、引率対応などを行っております。

こういった活動支援につきましては今後も引き続き行って参る予定ですし、こういった面で、小中学生のうちから、こういう森や林業への関心を高めていってきたいなということで、ひいては、林業従事者が増えていければなというふうにも考えているところでございます。

後段木材の生産流通に関して、でございますが、現在の取り組みといたしましては、国の補助事業であります、林業成長産業化事業などを活用して、森林組合での高性能林業機械の導入ですとか、町内の木材運搬業者のトラックの購入への補助などの支援を行ってきているところですし、今後もそのような要望を踏まえまして、積極的に国への申請など取り組んでいきたいということを考えております。

国の方譲与税の財源につきましては限りがございますことから、県とも協議しながら、県のみどり環境税の財源との住み分けを明確にし、国の譲与税だけでなく、県税や、或いは国の補助事業、また関係職員によるきめ細やかな支援など、様々な面で林業振興策に取り組んで、さらに、担い手不足をカバーするためには、高性能林業機械の導入促進などまた、教育の充実から担い手育成へとつなげていく、こういった形で、林業全体の振興を図って参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

栗田議長

大場議員。

大場議員

答弁いただいて一つ、再質問をしたいと思います。やはりこの人材不足どの産業もそうなんですけども、林業にとりましては本当に機械を操作するその担い手の方も育成するべきかなと思っております。

また先ほど答弁のありましたように小学校の統合に伴って、緑の少年団の活躍の方もまたさらに増えてくるのかなと思いますけども、緑の少年団の活動に対して今現在、参加されている子供たちの数がわかればお伺いしたいと思います。

またそれもなんですけども、中学生ですとか、そういった授業踏まえて、様々なところで研究発表をされている機会がありますので、そういった木材や町内の森林を学習した成果についてお伺いしたいと思います。

栗田議長

川崎産業課長。

産業課長

具体的に、小中学校への支援の中での具体的な活動に関してでございますが、例えば今年度まずは、緑の少年団の小中学校への支援としての内容としてでございますが、実は中学校の方からはここ何年か、要望が出てきてなくて、実際、緑の少年団の活動というのがなかなか停滞している、部活動とか、働き方改革とかいろいろな要素はあるかと思うんですけども、町としましても中学校に関しては、今後も要望していただけるよう働きかけはしていきたいと思います。

小学校に関しましては、統合前、有屋小学校、明安小学校を含め、補助金を出してそれぞれ学校独自の事業をしておりました。統合後、今年度の活動といたしましては、金山小学校一本で、先ほど申したような、フォトボックスづくりですとか、木工クラフト、自然観察学習、リース制作など木工の製作、あと版画の製作、そういったようなものを、学校の授業の一環として取り組んでいただいております。モルックの体験などもやっているようです。

あと緑の少年団活動として、だいたい年間3ヶ所ぐらいでいろんなイベントがございます。令和3年度よりも前、令和2年、3年に関してはちょっとコロナでいずれも中止となっているんですが、昨年、令和4年度の事業実績としましては、有屋から蒲沢に抜けるところで、県の森の感謝祭を行っておりまして、ここには総勢124人の参加者がありましたがそのうち、金山小学校緑の少年団からは17人の児童が参加しております。

令和4年度に関しては、蔵王ライザでのサマージャンボリーですとか、最上地区緑の少年団交流研修会などもあったわけですが、いずれも参加者はおりませんでした。

今年度につきましては、まず、山形森の感謝祭は山形市内で行われているんですが、こちらも参加者がおりませんでした。募集をしたところだったんですが、なかなか希望者がいませんでした。

あと8月に行われましたが月山弓張平でサマージャンボリー、こちらは3人の少年団、緑の少年団の方が参加しております。あと、最上地域の森の感謝祭、9月に行われておりますが、鮭川村エコパークでしたが、こちらもちょうといろいろな行事もあったこともあって残念ながら参加者いないような状況でございます。

今後も引き続き学校の方には、以前ですと先生方が引率していただいて対応して下さっていたんですが、やはり昨今の働き方改革ということで、なかなか先生方の動きも難しいということで最近では、産業課の職員が対応しているような状況、もちろん今までも産業課の職員も一緒に行っていたんですが、最近では産業課だけの引率ということで、人数によっては町のバスなども手配しながら対応しているとそ

ういったような状況でございます。

以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

やはり子供たちへの教育の指導という形でやはり緑に携わる関係するイベントですとか、そういった事業に参加される方が、少なくなってきた傾向も踏まえた上で、やはりさらなる教育指導の方もしていただければなと思っております。

今年の春には、4月に開校されております。農林専門職大学の開校も踏まえて、今後林業に携わる若者たちですとか、農業経営者、林業経営者が増えることを願っておりますけども、当町におかれましての専門職大学への関連についてお伺いしたいと思います。

栗田議長

町長。

町長

農林専門職大学がこの4月から開学になるということで、大きな期待は寄せているところでありますが、募集に対する受験生の応募状況としまして、農業を関係については、ほぼ大体定員に近い人数が集まりそうだということが報告あったかと思いますが、林業経営の方につきましては、なかなか定員が定員自体も、農業より少ないんですけれども、その定員についても、なかなか応募者が満たらないと、半分以下ぐらいの途中までのお話ですと、そんなこともありましたので、なかなかやっぱり林業系を目指す学生さんというのが、今現在厳しい状況かなとそんな思いをいたしております。

ただまだ1年目ということで、見方は様々あるかと思えます。1年目だからこそ、期待が持てるという部分もあるかもしれませんが、あと、やはり専門職大学のよさというのは、広がりはいずれ出てくるという部分があるかと思えますので、これが最終的に応募者がどの程度あるかちょっと今のところ把握しておりませんが、定員に満たないとしても、2年目、3年目に少しずつ増えていただければそれはそれでいいものになると思えますし、実際、特に林業に力を入れている当町につきましては、林業方面に進学をして、そこで勉強して、そうして現場に戻ってくるというようなことがあれば本当に理想的だなというふうに思えますので、是非ともその町の中でも、そういう、専門職大学を希望されて進学されることを望みます。

今現在では、農業を関係の方にも1人進学希望がありまして、そちらの方が内定をしているようですが、林業の方は残念ながら今のところ、まだいないようであります。

そういったことから、まだまだこれから本当に初年度でありますから、多くの学生が本当に申し込みをされて、場合によっては他町村の生徒さんであっても、様々の研修を通じて、例えば金山で研修を受けていただく場面もありますので、そこら辺で金山の林業のよさとか、そういったものに触れていただいてこちらに就職されるというようなことも期待はしなくはないところでもありました。

でも、第一義的にはやっぱり町内の方が、林業関係の方にも進学希望されて、そして学んで戻られるということを期待するところではありますが、今のところ、1年目の応募状態としては林業の方にはちょっと申し込みがないという状態でありますので、そこは少々寂しいといえますが残念な面もありますけれども、今後の専門職大学のなんていうか、よさといいますかそういった部分をもっともっとPRして、

本当1人でも2人でも、農業関係者もそうですし、林業方面についても、進学を希望される人を、そして、将来の担い手として、ぜひ担っていただければありがたいなというふうにそんな思いでございます。

栗田議長

大場議員。

大場議員

やはり町長から今答弁があったように、ちょっとこの農林職専門大学の林業に関する希望者の方が少し、私も新聞や報道で知って少なからず、農業と同等の人数がいるのかなと思って期待をしていましたけども、やはりその現場、最上管内もそうなんですけども、現場での苦勞ですとか、そういった働き、働いてる事情もとらえた上で、ちょっと各自自治体からの専門職大学へのPRとともに、林業や農業に対するPRの方も、もっと増やしていただければなあと思っておりますので、今後に期待したいと思います。

1月末に議会常任委員会で研修した秋田県の由利本荘市に訪問した際に、市では豊富な資源である木を活用した事業で、木育に主を置いて、木材の活用と子供の遊び場を兼ねた、施設建設と運営や取り組みについて研修して参りました。

そこでは廃校を利活用し、地元産材、県産材を活用した新たな雇用についても、生んでおりました。

木材資源を暮らしの空間に取り入れて木工職人の育成や働く場の創出を図る財源に、秋田県の森づくり税の補助金ですとか、この森林環境譲与税が活用されておりました。

庁舎内の備品ですとか、おみやげ品の木材製品開発での取り組み、森林への関心を高めるといふ、目的にこの地域資源を木育ってという体験、塾といった校外学習で、子供たちへの関心を促していたようです。

まさに、関係者だけでなく、一般の方々と一緒に目に見える形で、森林と関わりが密接であるなど感じて感心してきました。これもやっぱりこの町政の配分により、なんですけども、使い道は、本当に多岐に渡る使い方があるのかなと思っております。

町制施行100周年を迎え節目となる行事ですとか、イベントが開催される期待感や、金山杉の樹林のように80年と、これからの地域資源に対する施策も新たな模索を検討すべきことと思っております。

森林の有効活用を改めて、ゼロカーボン宣言を機に、森の恵みを最大限に町内循環できるチップボイラーの有効や、鳥獣対策における雇用も併せて、農林連携も重要と思います。森林環境譲与税に係る森林環境税についても、私たち国民一人一人から徴収される税金であります。ぜひ見える形で、町民の皆様からも、理解していただけるような、利用方法と潤いを生み出せる活用であることに期待して一般質問を終わりたいと思います。

栗田議長

次に、須藤典夫議員の質問を許します。

須藤議員。

須藤議員

5番、須藤です。よろしくお願いいたします。それでは私からまず最初に生活排水処理基本計画について質問させていただきます。

町の一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理基本計画では、公共下水それから農業集落排水、合併浄化槽の対応で事業を推進しております。

近年、家族数の減少を背景に子供が出ていって、2人になったが、合併浄化槽の経費は安くない

ので困っているという声がありましたので、調べてみたところこのようになっておりました。まず、公共下水使用家庭、この家庭は70代の2人暮らしの世帯ですが、年間料金下水料金ですね、これが3万3,286円でした。全体の平均料金ではありませんのであくまでも参考の使用料金として見ていただきたいと思います。

次に、合併浄化槽を使用されている家庭、5人槽です、2人暮らしの世帯の場合です。

まずですね、これ合併浄化槽を利用されてる方はわかるんですが、公共下水とか農業集落排水の方の方々はなかなかこの合併槽の管理費わからないのでここで説明します。

まず1年間の保守点検料、というのがあります。これは、金山の場合は指定業者、マルコウ環境さんが行っておりますので、1社です。この業者の方で、年間3回なんですけどまず4,950円、1回ですね、これが3回あります。それで1万4,850円かかります。次に、法定検査料これは5,500円で、1回年1回です。これが5,500円かかります。次にですね、清掃料というのが、これ汚泥のくみ取り料になります。

これは、これもマルコウさんの方に聞きしましたが5人槽の場合です4万1,800円が標準だそうです。それとですね、この浄化槽を機能させるために、風を四六時中送っているそのブロワーという機械があります。これの電気代というのが、おおよそこれは機能によって違うそうですが、おおよそ、年間5,000円と見ました。これ合わせますと、下にありますようにですね、年間の合併浄化槽の管理料、使用料ですね、これが6万7,150円になったことということなんです。ただしですね、こういうふうになっておりますが、この清掃料については、年1回が基本なんですけど、えっとですね、汚泥の状況によってはですね、1年を超す場合もあるということです。

このように、合併浄化槽の維持経費は固定化されていると言ってもいいと思います。それに対してですね、水道の使用料で算定される公共下水こちらはですね、家族数が少なくなること、ちょっと待ってください。水道の使用料、固定算定される公共下水よりは、家族数が少なくなるとですね、経費が割高になっているということがわかっていただくとと思うんです。

今後この浄化槽を適正に管理維持していただきたいわけなので、そのためにはですね、そろそろ何らかの支援が必要ではないかというふうに思ったところです。

それでいろいろ調べてみましたらですね、合併浄化槽維持管理補助金というものを交付している自治体があります。ところが、まだですね山形県内ではありません。ですが、当町ではですね、私今回調べていたんですが、やはりこうした浄化槽を持って、推進しているわけなので、そろそろ考えていただいてはいかかなということを思ったところなので、これについて伺いたいわけなんです。いかがでしょうか。

栗田議長

町長。

町長

それではただいまの須藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。大体調査もされておりますようですから、大体、そういった認識はほぼこちらで把握しても同じような状況ではありますが、お答えをさせていただきます。

現在合併浄化槽に関する補助事業ということに関しまして、合併浄化槽処理区域におきまして、単独浄化槽や汲み取り便槽からの転換を促し、生活排水適正処理化の推進を図るための設置工事等にかかる費用につきまして、一定の補助金を交付している状況にあります。

一方で、公共下水道認可区域及び農業集落排水処理施設区域では、宅内の管路から公共桝までの接続

に係る工事費用は、全額負担していただいておりますし、公共下水道認可区域では、接続加入に当たり、受益者負担を付加しているところであります。

このように、初期の設備設置段階では、合併浄化槽設置の方が、公共下水道及び農業集落排水への接続より負担する費用が抑えられている状況にあります。

また、公共下水道及び農業集落排水の使用料と合併処理浄化槽の年間維持費を比較いたしますと、各世帯の生活様式による水道使用量によるため、一概には言えない部分ありますが、ただいま須藤議員が述べられた経費は概ね2人世帯の公共下水道使用料金の平均値と理解しておりますが、合併処理浄化槽の年間維持費につきましても、概ね述べられたとおりの、先ほどの経費になるのではないかと思います。この数値で比較した場合は、合併処理浄化槽のランニングコストはやはり割高になっている状況にあると思っております。

ご質問のとおり、全国の自治体においては、まだまだ少数ではありますけれども、合併処理浄化槽の維持管理に補助金を交付している自治体もございます。補助金を交付することで、補助対象とならない単独浄化槽や汲み取り便槽からの転換促進や、合併処理浄化槽の適正な維持管理に繋がる効果が期待されるものだと思います。補助額の算定につきましては、申請世帯の前年度水道使用量を用いての積算、定額補助額など、自治体によって補助内容は様々なようでありまして、これも先ほど須藤議員があるからありましたけれども、山形県内では、まだまだご提案の事業を導入している自治体は現在のところありません。

ご質問のありました令和6年2月末現在の合併処理浄化槽処理区域における、設置世帯469世帯のうち、世帯構成が70代以上の高齢者世帯は約50世帯で、60代2人暮らしや70代以上の親と暮らす50代以上の子の世帯も数多く見られる状態にあります。

今後、世帯構成が70代以上で構成員が少数である世帯数は増加していくことが予想されますが、合併処理浄化槽維持管理への支援制度を創設した場合、補助対象となりうる世帯が、一定年にわたり増加することや、長期にわたる同一世帯への継続的補助金交付も想定されるところであります。

そのため、予算確保や制度設計などの考えられる課題を、整理をしつつ、県内や管内の状況を知る担当者会議などでも、こころの状況把握をさせていただきながら、合併浄化槽の維持管理への補助に関しましては、今後も注視するとともに、それから導入可能なのかというところについては、今後さらに検討させていただきたいというふうに思います。

併せまして、町民への生活排水対策の啓発と、生活排水処理率の向上に引き続き取り組んで参りますが、今申し上げましたように、合併処理浄化槽の維持管理についての補助というところでは、これからのどれぐらいの金額を要するかというところで、なかなか単純にこころの補助の状況をやっていくという判断が、今時点では難しい状況だというふうに考えておりますので、さらに研究をさせていただいて、場合によっては先ほどちょっと申し上げましたが、世帯区分によってやっていくとか、こころを、どこのあたりをすることで少しでも取かかりといいますか、こころが糸口として、できるところを探るというところから始めていきたいと思っております。

栗田議長

須藤議員。

須藤議員

作業を進めていただけるということで、まずは、ありがとうございます。

それですね、合併浄化槽の耐用年数っていうんですが、これはですね一応30年というふうな目処が、国の方が出てますが、町でも設置してからすでにそのぐらい経過してると思いますが、まだ更新という件数は、環境整備課の方に聞いたら、ないということですのでかなりもつものだったか、半永久的にもつんじゃないかなというふうな感じもしますが、我が家でも合併浄化槽ですが、依然として何も事故等はありませんので、とすればですね、やはり維持管理を適正に管理していくことで、新しくまたですね、故障して入れ替えるとかということがないように、今後ともですね、やはりその辺も考えてこの管理費に関して、何らかの施策を考えていく必要があると思います。

もう一方でやはりその公共下水道、農業集落排水事業等の公平さですね、保全するという、水質の保全というふうな意味合いからしても非常に公共性の高い衛生事業でありますのでこの公平さというところとしても、どの部分をですね、それを支援するかということになるわけですが非常に業者、要するに管理業者が一社ということで、競争原理働かない部分に関してですね、それから法定の水質検査、これは、これは法定ですから、必ず受けなければ使えないということなので、この部分に関してですね、やはり何らかの汚泥に関しての汲み取り量とか、電気料とかってのはなかなか、5人槽とか6人槽これでまた機能が違ってきますので、考えなきゃならないと思いますが、二つ先、前に言った二つに関しての支援策は、非常にこう一定化しますののでできるんじゃないかというふうに私なんか思ってるんです、それから、もう一つはですね、考えなきゃなんないのが、最初に、まず、合併浄化槽の申請があるときに、最低の規模が5人槽なんですよね。

それで、5人家族の方は当然5人槽を設置して希望して、町の今100%外工事に関しては、100万ですか、120万かな5人槽で、ですね、満額出てると思うんですが、ですから、5人家族の場合、5人層にするんですよ。

ところが、先ほども説明の中に言いましたけれども、家族、子供たちが外に出て、そうすると当時は5人槽の方が公共下水よりも安いかもしれません。全体の経費はですね。

ところが、2人だったり、1人という家庭もどんどん増えていますので、5人槽そのものを小さくするわけにいかないわけですよ。

それが最低規模の合併浄化槽なので、ですから、人数が減ることによって、その1人当たりの管理費が高くなってくると、こういうふうな仕組みなんですよね。その辺をよく考えていただきたいと思うんです。ですから義務的にその払わなきゃならない管理費と、水質調査費、この辺に何らかの支援は、可能ではないかということですね。

それから5人層を設置して、現在2人になったというこのその辺の把握もしながらやる方法もあるかと思います。

ですから、設置した時は、5人槽だったけれども、家族数が減ったんで、負担率が高くなったという過程を拾い上げて支援をするというふうな、そういうことですね、ぜひ県内でまだないっていうのが、ちょっとそういう声がないということなのかわかりませんが、金山の場合こういう声が出てきているということで、予算の話もありましたが、ですね、何とかならないかなというふうに思っておりますので、ぜひ作業を進めていただいてですね。

適正な管理、維持をしていただくということで、この事業がさらに推進されればというふうに思います。この件に関してはまず、今後とも期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次のですね、二つ目になりますが、これも以前私の方で質問させてもらった続編でございま

すが、（仮称）石碑公園、というのが小学校の前にあるわけですが、こちらのですね、あり方についてお聞きするんです。

そこに有屋、稲沢地区出身の元参議院の議員方で、戦後ですね、農地解放と自作農の確立の推進に尽力された小林亦治先生の胸像が、魚清水の糠塚というところに、本当に山のところで、あまり知らないと思います。皆さんあんまり知らないでしょ。わざわざ行かないと見えないところがあるんですが、そこにあるんです。

これをですね前回今後整備される（仮称）石碑公園というところに、移設を検討、私の質問に対して町の方では検討したいという答弁をいただいております。その話は、今後、今進んでいるのかということでもまずお伺いしたいと思います。

栗田議長

町長。

町長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきますが、須藤議員からは、令和4年3月定例会におきまして、一般質問の中で、ただいまお話のありました、有屋稲沢出身の元参議院議員、小林亦治先生の胸像のことにつきましてであります。岸宏一先生とともに、金山町の歴史に残る偉人であるということからも、岸宏一生の胸像と、併設といいますか一緒に設置するというご提案だったというふうにとらえておりますが、その時点では、そういう案も確かに一理あるなというふうに考えておったところもございますが、後程ちょっと申し上げますけれども、若干小林亦治先生に関連して、地域の方々の声なんかもお聞きしておりましたので、そこら辺も少し申し上げたいと思いますが、魚清水地区のご高齢のある方から、小林亦治先生のことについて、山形市に住居を構えながら、自費で糠塚会館等を整備して、御夫妻で地区の方々と懇親の場を数多く設け、地区住民との親交があったことを鮮明に記憶しているというお話しなどを懐かしくこう話されている、そういったこともお聞きしたところでありますし、そして小林先生が郷里稲沢を望む、景勝の地糠塚にみずからの胸像や墓碑等を建てた経緯や、今後、小林先生、ご本人の意向を最優先に、その時点で、魚清水地区にそれらを建てたということがあったと思いますが、それを魚清水地区で地区公民館としてその後、管理している糠塚会館敷地内に、末永く保存していくことは、今時点では、良策ではないかというふうに判断しているところであります。

その理由も後でもう少し申し上げますが、一方で、ご承知のとおり岸宏一先生に関するものがございます。町内、620名ほどの皆さんからのご賛同をいただいて、顕彰会で、胸像をお建てになったわけですが、令和元年8月に自宅敷地内に設置をされた岸先生の胸像であります。令和3年9月に大堰公園に移設をし、そしてその時点で町に寄贈していただいて、その際、158万を超える寄付を顕彰会からいただいております。それを今後の胸像の管理経費として活用することといたしているところであります。

岸先生につきましては、私から申し上げるまでもありませんけれども、金山町長に、四半世紀以上となる7期27年在職され、現在の町の礎を築かれ、そのあと、参議院3期18年在職され、その際には、厚生労働副大臣等の重責を歴任するなど、金山町の歴史に残る偉人というべき存在であるかと思います。

そして町民から深く尊敬され誇りとされる方でありましたことから、金山小学校に通学するその当時統合、ちょうどその頃に話題になっておりましたので、金山小学校に通学する子供たちに、岸宏一先生の胸像を、見ていただきながら、功績に触れていただく、そういった機会もふやしたいという、そうい

った岸宏一先生、顕彰会のご意向もありましたし、そういったご意向によりまして、町有地である大堰公園内への設置を町といたしましても、よろしいんじゃないでしょうかということでした承させていただきましたところであります。

大堰公園内にある岸宏一先生の胸像の設置場所につきましては、最善といいますかふさわしい場所だというふうにとらえておりますので、現状を変える予定は今のところございませんけれども、景観審議会の専門委員の先生方からは、ご意見をいただいているという実態もございます。

そういった今の状況の中で、さらに、そこに小林先生の胸像を移設するということについては、やはり大堰公園内の景観でありますとかデザインとか、そういったものをさらに変えてしまうというようなことに繋がってしまうという危惧もございますので、なかなかそれについては、今のところそういったことについては、実施は難しいのではないかなというふうに考えているところであります。

こういったことに加えまして仮称先ほど須藤議員の方から、石碑公園整備ということについてでございますが、これらにつきましては、事業としましても、様々な温泉施設の改築でありますとか、中央公園整備のこれからの事業計画でありますとか、早期実現に向けて準備を進めていかなければならないものもございます。

そういった財政計画上でも、どうしてもそちらを優先をする必要もあることから、仮称の石碑公園の整備ということについては、若干優先度としては、後回しにならざるをえないのではないかなというような考えでおります。

そういった意味では、前回の答弁とあまり進んでないというのが実態だというふうにとらえております。長期的な視野に立ちまして、整備計画を、まずはそういう形で進めていきたいというふうに思っております。

町内には、こちらで把握しているものとしまして、12体の石碑に加えて、八幡公園の情報公開モニュメントでありますとか、大柳公園の平和の塔も有しております。

さらに今お話のあります、魚清水地内の糠塚の小林先生の胸像を含め、貴重な史跡等の紹介など、次代の金山町を担う小中高生を中心に、ソフト面での歴史や功績等を紹介する機会をふやすなどのことをまずやって行くことは、難しいことではないのではないかなと思っているところでありますので、そういう面では、いわゆる移設をということについては、引き続き、十分な検討は必要だろうというふうな、今の考えでいたところでございます。よろしくお願いします。

栗田議長

須藤議員。

須藤議員

それはちょっと難しいだろうと、いうお話です。そうですね。（仮称）石碑公園という整備について、今、町長の方から、今後についてのあり方っていうのは、難しいということでちょっとね、整備は今できないという事でしたがこのことについてですね、町長もちょっと触れてますが、町の景観審議委員の林寛治さんからかな、こういうふうに、言われてるんですよ。

「建物や記念碑を設置するのは、厳禁」とする内容の意見が、これ金山広報10月号に掲載されております。多分その何かそのニュアンスが今ずっとこうずっとこう伝わって、そういうことで景観審議委員の林寛治さんから、そういう、投稿がありました。

この意見についてですね、今ちょっとお話ありましたけれども今の町側のコメントっていうのが、今

まで出されてないなというふうにずっと思ってて、議会にもそういうお話がなかったと思います。それでですね、ちょっと今の中では、岸先生の胸像に関しては、変更しないんだと申しました。

この景観審議会の林先生が10月号に掲載された件に関して、そのとおりだと思っておられるか。反論、町の施策としてのそこに移設したのは議会も含めてですね。議決も経て、予算をつけてしたんですよ。そういう、きちっとした手順を踏んでやってるわけです。これらについて、こんなもん駄目だって言ってるんですよ。

この意見に対して反論しないということなのか、それとも、一意見として、個人の意見として受けとめていくと、ということなのか、ここきちっとやっぱり確認しておきたいんです。

どうでしょうか。

栗田議長

町長。

町長

大変痛いところついたご質問だというふうに受けとめておりますが、これまでの状況からすると、今までは、一つのご意見として承るで、過剰な反応はしないといえますか、今設置している場所については、先ほどちょっと触れましたが、顕彰会の皆さんのご意向を中心に考えて、次代を担う子供たちから、岸宏一先生という存在を見れる機会の場所というようなこととそれから功績を偲んでもらうということも一つの大きな目的として場所を選定、あそこが見てもらった時にあそこがいいということになりましたので、それを、片や林寛治先生が景観審議会の先生からすると、大堰公園というのは、そういったデザイン上はそういったことが入ってないんだということで、それなりのご意見をいただいて、投稿があり、そのあと、私はその場におりませんでしたけれども、景観審議会の会議の場面でも同様の発言をされておりますので、林寛治先生としては確固たるご意見として述べておりますが、だからといって私は、簡単に移すというのも、やはりあの場所あの場所で、先ほど申し上げた子供たちが通学する上で、目に触れるという機会としてはいい場所であり、あとは、この点について言うと専門性は、林先生はずっとデザインとかそういったことはもちろん専門性があるわけですが、そんなに邪魔になるのかなという思いもありますので、正直、これまで反応をあまりしなかったというのは、時間がたてば林先生も落ち着いてくれるのではないかという期待も、正直、私自身は思っておりました。

ただ、なかなか、正直その期待には、そうそう答えていただけることではないかと思いますが、ただ状況としましてもう一つ一番最初に設置された場所が、岸先生の住宅敷地内ということ、そこから移転をしたわけですが、これについては今度、岸家の土地、家屋について、町の方で譲り受けるというふうな形にもなりましたので、今戻すにその場所というのは当然、また同じような町の所有地になるということもあるし後、逆に言うと、今後の流れから言えば、一番最初の設置された場所は、まずちょっと、今後の流れからすると、難しい状況になると思いますので、今時点のあの場所というのは、ベストではないのかもしれませんが、それなりにふさわしい場所ということはいえるんじゃないかというふうに、そんなふうに思っております。

その意味で、須藤議員からは、その林先生なりのご意見に、コメントすべきじゃないかというようなことだと思いますがコメントの内容も、どういうコメントができるかというところでも、なかなか簡単なものでもありませんし、そういう意味では、時間、さっき私もこちらの姿勢としては、時間で少し経過することで、先生なりの考え方も変わる可能性があるのか、ないのかもわかりませんが、より適地と

いうのは見つかるということがもしあれば、そんなことも考えなくないですけども、今時点で、次の適地というのは果たしてあるのかといった場合でも、そう見つかるわけでもないので、まずは、林先生がどんな、行動というか、にしましても、こちらとしては、推移を眺めるというか、そんな対応でこれまでもきましてこれから、当面は、そんな感じをやっていききたいというふうな思いであります。それで須藤議員も何かいい提案がありましたら、お聞かせをいただきたいと思いますが、ちょっと今時点ではそんなところですよ。

栗田議長

須藤議員。

須藤議員

ですね、もう胸の内はよくわかっています。言っても、多分林先生は聞かないと、ということが前提にしてあるかと思うんですが、ただですねこの公園の位置付けですよ。

そこに、石碑なり、胸像を建てるようにしてもですね、この位置付けに関しては、林先生が言うように、そんなもの何も駄目なんだというその景観審議会のところでの協議の中でそういうふうな位置付けをされていると、で整備されたという前提が、町の方でうまくそれが消化されているのであれば、こういう問題が起きてこないと思うんですよ。

だから、ここまず、そこにどんなものができるかじゃなくて公園というものが、町の考えとですね、景観審議会の先生が、その構想したものというのが、何かきちっと整理されていないのではないかと、いうふうに思うんですよ。

だから何かやれば、多分また、これをまた動かすとか、そういう話になるかと思いますが、その場合公園のあり方というのが、明確でないから、また適当なところにあれば、動かしましょうと、こういう話になると思うんです。これでは困るかと思うんですよ。

ですから、まずこの公園のあり方というものを、とにかくここはちゃんと先生方とお話をしてですね、役割を明確にさせていただくという話し合いは、やっぱりきちっとやらないといけないと思うんですね。そういう公園のあり方については話はできるんじゃないでしょうか。そこだけ、まず、どうですか。

町と、その景観審議会の先生方のその構想とのすり合わせをもう1回確認するというのをやって、私はやっていただきたいんです。その辺はきちっとしていただきたいんですがいかがですか。

栗田議長

町長。

町長

公園のあり方について景観審議会の先生方とすり合わせるというようなお話、それはやっぱ、どっかの段階ではやるべきことだと思います。さっき景観審議会の林先生が景観審議会の場で協議をされたというお話ですが、協議されたというのとはちょっと違います。

というのは、協議題としてすることがあったわけではなくて、その他で林先生が、このことについて自分の意見を述べたと、という形だったようです。

実際問題このお話があった際に、途中私も先ほどもちょっと申し上げた顕彰会の方々若干名の方々とお会いして、こういったご意見があるということで、どう、どう扱うべきかというところの投げかけともちょっと違うんですが、お話をいたしました。

そうしましたらあその場所はやっぱりそういう方々から見て適地だというご意見がありましたし、

私自身もふさわしい場所だというふうに今も感じてる部分もありますので、だからそこは、いつかはちょっと今までのところは、状況を眺めているという感じでございましたけれども、1回は面と向かっていいですか、お話をするという事は、どっかの段階では、やっていきたいというふうに思います。なんていいですか町の、例えばその当時設計を片山先生なりがされて大堰公園作ったと、そのあと、かなりの年数が経過しました。その時に、町がそれをちょっと手を加えるといいですか、そういったことについて、全くそういったことについて、全くできないものなのかとかっていうところについては、やはり様々のご意見もあるところだと思います。

ただ、当然、移設の段階で正式に両先生にお伺いを立ててしたものではなかったということはあったと思いますので、そこは、やっぱりご指摘を受けても、致し方ない部分はあったのかなというところはございますけれども、ただ一方で、どこまでも、その当時のままでいかなければならないのかといったときに、時代とともに、或いは状況が変化して、或いは場合によっては、それを町なりに、ちょっとしたことを修正をする変更するということについて、すべからくその当時の先生方に相談をする必要があるのかどうか、そこも、もしかすると議論の分かれるところでもないかなということも考えます。

それは、さっきもちょっと申し上げましたが、顕彰会の皆さんとしては、やっぱりあそこは適切だという、今回は、胸像の件でありますけれども、胸像以外のことでもあるかもしれませんが、あと、例えば、何て言いますかこれからますます年数は経過しますと、林先生なり片山も先生も現役のままでいられなくなる事態も当然あるわけです。

そういった場合に、頑なにそのままにやっていくということについて、どこまで、担保されるのかといいですか、そういったところ、それらについても、実際何らかの行動を起こす際は、そこら辺を十分検討する必要があるんだろうと思いますが、でも全くその当時とやはり年数が加わることによって、役割に変化を持たせるとか、そういったことも、あってもいいかもしれないという思いがございますので、これは今回の大堰公園についてそのことを先生方にお話した場面はありませんので、今後先ほど、その先生方との話をする際には、そういったことなども、理解していただく努力といいますか、そんなことのひとつとして、お話をしてみたいと思います。

そういう意味ではこれまでは、先ほど繰り返しになりますけれども、この状況がありましたけれども、今のところに直接こちらの方としては、反応していない状況でありますのでありますので今後、機会をとらえて、面と向かっての話し合いをして、やんばいな着地点まで至るかどうかわかりませんが、そういった努力はしていきたいと思います。

栗田議長

須藤議員。

須藤議員

なかなかですね、景観審議会の先生方ご意見ってのが、今回この大堰公園に関してのご意見をいただいているわけですけども、これにのみ限らずですね、町全体のいろんな新しい施策に関して、常に町長だけでなく担当課の方々も含めて、そのなんていうか垣根をねどう超えていくのかというのが、超え方の仕方がなかなか見えてないという気がしてならないんですよ。ですから、そういう時代の背景もあって変わっていくんだよというのはこれ誰にもわかること、でも先生方がガンと来るとですね哲学なり、設計学なり覆しながら、その垣根を超えるというような、やっぱり我々含めて、町長ですねやっぱりどっかでちゃんと向き合って、時代の変化に対応していく町づくりというものを考えていくんだよという

ことも先生方にもわかっていただいて、一緒にやる方向をですね、やっぱり、ただ意見を聞いて、そのまま過ごしていくじゃなくて、いかにですね先生方の協力を得ながら、そしてですね新しい町づくりに進んでいけるかっていう、やっぱりその垣根越えをやらないと、またこういうことが、いつも起きてくるのではないかという心配がありますので、まず、この件に関してはですね、小林先生の胸像に関してはちょっと棚上げということでお聞きしました。ありがとうございます。終わります。

栗田議長

ありがとうございます。

一般質問の途中ですが午後3時45分まで休憩いたします。

15時27分 休憩

15時44分 再開

栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

それでは、中村忠行議員の質問を許します。中村議員。

中村議員

3番、中村です。それでは今回は農地保全策について伺います。

今年の2月9日付の山形新聞に農林水産省が食料農業農村基本法改正案とあわせて国会に提出する食料供給困難事態対策法案の概要の記事が、山形新聞にあったんですけども、これは米、小麦、大豆などが不足する食糧危機時に政府が供給目標を設定して、農家に増産計画の届け出を指示できるとしておりまして、従わない場合は20万円以下の罰金を科すものとなっております。

中山間の金山町から見ますと、近年の農水省の施策、農業施策の目指す方向がやや曖昧で、各政策の整合性が取れていないんじゃないかなというふうに感じております。

昨年4月、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、その許可要件のうちに下限面積要件が廃止されたことによりまして、農業への新規参入が期待され農地利用の活性化や有効活用に寄与するものだというふうにも思っております。

昨年4月、これも町の農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針では、遊休農地の解消を目標に、令和11年までこれまで同様、遊休農地ゼロを目指すものとしております。町内で耕作放棄地が発生した場合は、多面的機能支払交付金とか、中山間地直接支払交付金など、国からの支援が受けられなくなるなど、町にとっても大変大きな影響があるものというふうに思います。

このような面について農地の保全、これからもさらに力を入れていかなければならないと思っているんですけども、そのような状況の中で、一つ目の質問なんですけれども、昨年4月施行の改正農業経営基盤強化促進法によって、これまで取り組んできた人農地プランが法定化され、地域計画に変わった

ことを受けて、町でアンケートを行いましたけれども、昨年12月議会の沼澤議員の一般質問の答弁では、目標地図の作成などを答弁されております。まずは、町として農業の未来像をしっかりと明確した上で、この目標地図の作成をするべきだったんじゃないかなというふうに私は考えているんですけども、そのようなことも踏まえて、アンケート結果の分析と農地保全に向けた考え方を伺います。

栗田議長

川崎産業課長。

産業課長

ただいまのご質問にお答えいたします。まず地域計画に関しましてですが、議員もご承知のとおり、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、地域農業の将来のあり方などを示した現在の人農地プランが地域計画として法定化されまして、令和7年3月末まで来年度中に策定するという事になっております。

地域計画は、地域の農地利用の概ね10年後を見据えた姿を明確化したものであり、その内容といたしましては、現行の人農地プランの内容に加えて、10年後の農地利用の姿をあらわした目標地図を新たに作成することになります。

目標地図は、農地の出し手、受け手の意向を踏まえながら、いつ誰がどの農地を担い、活用していくのかを地図として明確にしたものであり、これによって農地利用の将来像が地域で共有され、将来に向けた方針や取り組みを地域が一体となって進めていくことができるものと考えられております。

そこで当計画の作成にあたり、今後の農業経営の意向等を伺うためのアンケートを農地所有者及び農業者の合計876人の方へ、昨年末に郵送をさせていただいたところです。

アンケートの提出は1月15日までとさせていただいておりますが、未提出の方に関しましては、再度、アンケートへのご協力をお願いについて通知いたしまして、2月29日現在の状況といたしましては、580人、66.2%の回答率というふうになっております。

なお、最上総合支庁によりますと、管内の中では、非常に回答率が高い方だというふうにおっしゃってました。

このたびのご質問におきまして、町としての農業の未来像を明確化した上で目標地図を作成するべきということでしたが、目標地図含め地域計画に関しましては、農地所有者や農業者の意向を踏まえ、今後、アンケートや話し合いによって作成していくものでありまして、まずはアンケートの結果から、地域の現状と課題をある程度分析しながら、地域計画の素案を目標としては、今年の10月末ごろまでには、その素案を作成したいというふうな考えでおります。

その後は、各地域において、合意形成等を図っていく必要がございますので、農繁期が過ぎた11月、12月あたりをめどに、各地域ごとに計画案についての話し合いの場を設けさせていただく予定としております。

そこでいただきましたご意見を計画に反映させまして、完成した計画案の公告を行い、一定期間の縦覧期間を設け、ご異議がない場合は最終的な公告を行い、まずは、最初の策定が完了となります。

そして策定した地域計画を踏まえまして、町の農業の方向性を見だし、それに合った具体策を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

まずは策定が完了となりますと申し上げましたのは、作ってこれで終わりということではなくて、随時、この内容は、その状況を踏まえて、見直しをかけていくものでございます。

一度作ったものがずっと引き継がれるというものではございませんので、今後もいろいろな意見を踏まえて、内容を精査していく必要があると思いますし、実際国の方で示されているように、イメージ地図では、いろんなバラバラになった農地がきちっとこう集約集積されるような地図のイメージもあるんですが、なかなか最初からそのような内容の目標地図にはならないのかもしれないです。

その辺は、まずは作った上で、どんな課題があるのかっていうところを踏まえて、今後もっと内容を精査して、詳細なものにしていきたいというふうに考えております。以上です。

栗田議長

中村議員。

中村議員

今課長からありました目標地図なんですけれども、やはり一つの目安としては、これは必要だというのは、私も思います。

ただ、今の農地政策については、もうかなり前からやはり大規模層の方々心配していたことで、もう少し早くこういうことに取り組んだ方がよかったんじゃないかなというふうな今思います。それでも年々なんですけれども私個人としても、農地の賃貸とか売買の話、やはり年々多くなっております。

今から5年ほど前は、かなり賃貸借なり、売買の話お受けしてきたんですけれども、やはり昨今の農政を見ますとやはり断らざるをえない状況もあります。

このようなお話を大規模層の個人の方や法人の方、お会いしたときに話すんですけれども、つい最近、私が受けた売買の話も他の大規模の方にもお話が相談あって、やはり私が聞いた中では全員断ったそうです。

実際、町に上がってくるのは、そのマッチングがうまくいった場合、やはり農業委員会を經由して、パーセントとしてマッチング上がってくるというふうに思いますけれども、その水面下では、かなりこのマッチングがいかなかった農地ってのは、もう年々増えてるような実感を受けております。

そういう面で、もっと早く取り組んでいただけたら、よかったんじゃないかなというふうに今思うんですけれども、最近の農政の動きを見ますと、どうやら中山間地農業地帯は、あまり視野に入れられていない施策ではないのかなあというふうに私も思いますし、SNSやネットでは、机上の農政ということで、現場を見ないいい農政になりつつあるんじゃないかなというふうな書き込みがほとんどです。

そういう面から見ますと、国の方針と、金山町の置かれた現状のずれをどうやって補正しながら、農地の保全を行っていくか。こういうことを考えた場合には、やはり町の現状を先ほどありました地図なり、受け手、出し手の調査を踏まえて現状を把握して、目指す方向を定め、そこに誘導するような町独自の補助事業これが必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

この町独自の補助をするとしても、まずは農家の種別を分けたほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりまして、一つは、生業としての営利農家、それから、健康維持、それからライフスタイルの一つとして、農業されている方もいらっしゃると思います。或いは、相続を受けて仕事をしながら農業を継続するという方もいらっしゃると思います。

そのような方々の農家としてのスタイル、ある程度分けて考えて、さらに、土地利用型と、それから労働集約型農業、これも分けてそれぞれの先ほど10年後とありますけれども、10年後でもいいと思います。

そこに向かって、どういう補助事業をして、大規模層には大規模層の将来的なあり方、それから、健

康づくりのための農家については、どんどん健康増進してもらって、社会保険料をいくらでも抑えるような考え、それから相続をされて自分がやってるうちは農家やるけど、いずれ地区内なり、受け手に何とか農業を続けてもらいたいという方にとっては、そこまで何とか農業を続けてもらうための補助、それぞれ補助のやり方違うと思うんで、まずは区別を分けた上で、将来的にどのようにしてもらったらいんじゃないのかっていうことを、補助事業で誘導するというのが、やはりこういう自治体の補助事業の本来の姿なんじゃないかなというふうに感じております。

そういうことによって、現在団塊の世代もう少しで引退される方が多くなる年代が多くいらっしゃる中で、過渡期にあるこの金山町の農業これを、農地保全のために、補助事業をやっていくというふうな方向がいいと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

栗田議長

産業課課長。

産業課長

ただいま中村議員からのご質問の中では、ちょっと私の方としても、5年問題にもちょっと絡んでいるのかなというふうに思ったわけです。

5年問題で、水田に戻すことができないような畑地の中でも、特に条件の悪いところは、交付金に頼らないと、経営そのものが成り立たないということで、そういったことも、国の方針と実態の間の乖離っていうものなのかなというふうにもとらえまして、町独自での支援策での解決をしてはどうかというご質問かなというふうにも捉えたところでございます。

この5年問題につきましては、当町のみならず、全国的な問題としてどの自治体でも危機感を持っているものととらえておりますし、その対応に非常に苦慮をしているところでもございます。

中村議員からは、そのような中で、経営農家と健康やライフスタイルのための農家の区分、また、土地利用型、労働集約型に分けた支援策ということ提案がございまして、非常に的をとらえた視点でのご提案であるというふうにお聞きしました。

なお、現在、町独自支援策といたしましては、金山町農業機械整備事業費補助金、今年度からスタートした小規模農家向けの機械補助金ですが、まさに議員からのご提案にもありました経営農家と健康維持や生きがいづくりでの農業者の両面での視点で、機械支援をしております、今年度32件、550万円ほどの交付実績がございます。

今後、令和7年度まで3年間は継続して参りたいと考えております。

また、認定農業者へのドローン資格支援などを活用していただきながら、効率的な農業経営、儲かる農業経営を進めていきたいと考えておりますが、小規模自治体として自主財源に乏しい当町にとっては、なかなか思い切った独自支援策を講じにくい状況にありますので、今後も費用対効果の高い策を工夫し、模索していく必要があるというふうに考えております。

なかなか今の時点では具体的なものは申し上げにくいのですが、引き続き議員の皆様からのご意見、ご指導等賜りますようお願いいたしまして、また、ただいまの中村議員からのご提案を参考にさせていただきながら、今後策定いたします地域計画で明らかになる農地利用の方向性なども踏まえ、より効果的な独自支援策を模索してできれば、形にしていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

栗田議長

中村議員。

中村議員

町単の機械補助、これをやはり話を聞くと、できるだけ長く農業を続けてもらうためには、大変効果がある補助だというふうに私も思っております。

ちょっと細かいんですけども、いくつかちょっと提案も含めて、お話したいんですけども、まず一つは今ありました、町単の機械補助、これ昨年からなんですけれども、さらに今年の4月から大手の農機具メーカーかなり値上げします。元々いろいろ町からは、原油高騰なり、いろいろ支援はいただいているんですけども、農業機械、年々コロナ渦の影響もあって、かなり値上げされております。

それで何とか検討していただいて、その補助額の要件の上限をもう少し引き上げていただきたいというふうに思います。

それからもう1点なんですけれども、やはりこの町単の農業機械補助の一番のところが、団塊の世代とか、いつまで農業できるかわからないっていう、農家の方、もしも機械が壊れたらやめようと思ってる農家が、この補助があることによって、もう少し継続して、農業していただけるというふうな点もあると思います。

そういう面では、金額が少ないんですけども、その農地保全のために、できるだけ農業に携わっていただくっていう効果、これあると思うので、一つ要件として、できれば、減価償却の年数分は、農業を継続してもらうというような、要件をつけてもらったらどうかというふうに、あまり町単の事業で制限を厳しくするのはあまり良いとは思わないんですけども、できるだけ農業を続けてもらいたいという趣旨だと私は思っているんで、そういう要件もあってもいいんじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つ先ほどありましたドローンの免許取得補助、この補助ができたときは、一気に件数がかかなり多かったと思います。

その後、昨年あたりは大幅少なくなっている現状なんじゃないかなというふうに思うんですけども、このドローンの免許取得補助はそのまま継続、何とかしてもらいたいんですけども、併せてなんですけれども、このドローンの免許取得事業というのは、どちらかといえば、土地利用型の大規模層を大規模の経営する農家の方々、この農家の方々の生産性を上げるための補助だというふうにとらえますと、ドローンの免許もそうなんですけども、今後、町で大規模層をどのような形にするのがいいのかといえば、国や県でも進めていますけれども、やはりスマート農業だと思います。

それで町内でも、もうすでに数台、直進アシストの田植機、トラクター導入されておりますけれども、ちょっと話を聞くと、既存のトラクターに後付けできる機械もあるそうなので、後付けするのが概ね100万円から300万円で後付け出来るそうです。

こういう大規模層の土地利用型の農業、これを生産性を向上するためのドローンの補助とできれば、そういう直進アシストするような機械、或いはトラクターや田植機買った時に最初からつけるっていうケースもあるかもしれませんけれども、こういうスマート農業についても、金額はやはり長短の農業機械補助ぐらいでもいいと思うんで、幾らか、補助するというのが、そっちの方向に誘導するっていうことに繋がるんじゃないかなというふうに思います。

それから豆づくり事業についてもちょっと触れたいんですけども、豆づくり事業、この事業本当にいい事業だと思います。

農業を、農業だけじゃなくて、福祉にも活かすという、一粒で、3度おいしいぐらいの事業だと思う

んですけども、ただ、事業採択から年数が経って、現在、どの程度補助がきているかちょっとわからないんですけども、そろそろ補助がもう少なくなってるんじゃないかなというふうなことを懸念しています。

それで豆づくり事業、事業としては、落花生を生産して、技術者の企業と、それから銀行とか、或いは自治体で協力して、この事業を進めて、健康づくりと農業の推進に寄与するということだと思うんですけども、その豆づくり事業の一番のおお元を考えると、やはり健康維持のために農業を続けてもらうというか、農業を体験してもらう、いいきっかけになるんじゃないかなということで、特段、落花生に限定しなくてもいいんじゃないかなあというふうに思います。

おそらく豆づくり事業補助額がどんどん下がってきて、企業との繋がりもあってやめることはできないと思うんですけども、その落花生プラスアルファで、例えば、今やってるフラワーコネクションプロジェクト、これで空いている農地を町民に貸し出しで、花を植えてもらうような事業でもいいと思いますし、或いは空いてる農地を一区画町民の方で畑をやりたいという方に貸し出す。これ都市部なんかでよく市民農園なんかやってますけれども、そういう形でもいいと思います。

それから、この農業を通じて現在もやっているんですけども、農福連携、農福連携も、やはり福祉事業としては、ちょっと豆づくり事業とは一線を画すかもしれませんけれども、やはり福祉向上という点では、この農福連携という点も、やはり今後、今までも支援はされているんですけども、継続してさらにできるようにしていただきたいなというふうに思います。

それから一番難しいのが、労働集約型の農業なんです。

労働集約型農業は、面積当たりの収入は多いのかもしれませんが、やはり従事者一人一人にその収益を割った場合、本当にそれが経営として上手くいくのかどうかということが、私もあまりそういう経験もないものですから、大変だろうなあというふうに考えております。

この労働集約型の農業もやはり私のいとこの奥さんもそういう所に勤務してるんですけども、自分の空いてる時間に、そういうところにお手伝い行けるというだけで、やはりこれも健康づくりにとっては大変いいなというふうに思います。

そういう面では、人手が欲しいということは、それだけある程度、70歳代とか、60歳代もいるかもしれませんが、そういう方々の働く場の確保という点でも、労働集約型の農業というのは、これも何とか、これからも頑張っていただきたいなというふうに思います。

それで、農業をどうやって目指す方向に目指すような補助なり支援なりを行うかというのが、これが難しいんですけども、一つ考えられるのが労働環境の改善だというふうに思います。以前、議会でもあるニラを生産されているビニールハウスにエアコンとか、空調とかっていう話もあったんですけども、やはりそういうところに働く方っていうのは、ある程度、仕事を一旦引退されて自分の空いてる時間で、そういう農業にお手伝いするというケースがかなり多いんじゃないかなというふうなことを考えると、労働環境を何とか改善して働きやすい環境にしていってというのが、そういう、労働集約型農業への支援一つあっていいんじゃないかなというふうに思います。

それから農業全体を考えて申し上げますと、やはりICTを活用した農業のあり方ってのを、やはりこれからさらに進めていかなければならないなというふうに思っているんですけども、生産については、先ほど申し上げたスマート農業、私が今回申し上げたいのは、事務的なことのICTを活用した農業です。

私の場合は天気のいい時は、農作業をして、雨降ったら、事務仕事なりなんかこう、やるっていうのが、私のやり方なんですけども、これから町でもいろいろ手続き、ありますけれども、現状、農家の方役場に来て、書類を提出して計画を出すという手続きがこれからあります。

それでICTを活用した、事務的なことなんですけれども、国ではもうすでに農水省で、MAFFっていうやつ農林省共通申請サービスっていうのがありまして、実際、役場の産業課担当する担当の方では、これを活用されてると思います。それで農水省が進めたいのが、まずは自治体でこういう申請は、国との申請は、こういうICTを活用した申請に、どんどん移行していきたい。これを見ますと、農水省の手続きだけで3,300以上の手続きがオンラインでできるそうです。

それからさらに農水省が進めたいのが、自治体との農家のオンラインでの手続き、これを進めるために今、かなり力を入れてやっているそうなので、結構大規模層のお話を聞くと、細目書何十枚もあって、もうそれぞれの地番、これどこの場所なのかも把握さえできないような現状になって大規模の農家が多くなってきております。

そのような農家の方々、その中には、その農地の管理アプリなどを使って管理されている方もいらっしゃるし、法人の法人もそういうアプリを使って農地の共有をしたりしてるそうです。そのように、農家の方はかなりそういうICT進んでいるんで、特に大規模層だけでも、こういう、オンラインで申請手続きをできるように、町の方でも研究していただいて、進めていっていただきたいなというふうに思います。

現在の紙ベースの細目書、あれから脱却するのが、一番最初かなというふうに思いますんで、その点共済組合とか、いろいろ関係部署あるんで、簡単に町だけの判断ができないと思うんですけども、関係団体とも協議していただいて、そのような検討をお願いしたいというふうに思います。

それからもう1点だけ、令和6年度の当初予算、農水省の当初予算、これを見ても、環境に配慮した農業というのがかなり重要視されるそうです。

環境に配慮した農業といえば、私はGAPやってるんですけども、やはり一番わかりやすいのがGAPなんじゃないかなあというふうに思います。

実際、金山農協でも、酒米生産組合の6、7名ぐらいだと思うんですけども、グローバルGAPグローバル、世界規模のGAPの認証を、取ってるんですけども、実際、私もやってて思うのが、そのメリットはほぼありません。

グローバルGAPやっても、メリットは、幾らか加算金がありますけれども、自分の事務手続き事務作業の、この労働時間を勘案すればもうまるっきり赤字だと思いますが、ただ、対外的にやはりこの環境とか、持続可能な農業とか、いろんな方からこう言われた場合、ちゃんと説明できるような、書類ぐらいは自分でも欲しいなと思いながら、グローバルGAPやってるんですけども、このグローバルGAPにも、町単独で幾らかでも補助があってもいいんじゃないかなあというふうに思っております。

いくつか挙げましたが、この点について何かありましたら、ちょっとだけお願いします。

栗田議長

産業課課長。

産業課長

多岐にわたりいろいろご提案ありがとうございます。今ここでこのすべてをできますというふうにはいかないんですが、非常に参考にさせていただきたいと思います。

まずは、町単独の支援事業の補助上限を上げていただきたいというのは、こちらは今、すぐにはお答えできないんですが、そういう状況も踏まえまずは当初予算には、例年、今年度と同様の額を計上させていただいておりますので、今後に向けて検討ということになるかと思います。

あと、減価償却年数は継続してもらうという要件はすでにこれはもう今の制度でつけておりますので、そういったところはもうすでにやっております。

あとは、ドローン補助だけではなくて、スマート農業直進できるアシスト田植機につける100万から300万ということでございますが、町の町単補助金を活用してもできるんですが、やはり金額がなかなか100万から300万に対する補助金の額は少ないので、この辺どうするかっていうところかと思います。

あと豆づくりに関しては落花生だけではなくて、例えば、フラワーコネクションと連携して空き農地で花植え、そういう発想なども参考にしたいなと思いますし、あと農福連携、現在はニラで農福連携で作業をしていただいている。

ごめんなさい、ニラではなくて落花生でやっていただいているのがメインになっておりますが、今後他の部分でもできないものかというところも考えていく必要があるかと思います。

あと全体としてICTの活用、eMAFFの方なんですが、なかなかPR不足もあって、なかなかこう使っている状況は見られないわけになりなすが、今後のPRに努めていきその環境が、なかなか全国的にも、正直、あまりこう使われていない実態もありますので、どうやったらそれを、使っていけるのかも含めちょっと研究が必要なのかなっていうふうにも思っています。

あと細目書に関しましては、すぐすぐ紙を電子媒体にというふうにはできないんですが、ちょっとまずは今年度、担当レベルでいろんな工夫をして、実態と、正直合っていないようなところも中には見られる、散見されるので、そこをまずきちっと把握するっていうところを、今年度、工夫をして、農家の皆さんにはお手数をかけるんですが、書面できちっとこう、やりとりするというのも、今回、昨日から始まった座談会の中でも改めてご説明をさせていただいたところです。

あと、GAPに関しても、なかなかメリットがない中で取り組んでいただいているということで、町の支援もというご提案もありました。

ちょっとこれら、今後、ご意見として参考とさせていただきたいと思いますありがとうございます。

栗田議長

中村議員。

中村議員

はいよろしくお願いします。それでは二つ目の質問に移りたいんですけども、農地保全は、農業振興の他の多面的機能があるとされているが、農地保全の効果をどのように考え対策を行っていくのかについてなんですけれども、国の施策に多面的機能支払制度や中山間地等直接支払制度などがあるように、先ほど大場議員の質問でもあった、山林と同様農地も、国土保全や防災対策、生活環境保全など、地方自治体にとっても大変多大な影響があるものと思っております。

昨年なんですけれども、町内の山間部の多面的機能支払制度を活用した団体が、その中で解散しようかという相談がなされたようです。

それは、構成員の高齢化それから、人口の減少このようなことで、もともと中山間地ですから、対象面積がそれほど多くなくて、交付金が少なかったという現状がある反面、山間部っていう条件ですと、活動費っていうのがかなり割高になってしまうようなことから、事務局役員の負担がかなり重くな

っているっていう話で、一旦ここで活動をやめようかという相談なったそうなんですけども、ただ、令和6年度は継続してするという結論に至ったそうです。

このような問題っていうのは、中山間地域直接支払い制度、町内でも何ヶ所か、この制度を使っていますけれども、このような団体でも似たような課題をはらんでいるものと、こういうふうに思います。

そこで方なんですけれども、町の景観、防災、地域活動、それぞれ町の方では、担当課が別々なんですけれども、農地保全にそれぞれの担当課から、それぞれの視点から支援できないものかなあというふうに思ったんですけれども、この点について伺います。

栗田議長

産業課長。

産業課長

初めに、多面的機能支払い交付金について少し現状をご説明いたしますが、制度は19年度に農地水保全管理支払交付金として始まりまして、平成27年度から現在の内容となっております。

現在町内には19組織が活動を行っておりまして、今年度の交付実績は6,080万円ほどと、非常に大きい金額になります。

19組織のうち18組織は、今年度末が5年間の計画の最終年となっておりますので、来年度以降の計画の更新を行うことになります。

先ほど中村議員からもありましたような、なかなか大変だということで、継続が難しいという声も実際ありますが、1団体やはり先ほどありましたように、まずは6年度からの5年間は何とかやりますが、あとはちょっとわからないっていう声も実際あります。

中村議員からありました、他の景観、防災、地域活動、それぞれ視点の考え方につきましては、担当課の方から回答させていただきたいと思います。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

環境整備課からは、景観という観点から町並み景観づくりに対する支援について説明をさせていただきます。

当課では町並み景観条例に規定されます、景観助成金の交付に関する事務を行っており、令和6年度当初分からは、助成金上限額を引き上げた予算要求を行っております。

これは当初予算の編成に当たりまして、景観審議会への諮問、関係団体からの意見聴取などの機会も設けさせていただきながら、昨今の資材価格高騰などに対応するため、具体的には、住宅の新築などは、80万円から100万円、屋根外壁などの色彩変更は10万円から15万などという状況でございます。

ご質問の農地保全に対する支援でございますが、景観助成金はそもそも住宅、附属建築物及び附属物などの外観整備を支援対象としていることから、農地保全という観点で直接支援できるような仕組みにはなっておりませんが、附属建築物として農作業小屋などにつきましては、新築増改築等の対象、また、それ以外の建築物であっても景観形成基準にのっとった建築物であれば、屋根の色彩変更などは対象となりうると考えております。以上です。

栗田議長

町民税務課長。

町民税務課長

町民税務課からの防災に関してお答えさせていただきます。農地を適切に管理、保全するということにつきましては雨水を適切に貯留、溜めて、適切に流すということでもありまして、災害を抑止する上でもその農地の保全というのは大変重要であるというふうに考えているところです。

最近では、流域治水ということで、農業用施設も活用しながら川上から川下まで、流域のあらゆる関係者が協力して、水害対策を進めて進めるということとしております。

町におきましては、地域防災計画の中で、農地、農業用施設、災害予防計画といたしまして、農道や用排水路、ため池などについて関係機関と連携しながら、施設の維持管理を行い、農地等の被害を防止することとしております。

さらに今現在、ハザードマップとしまして、国及び県管理河川の金山川、上台川について、作成をして公表しているところですが、中小河川につきましても、令和6年度に、県の方で浸水想定区域の指定を行う予定としておりまして、それに基づいて、市町村では、令和8年度までに、ハザードマップに中小河川を追加し、公表を行うことが求められております。

中小河川のハザードマップが整備されることで、付近の農地の災害予測も可能となり、必要な対策も立てやすくなりますので、当町におきましても適切に整備をして参りたいというふうに考えているところです。以上です。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

地域活動担当いたします。総合政策課よりお答えいたします。

多面的機能支払交付金制度を活用し、取り組みされている地域において、地域独自で経費などを負担しながら実施しておりました農道水路の管理や、砂利敷き草刈などが交付金対象事業となり、地域活動の維持に寄与しており、今後も有効に多面的機能支払交付金制度に取り組み、地域活動の活性化や農地保全を期待しているところであります。

中村議員のおっしゃるように、地域内においては事務局を担える方々の減少は、町では十分に把握しております。多面的機能支払交付金制度などの多くの事務局を居住地の町職員やOBが担っている地区も少なくありません。

そういった地域の担い手不足は、過疎地域における大きな課題でありますので、総務省では、地域おこし協力隊や集落支援制度を創出し、地域課題解決や地域活性化を目指し、取り組んでいるところであります。

当町においても、現在、地域おこし協力隊2名、集落支援員2名、計4名を町会計年度任用職員として採用し、観光交流やイワナ養殖事業の事業継承、町民の健康づくり推進などの取り組みを実施しているところであります。

かつて町内で、新規就農を目指した地域おこし協力隊を採用し、任期を終え現在も町内で就農され農地保全の1年役員を担っている協力隊OBがおります。

今後とも地域協力隊や集落支援員を配置し、地域活動への取り組みに参加いただきながら、地域住民とともに農地保全に繋がる、地域活動のサポート役を担うなどの支援を考えております。

そのほかに、中田地域でモデル的に取り組みました地域運営組織の形成や、宝くじの収益金を財源と

した地域活動備品整備などのコミュニティ助成制度の活用などが、地域住民の農地保全に繋がる地域活動への支援ととらえており、地域での導入検討をお願いしていきたいと考えております。引き続き、ご助言及びご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

栗田議長

中村議員。

中村議員

この質問の中で一番お願いしたいのは、地域維持管理活動支給用等原材料支給費事業、これをぜひお願いしたいんですけども、これ6年度予算では、若干引き上げしてもらうような提案がされたと思うんですけども、これは当初、始まったときの金額よりもまだ低いいいじゃないかなというふうに思います。

そういうことを考えると、まだ活動する分にとっては、ちょっともう少し上げてもらった方がいいんじゃないかなあということが1点と、それから私の三枝地域、この原材料支給申し込むときは、必ず区長さんを通して、申し込むような形になっております。

それはやはり公共性とか公平性、区長さんから判断してもらった上で、町に申請するというやり方を、区長の判断でやっていただいているんですけども、このやり方は本当に、そのとおりだなと思います。

ただ、三枝地域と山間部の地区とやはり三枝っていうのは、三つの大又、持越、凝山、三つあって件数もあるということと、他の少ないところと同じ年間1ヶ所という要件になってしまうと、ちょっとうちの地域では、なかなか事業が進みにくい現状もあるんで、面積なり人口なり、ある程度勘案した上で、1事業なり2事業、いろいろ検討してもらいたいなというふうに思います。

現実はそのような制約していないのかもしれませんが、うちの区長は、真面目な方ですから、そういうことをすごい気にする方で、できればその地域の実情に合った制度のあり方というのを、ちょっと検討してもらいたいというふうに思います。

それから先ほどありましたように、防災においても、水路維持っていうのは大変重要なことだと思います。

以前、担当の方とお話したときは、地域の生活用水の水路と農業用水兼用されている場合、その水路は農業用水路としてみなされてしまって、なかなかいろんな補助というのは難しいことになっているというふうなことをお話しました。

かなり山間部に行けば、生活用水、農業用水は兼用をしているんで、その点も踏まえて、町の支援のあり方というのを今後検討していただきたいというふうに思います。

それから最後の質問なんですけれども、今後、団塊の世代離農することによって、農地の流動化これから進むと思います。

それで国の方でも、いろいろ相続登記の義務化とか、いろいろ所有者不明の土地に関して制度打っているようです。

この相続っていうのが一つのタイミングとしてはすごい、いいタイミングかなと思うんですけども、以前にも申し上げたこともあるんですけども、ワンストップ窓口、これを設けていただくことによって、相続なった場合、そういう相続の漏れがなくなるようなお手伝いをできるんじゃないかなというふうに思っております。

このワンストップ窓口について、どうなるか。

それから、これも国庫帰属制度っていうのが、昨年から制度があるんですけども、相続を受けた土地を、ある程度の管理費を払えば、国に返すことができるという、ちょっと町にとってはあまりいい制度じゃないのかなという気もしますが、ただ公共事業などをする場合、こういう制度でしっかり所有者がわかるということのメリットもあると思います。

このような、こういう登記に関わる制度、去年から大分変わったんで、この点について、町での対応この辺何かあったらお願いします。

栗田議長

町民税務課長。

町民税務課長

今、中村議員からもありましたように、相続登記義務化につきましては市町村にとりましても公共工事ですとか、災害復旧の妨げになる、所有者不明土地が出ないように、また、適正に課税するためにも、重要でありまして適切に行われる必要があるというふうに考えております。

相続登記の申請につきましては、法務局で受け付けておりまして、問い合わせについても、法務局で受けているものですが、司法書士など専門家に相談されるのが一般的かというふうに思われます。

町としてはまずは適切に申請いただくように、広報等で周知をして参りたいというふうに考えております。

その上で、死亡届が出された際には、チラシを配布して相続登記をお願いするとともに、その後の各種手続きの中で、概要ですとか申請の流れなどを説明したいというふうに考えておりますが、農地や山林など、どのように利用していくか詳しく相談したい方は農業委員会や産業課に、また家屋が空き家となり、その管理方法について詳しく相談したい方については、環境整備課につなぐなどして参りたいというふうに考えております。

ご質問のワンストップサービスについてですが、差し当たりは今お話ししたような、他の課につなぐような対応で考えておりますが、その4月以降の相続登記義務化の状況を見ながら、対応できる部分がないか検討して参りたいというふうに考えております。

また今後、デジタル化に伴いまして、庁舎内の窓口のあり方について検討を行うこととしておりまして、その際には、より町民の皆様の利便性を向上するような形で、ワンストップのあり方を検討して参りたいというふうに考えております。

もう一つ、相続土地国庫帰属制度につきましては、今ありましたように、土地を相続したものの、管理が困難で手放したい方について、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度ということなんですけれども、費用もかかるということで、どの程度申請があるかは、見込めない状況ですが、発生した場合は、当然のように、その分の固定資産税は減収というような形になります。

またもし、その国庫帰属の申請があった場合は、国でその書面審査ですとか、実地調査を行いますけれども、土地が所在する地方公共団体に対しまして、農地台帳に登録があるかどうかですとかそういった照会が、なされるとともにその土地を地方公共団体で活用するなど、寄付を受けるかどうかの照会がされることとなっております。

しかしながらその国庫帰属の土地が発生する以前の、相続登記を行うか、国庫帰属とするかを検討する段階で、先ほどありましたような農地や山林、空き家の関係も含めて所有者からの相談があると思わ

れますので、それらの相談に適切に対応して参りたいというふうに考えております。以上です。

栗田議長

それでは一般質問の途中ですが、本日はここで終了といたします。

なお明日 6 日は午前10時から本会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

どうもご苦勞様でございました。

(1 6 時 4 4 分)

令和6年3月6日（水曜日）

令和6年3月金山町議会定例会 会議録
（第2日目）

令和6年3月金山町議会定例会 会議録

令和6年3月6日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聡志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 4番 寒河江 宏一 議員 5番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 野 和 俊
教 育 長	須 藤 信 一	総 務 課 長	丹 敏 雅
教 学 課 長	松 澤 和 仁	会 計 管 理 者 (兼出納室長)	古 澤 幸
健康福祉課長	正 野 学	健康推進主幹	三 浦 慶 美
産 業 課 長	川 崎 勉	診療所事務長	三 上 裕 一
環境整備課長	佐 藤 英 樹	総合政策課長	庄 司 紀 一
町民税務課長	柴 田 直 樹	農業委員会事務局長	欠 席
代表監査委員	丹 洋 一		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後 藤 隆 行

8. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 町長提出議案の一括上程
- 日程第3 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第4 提出議案の説明
- 日程第5 予算特別委員会の設置及び付託

令和 6 年 3 月 6 日
午前 10 時 開会

栗田議長

皆さん、おはようございます。

本日の出席委員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 一般質問

栗田議長

日程第1 先日に引き続き一般質問を行います。

始めに、宮林聡志議員の質問を許します。宮林議員。

宮林議員

おはようございます。私の方からは通告のとおり、防災対策とあとですね小雪による影響ということで2点について質問させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

初めに、年明けの元旦夕方方に発生いたしました能登半島地震につきましては、多くの尊い生命を一瞬にして奪い甚大な被害をもたらしました。犠牲になられた方また被災された皆様に哀悼とお見舞いの意を表する次第でございます。

震災の様子はですね元旦の夕方ということもあって、多くの皆さんが夕飯前で見ておったと思うんですが、大規模な地震だということでありまして、その後も毎日のように避難状況とか、被災の状況、道路とか農地とか、土砂崩れて川がせきとめられたとか、多くの被害状況が報道されております。

また集落によっては、徒歩でしか現地に向かうことしかできないといったところもあったかということで、本当に震災が恐ろしいということとあと備えの重要性を再認識したところであります。町では東日本大震災後にですね、町民の生命、財産を守るため、防災計画の見直しを行っております。

今回の地震に向けまして、課長会等でいろんな協議をされているかと思いますが、教訓にすべきこと、あとですね担当課長さん方が、特に強く感じたこと、備えなければならないと認識したことについて最初にお伺いしたいと思います。

順序は通告してますが、教学課長、健康福祉課長、診療所事務長、環境整備課長、産業課長、総合政策課長、総務課長、最後に防災担当する町民税務課長の順でお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

栗田議長

教学課長。

教学課長

それでは初めに、教学課からお答えをさせていただきます。この度の能登半島地震のみならず、平成23年の東日本大震災を含め、学校教育に関する部分では多くの教訓を得ており、その対応の一つとして、金山町の学校現場において様々な形で防災教育に取り組んでいるところでございます。

防災教育は命を守る学習でもあり、子供たちが防災についての意識を高め、主体的に行動する力を

育てることは大変重要であり、日頃から命と大切さについて繰り返し考え、学習していくことは何より大切だと考えております。

現在、小学校中学校ではそれぞれ地震、土砂崩れなどの災害の種類別に避難訓練を年間複数回実施しているとともに、理科や社会などの教科による授業、また小学校3年生の校外学習では、三川町の防災学習館で体験学習も行っております。さらに、中学生においては、町の総合防災訓練に参加をいただいているところでございます。

災害発生後の対応としましては、児童、教職員の安否確認、災害状況の確認や保護者への連絡や引き渡しの対応、被災した学校や通学路の安全確保、学習機会の確保や学習支援など様々な課題がございます。

このたびの能登半島地震で実施された中学生の集団避難につきましては、このような課題に対する対応の一つというふうに考えております。全国的に見てみますとこれまでの災害において、主体的な行動や地域の連携によって、被害の軽減に繋がった事例が見られることから、小学生、中学生のみならず、あらゆる世代に対して防災教育は重要であると考えております。

今後とも訓練などを通じて、学校、家庭、地域が行政と連携しながら、自助、共助を培う心を継続的に学んでいく体制を整備して参りたいというふうに考えております。以上です。

栗田議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

それでは健康福祉課関連としまして私の方から感じたことを述べさせていただきたいと思います。

今回の能登半島地震の状況を見て感じたことといたしましては、同規模の災害が発生し道路が寸断され、各地区が孤立状態になった際の住民の避難につきましては、当町におきましてはまだまだ検討しなければならない余地が多いと感じております。

現在当町において、一番最初に考えられる避難所といたしましては、地域福祉センターやくし苑が最初に挙げられますが、やくし苑につきましては、昨年度の大規模改修によって、避難所機能としては充実したものとなっております、最大で20名程度は、すぐにでも対応できるような状況となっております。

一方で、各地区が分断された場合、それぞれの旧小学校や、公民館等を避難所とすることが考えられますが、その場合の避難所の運営方法等につきましては、さらに具体化しておく必要があると感じております。

また、災害弱者となる避難行動要支援者の方々につきましては、現在民生児童委員の定例会等で検討して、個別避難計画の作成に向けて着手しており、福祉避難所であるみすぎ荘を含め、関係機関と連携を図りながら、災害対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。私から以上です。

栗田議長

三浦健康推進主幹。

健康推進主幹

私の方からは、避難所の管理運営面について、健康福祉課長の説明に追加してお話したいと思います。

避難所において、特に問題となっていたのが、トイレを中心とした避難所の清潔保持の難しさでし

た。そして、2週間くらい生存者の状況も確認できず、特に自家用車で避難している人の状況把握が難しいようでした。

県外から派遣された保健師の活動状況は、日本看護協会のホームページで閲覧でき、業務アプリを使った避難者の健康状態の把握がなされておりました。

NHKで取材した道路や、避難所の情報開示、事業所が無償で衛星電話の利用、大手通販事業者が参入して、自分に合った服を購入できた人もいました。

健康福祉課、町内で災害が起きたときには、避難所の開設をする必要があります。

被災された高齢者などが、その場所に行くのをためらう、足が悪い、ベッドの使用が必須、トイレを我慢する、人の中で眠れない、寒い、同じものを食べられない等、そのようなためらうことがないような配慮が必要であると思われましたし、いろいろな有益な情報がDX化で対応できると思いました。

避難所は、プライバシーが守られ、室温などの配慮がしやすい環境が好ましいと思いますので、避難所の設置、運営管理など再度検討していきたいと思います。

また、アプリを使った健康管理や生活の必要物品等について広く発信できるようにしていかなければならないと思います。

今後、町内において、自宅の耐震性の強化が必要であると思いますし、被災してから、時系列での地域の防災力をどう高めていくかが課題となってくると思われます。

昨年の防災訓練をもとに、地域での防災に対しての意見交換し、地域に合った避難所開設運営マニュアルを策定できればと思います。

栗田議長

診療所事務長。

診療所事務長

町立金山診療所といたしましては、大規模な災害において、いかに迅速かつ適切に、地域の医療サービスを提供するかが肝要でございます。

まず第1に、災害時には、負傷者が急増し、通常の業務とは異なる状況下での、医療が求められますので、災害時の医療チームの編成や入院が必要な患者の搬送等、救急隊や関係機関等との連携体制をとっていくとともに、医療物資の搬入や適正な配置、地域住民への適切な情報提供を行うなど、災害時の医療提供体制を整える必要がございます。

さらに、マンパワー不足や医薬品等の供給が困難な場合には、町災害対策本部を通じて、新庄市最上郡医師会に対し、災害救助に関する協定に基づき、救助要請するとともに、山形県に対して災害時における医薬品等の供給等に関する協定等により、要請を行って参ります。

また、これらを実行していくには、平時の防災訓練等の充実も重要と考えてございます。

災害時には迅速かつ正確な判断が求められますので、これらを通じ、医療スタッフの能力向上を図りながら、災害時の医療機器の運用方法なども含め定期的に確認し、万全の体制で臨むこととしてございます。

災害が発生しても、業務を停止することなく、災害直後から変化するフェーズに対して、円滑な診療を提供し、住民が求めるニーズに対し、適切に対応できるよう努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

災害状況の報道などを見まして環境整備課が担う対応として感じましたことは、まず第1に、道路やライフラインの復旧に対する取り組み方の重要性でした。

次に、建築基準法改正前に建築されたと思われる木造家屋につきましては、特に耐震性の脆弱さを感じ、町民に対しても、改めて所有家屋等の耐震性に関しまして、周知が必要であると思いました。国や県が推奨し、当町でも実施しております耐震診断士派遣事業は、建築基準法改正前の昭和56年以前に建築された木造戸建住宅を対象にした事業でございます。

平成23年度の実施以来、3件の診断実績がございますが、いずれも最低限の耐震性が確保されているという診断結果でございました。町といたしましても、古い木造戸建住宅は、耐震診断を実施していただき耐震性に不足が認められる物件につきましては、早急に耐震改修前にまでつなげていただきたいと考えております。

しかしながら現実的には、耐震改修、耐震リフォーム工事は、一般的なりフォーム工事と比較しても高額な費用を要することが多く、住宅リフォーム補助金や耐震改修補助金などを活用する前提としても、なお本格的な改修工事に踏み切れないものと思われま。

山形県の住宅リフォーム支援事業では、防災ベッド、耐震シェルターの設置工事や寝室など、耐震性を向上させる部分リフォームを、来年度重点化して拡充すると伺っておりますので、環境整備課といたしましても、広報やSNS、或いは窓口相談の際なども含めてこれまで以上に積極的にPRしていく必要があると考えております。

なお、地域防災計画には想定される様々な項目ごとに記載されておりますが、改めて再確認するとともに、項目ごとのシミュレーションと、取り組むべき項目の優先順位、そして日常の点検の実施での予防対策の重要性を再確認したところでございます。以上です。

栗田議長

産業課長。

産業課長

続きまして、産業課といたしましては、まずは指定管理をしておりますホテルシェーネスハイム金山やホットハウスカムロほか、グリーンバレー神室一帯や他所管する施設であります、蔵史館、交流サロンぼすとなどの利用者の安全確保が最優先と考えますので、それぞれの管理運営事業者が適切な対応を行うことを大前提としながらも、まずは町としても、状況を確認の上、町として必要な対策が生じた場合は、迅速かつ適切に対応していくということかと思います。

また、農業関連では、特に地震の際は、農地や農業用施設などに被害がないのか、確認をし、その度合いによって、国や県の災害事業対象となるかどうか、或いは、町単独での災害事業としての取り組みなど、必要な対応を行うということが必要と思っております。

林業関連では、昨日、大場議員の一般質問でも町長が触れておりますが、森林の水源涵養機能により、洪水や土砂崩れを防止する面もありますので、日頃の適切な維持管理が重要であり、今後も継続して進めて参りたいと改めて感じたところでございます。

なお、東日本大震災の頃のことを思い起こしますと、私自身は当時総務課の総務係にいました

が、その際は、例えば、みすぎ荘ですとか、診療所での暖房用の燃料をこの調達について、なかなかスタンドが動いていない中で役場や中央公民館などのタンクから移動できないものか、そういった模索などをした記憶があります。

また、或いは町が契約していない燃料事業者などを含めて、色々なところに調達できないかなどを、必死に取り組んだといった記憶がございます。

このように東日本大震災や能登半島地震のように、非常に甚大な被害が生じた際は、想定外のことが多々生じますので、道路や水道などのインフラの復旧、或いは支援物資やボランティアの受け入れ業務など、町全体の状況を踏まえて、優先度の高いところから、部署を超えた対応が重要であり、その必要性を改めて感じたところでございます。以上です。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

総合政策課につきましては町で定めた職員初動マニュアルでは、非常時の本部体制では、総務課班及び財政班に所属し従事することとなります。

東日本大震災時には総合政策課職員が中心となり、発生から数日後には、おにぎりなどの食糧や衣類トイレットペーパーなどの生活用品などの物資を、宮城県石巻市渡波地区などに数日にわたり、被災者支援に対応した経緯がございます。

最近では、県内で発生した令和2年、4年に上流地域での記録的な豪雨に伴い、大江町における最上川氾濫に伴うボランティア支援に参加いたし、大江町社会福祉協議会の指導のもとに住宅内の土砂撤去は清掃を行い現場の状況や被災者と、困窮状況などを普及の大変さを、町から参加した職員においては感じてきたところであります。

このたびの能登半島地震に伴う被災者はもちろん、自治体職員はみずからも、被災した上で数ヶ月が経過し、まだまだ先の見えない災害復旧業務の負担は計り知れない大きなものと受けとめているところであります。

東日本大震災や能登半島地震などの全国で、地震や豪雨などで人的被害が多発していることや、2022年1月に、政府の地震調査委員会が公表した内容によると、今後20年以内に発生する確率が、60%程度と予測されている南海トラフ地震について、広範囲かつ人口過密地域の巨大地震に加え、大津波も懸念されているところであり、これまで災害が少ない当町でも大災害がいつ発生してもおかしくない状況となっております。

総合政策課で所管いたしております町有施設が、重要な避難所受入施設となることから、廃校となりました明安、有屋、中田小学校については、避難所受け入れできるような、適正な維持管理や、特にライフラインとなる施設内の電気及び給水設備の管理には努めて参りたいと考えております。

次に、復旧が急がれた幹線道路への倒木や森林の土砂崩壊により甚大な被害が発生していることから、町有地及び町有林の管理については、日頃より点検や環境整備に努めるとともに、民地を含め土石流や崩落などの危険性が高い、減災対策が必要な箇所については、優先度を上げて対策を講じていく必要があります。

また、町民や議会から意見をいただいている町管理の樹木については、虫食いや部分的な、枯死などの老木化が進展していることから、豪雪を含む、災害時の倒木被害が生じないよう、森林組合や樹

木匠などの専門家に診断いただき、適正な伐採や枝処理などの対応をしていくことが急務と考えております。

最後に、災害を応急や災害復旧に伴う財源確保になりますが、全国から義援金などはあるものの、崩壊や火災などに被災した住宅再建への支援金や、道路、上下水道等のライフライン、公共施設の再建には、被災自治体単独では到底困難であることから、激甚指定の災害は、国からほぼ100%近い財政支援が行われております。

また、災害応急時の資金としまして、ご承知のように、財政運営基金を確保していく必要があります、管内自治体の例ではありますが、約10億円近くの災害対応に伴う基金取り崩しもありましたことから、財政担当といたしましては、基礎的なこととなりますが、災害時に備えた基金、残高確保により、努めていきたいと考えております。以上です。

栗田議長

総務課長。

総務課長

各課長がこれまで申し上げたことに尽きるわけですが、私なりに思ったこと、考えさせられたことについてお話をさせていただきます。

今回の震災にいたしましても、発生から間もなく13年になろうとしている東日本大震災にいたしましても、災害は、何の予兆もなく、突然降りかかる非常なものだということを改めて感じました。

特に、能登半島地震は元日新年を迎え新たな希望を抱いたその日に発生し、家族団欒のひとつきと一緒にして地獄へと突き落とされた、そんな状況でございました。

私は、災害時の非常召集に応じるため、自分のことを顧みず、役場庁舎に駆けつけたであろう自治体職員に思いを馳せました。

多くは、自らも被災し、中には家や家族を失った方もおられたはずです。そうした皆さんに対し、待ったなしの、復旧業務を知ることとなる現実に胸が締め付けられます。私たち自治体職員はこうした職責おのずと負うのだと、その重大さに改めて背筋をただされた思いであります。

また、通告の中にもございましたが、総務課で所管する施設、特に役場庁舎の電源の確保についても考えさせられました。今回のような規模の災害が発生した場合、災害対策本部が設置される役場庁舎の電源確保につきましては、現状、脆弱と言わざるをえません。

令和6年度及び7年度において、非常用電源を整備すべく検討を重ねておりますが、しっかりと進めていくことが肝要との思いを新たにしたところでございます。以上です。

栗田議長

町民税務課長。

町民税務課長

今回の能登半島地震におきましては、これまで各課のお話にもありましたけれども、様々な課題が出てきたところです。

例えば木造家屋の耐震化が進まず、多数倒壊による死者があったことそれから、救助しようにも重機等が足りなかったこと、電話だけでなくデータ通信も使えなかったこと、集落が孤立し解消するまで時間を要したこと、二次避難が進まず自主避難所ですとか1.5時避難所などに長期滞在となったこ

と、福祉避難所が十分に開設できないこと、避難所でのTKB+Wの、トイレ、キッチン、ベット、プラス暖かさということですが、特に快適なトイレ環境の重要性、災害関連死を防ぐ対策、水道復旧に非常に時間がかかっていること、支援物資の仕分けがうまくいかず受け入れが中断したこと、ボランティア活動がなかなか進まないこと等々、またその時間の経過とともに、その都度の課題が今なおも起きている状況でございます。

このように様々な課題が改めて浮き彫りに規模になりまして、道路事情なども半島特有の面もありますけれども、多くの同じような課題に、当町も直面し得るというふうに感じたところです。

今回の様々な課題を受けまして、国でも、改めて防災計画の見直しがされることと思われませんが、それらの議論を注視していくとともに、町防災計画でも、適切に見直しをしていきたいというふうに考えております。

しかしながら、町の地域防災計画は、国や県の防災計画と整合を取る形で、策定をしておりますけれども、現状ではすべてを十分に遂行していくには至っていない状況にあるというふうに考えております。

そのため、その地域防災計画に定める体制づく、その他資機材等の整備を継続して進めていく必要がありますけれども、財政的な面もあり、一度に行うことは、難しい状況ですけれども、計画的に行っていくと同時に、今ある現状をどう対応するかを確認しながら、様々なレベルで訓練を行っていく必要があると感じたところです。以上です。

栗田議長

宮林議員。

宮林議員

どうもありがとうございました。各課からは、詳しく教えていただきました。

それでちょっと、各課長さんの方からいろいろお聞きしたわけですが、今回元旦の地震ということで、特に雪対策ですね。先ほど総合政策課長からは明安、有屋各町有施設を維持管理するというようなことあったわけですが、雪があった場合、行けないわけですので、そういった対応も必要かなというふうに感じたところであります。

あとですね災害の際については、銀行等のATMとかそういった面も動かせないということもあって、よく現金を確保しておく必要があるということも言われていると思います。

そういった面で、現金保管するというのは、管理上いろいろ問題もあるかと思うんですが、財政と出納室等で検討していただければというふうに思います。

総務課長からもありましたが、予兆なしになってくるということでありますので、避難所もですね今あるやくし苑、豪雨災害等でありましたら、よろしいかと思うんですが、役場庁舎を開放する必要があると思うんですが、この3階とかは絨毯敷になっておりますし、冷たいフロアではないので、そういった面も開放という、役場の開放ということも考えていただきたいというふうに思います。

先ほどありましたように平成元年6月には鶴岡で夜中10時頃、地震がありまして、今回と同じように、瓦屋根でしたので、瓦が落ちたり、今回は重みもあって押し潰された家屋も多かったと思うんですが、そういったこともあります。

あとはもう7、8年前の金山の太平山を震源としての、震度2だったと思うんですが、金山が震源となった地震も発生しております。

あと、県内を見ますと新庄盆地断層帯と四つの断層帯あるわけですが、新庄警察署は断層帯の上だということで、新築の際に移設したわけでありまして、いつ発生するかわからないということでもありますので、金山で震度が少ないというような、町民の皆さんも思っているかと思うんですが、いざ、こういうふうな場合になった場合については、いろんな事案が想定されますので、先ほどありましたように各課を超えてですね、連携していただきたいというふうに思います。

あと県内の自治体でこういうことを言って失礼ですが、津波警報が出されまして、避難所に避難したわけですが、津波警報がおさまらないうちに自宅に帰ってしまって、避難所を閉鎖したということをお皆さんもご存知だと思うんですが、そういった点もですね職員の皆さんで、避難所には全部課長さんがつくわけでありませんので、職員の皆さんとですね、町長が総務課長の時、平成26年度だったと思うんですが最上地域の防災訓練、日曜日した時に職員で話し合いをしたということもあって、もう1回、職員に伝わるような対策を講じていただければというふうに思います。

それではですね、二つ目の質問ですが、優秀な人材確保の観点、職員ですが、あと労働基準法とか地方公務員法などで、当町で職員募集する際については、住所要件を設けておりません。こういったことから新規採用が町外の方もいらっしゃいます。あと諸事情で町外から通勤されている職員もいらっしゃいます。これについては多様化している社会情勢の中で、プライベートなことでもありますし、本人の意思を尊重すべきものと思います。

ただ今回のように道路に大きな亀裂が発生したとか、徒歩でしか行けないといった場合については、非常召集が職員が幾ら総務課長からあったように行きたくてもいけないという場面もあろうかと思います。

実際金山でも平成30年の8月5日の災害の時には、有屋と魚清水のところに土砂崩れが発生して、南沢でも土砂崩れが発生して、迂回して通ったということもありますので、職員についても、一刻も早く登庁してそういった気持ちで気がせいっているといいますかそういったこともあると思います。

近年地球温暖化の影響で豪雨災害も増えておりますし、こういった場合、非常召集が全職員集まれなくなるケースが多くなるのではないかというふうに感じたところであります。

災害対応につきましては、何といたっても人の力マンパワーですね、が不可欠でありますので、非常召集にあたっては、職員が安全に登庁して任務に当たることが大前提だと思っております。職員が非常召集できない場合ですね、例えば会計年度任用職員の皆さんにそういった事態をお願いするかもしれないというような対応とか、職員の安全確保を図る意味で、町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

栗田議長

町長。

町長

それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。まず現在の職員の通勤状況と、それから町の非常招集体制について触れておきたいと思います。

初めに出向派遣中のただいま4名の職員がおりますが、それを除く職員92名の通勤状況につきましては、町内が66名新庄最上管内が21名、それ以外は1名となっており、およそ4分の1の職員が、町外から通勤している現状にあります。

また職員の非常招集体制につきましては、町地域防災計画のほか、町職員初動マニュアルに定めが

ありまして、具体的には、震度3の地震が観測された時、或いは大雨洪水暴風警報相当が発表された場合には、警戒1号の1を配備し、総務課長、町民税務課長、健康福祉課長、環境整備課長、産業課長及び、防災担当者が登庁することになっているほか、さらなる警戒が必要となると認められる場合には、警戒1号の2を配備し、全課長及び補佐級職員等を招集することになっております。

また、震度4の地震が観測された時、或いは土砂災害警報相当が発表された場合には、警戒2号配備として総務課長を本部長とする警戒本部を設置しまして、全職員を招集することになるほか、震度5弱から震度5強の地震が観測された場合には非常1号配備、震度6弱以上の地震が観測された場合には非常2号配備として、いずれも町長を本部長とする災害対策本部が自動設置され、全職員が招集される仕組みとなっております。

特に勤務時間外の招集に当たりましては、移動に要する時間や事故等のリスク軽減のためにも、通勤距離が短いにこしたことはないと考えますけれども、諸々の事情によりまして、町外から通勤している職員が、今申し上げたように一定数おりますし、そもそも、相当な規模の災害が発生した際には、町内外を問わず、駆けつけることができない職員が生じるということも十分想定されるところでもあります。

その場合、第一義的には駆けつけることができる職員体制の中で、被害情報等の収集や、場合により必要な応急措置を行うこととしながらも、ただいま宮林議員も触れていただきましたが、一部の会計年度任用職員をあらかじめ非常召集の配備対象に加えさせてもらって、必要な折に招集できる体制を確保していくことも、一つの有効な手だてだというふうに考えております。

なお、町職員初動もあるマニュアルにつきましては、適宜必要な改定を行ってきたところですが、発災が勤務時時間中なのか、勤務時間外なのか、自宅にいる時なのか、外出中の時なのか、災害が発生した時刻や状況によっても、その初動は大きく変わって参ります。

そこで、全庁を挙げた実践的な初動訓練を、令和6年度にも実施するよう計画いたしましたところですが、こうした実践的な訓練を行うことで、職員の経験値を上げるとともに、訓練から見えてくる課題についてもしっかりと把握し、初動マニュアルに反映しながら、より実効性の高いものとして、していく必要があるというふうに考えているところであります。以上です。

栗田議長

宮林議員。

宮林議員

どうもありがとうございました。職員数も減って今92名ということもあって、前ですと現場をわかる職員が数多くいたわけですが、今は一定の課、例えば環境整備課とか産業課とかですね、その経験者とかであれば、どこそこで被害があったという時にすぐイメージわくと思うんですが、現場をあんまり見てない、管理部門とかそういった課の職員におかれましては、災害でどこそこで発生したといった場合に、どこかわからない職員は、多くなってきていると思うんです。ですから、先ほど経験値を上げるといった町長の答弁でありましたが、町の町内を知ることが、一番大前提だと思いますので、そういったこともお願いしたいというふうに思います。

あとですね新聞で出てたんですが輪島市で1月の職員の時間外労働が145時間だと思ったんですが、家に帰る暇がないような状況でありますので職員数も少ない中ではありますが、職員の健康面についても配慮いただきたいというふうに思います。

あと三つ目の質問ですが今回発生した地震、あと全国各地で頻発する大規模自然災害がおきましたので、県民の意識を高めるために、東日本大震災が発生した3月11日、今年13年目ですが県の方では県民防災デー、防災点検の日に制定することとしたということで、市町村、学校、関係機関と連携して啓発活動を展開していくということでもありますけども、町の方ではこのパンフレットですね、県からきたやつだと思いますが、チェックシートと一緒に3月に1週目の全戸配布で、各家庭に配布されたわけですが、これ以外で町民の意識を高めるような方策はどのように考えているかをお伺いしたいと思います。

栗田議長

町民税務課長。

町民税務課長

今、宮林議員からありましたように山形県では今年から3月11日を県民防災で防災点検の日ということで制定をしましたけれども、具体的な取り組みとして、防災に関する意識啓発や県民防災チェックシートの配布を行うというふうにしております。

この防災チェックシートはすでに配布をしておりますけれども、身の回りの災害リスクや、最寄りの避難所、家庭での備蓄内容等について確認を行うものになっております。

当町におきましても、広報やポスターなどで周知を行うとともに、先ほどありましたように、県で作成したチェックシートを3月1日の地区配布に合わせて、全戸に配布をさせていただいたところでございます。

知事の話では3月11日に、あらかじめ避難方法や備蓄などを点検した上で、半年後の防災訓練などをより実践的なものにする中で、県民の防災力向上を図りたいとしておりまして、当町におきましても、この3月の県民防災デーでチェックシートなどを活用して防災意識を高め、その後も広報などを通じて、この防災チェックシートのフォローフォローアップなどを行いながら、各家庭での備蓄を進めて進めるなどの備えをしていただいて、9月の防災訓練につなげるよう、周知を図って参りたいというふうに考えております。

また、県では毎年、内容を充実しながら、県民運動となるように取り組んでいくというふうにしておりますので、当町でも、県の取り組みと連携しながら、防災力の向上を図って参りたいというふうに考えております。以上です。

栗田議長

宮林議員。

○宮林議員

全戸配布されたわけですが、紙で配布しても、貼っている方とか、うちではスマホの方に写真撮って、チェックをしたんですが、紙でなくてですねデータで、このチェックするシートだけ送っていただければ、携帯見ればいつでも見れるということでもありますので、そういった点についてもお願いしたいというふうに思います。

あと最後の質問ですが先ほど総務課長から一部答弁あったと思うんですが、役場庁舎非常用電源の確保、6年度、7年度ですということでもあります。

あと、行政情報設備、今年の予算でタブレットも計上しておりますが、地震を知る方法といたしまして、テレビの地震速報、あと携帯の方に防災アプリが入っていれば音が鳴るわけですので、先ほど

脆弱だということあったわけですが、タブレットを全戸配布した場合に、視覚といいますか電源を入れてないと見れないわけですので、音になるような形態のタブレットを考えているのか。その点についてお伺いしたいと思います。

栗田議長

総務課長。

総務課長

先ほどの各課長の、今回の地震に際しての感想、考えたことなんてどこでも触れさせていただきましたけれども、今回のような規模の災害が発生した場合、災害対策本部が設置される役場庁舎の電源確保につきましては、繰り返しになりますが、現状脆弱と言わざるをえません。仮に停電となった場合、庁舎内の電源は、小型発電機と太陽光発電の蓄電装置による供給のみとなります。従って本部の仮の照明、仮設の照明器具ですね、そういったものの電源確保を精一杯という状況になります。

この場合必要な電力量には到底及ばないわけですから、東北電力ネットワークに電源車の派遣を要請するというようなことも想定しておりますけれども、広範囲にわたって災害が発生した場合、すぐに金山町に対応いただけるっていうことも、なかなか難しいことだと思います。そこで、こうした課題解決のために、かねてより検討を重ねて参りました、役場庁舎非常用電源装置につきまして、令和6年度に設計と用地の整備、こういったものを行った上で、7年度に本体の整備を行って参りたいと考えているところでございます。

また情報伝達につきましては先ほどの議員からも触れていただきましたが、現状の防災IP告知放送システムによる屋外告知に加え、行政情報メール、或いはLINEそういった情報の伝達を行っております。

また屋外の告知については役場の基地局及び各地の親局、そういったものにそれぞれUPS、無停電電源装置が接続されておりますので、一定の時間は、電源が確保されるということになります。

災害によって電力が断たれたとしてもですね、一定の時間は確保されておりますので、その間に放送することが可能、もちろん、規模の大きい災害が起きれば、IP告知の屋外のラップついてるそのものものがダメージを受けるなんてこともあるわけですが、まずそういった状況にあるということです。

なお携帯電話の網も携帯電話を活用した防災情報配信アプリ搭載のタブレットの配布っていうのを令和6年度に予定しているわけですが、情報基盤の拡充という意味では大きく前進するものと考えております。

何か一つ、この伝達手段さえあれば、盤石だということはないわけですので、いろいろな方法、まず異なる伝送路を使って、複数の伝達の手段を整えておくということが、最も大事だと、肝要だというふうに考えておるところです。

先ほどの質問のなかの後段に、タブレットを上手い活用をしっかりとやってくれというような趣旨のお話があったかと思います。

ぜひ、音声の告知についてもというリクエストというふうに受け取りました。詳細これから進めていくこととなりますが、情報が入ったという画面で、もちろんわかる状態、そしてここをタップしてくれというようなことの時に、ポンというようなチャイムが鳴るような仕組み、そういったことも含めて、しっかりと検討して参りたいというふうに思います。

以上です。

栗田議長

宮林議員。

宮林議員

地震のテレビ報道を発生した直後ですが、アナウンサー、NHKだったか、アナウンサーといいますか記者が逃げなさいというのは、命令口調で行ったということが、大変評価を得たということで、音による早逃げろというのは、直後の初動では一番必要ではないかというふうに思いますので、タブレットで、もし無理だとすれば、事前に町民の皆さんに、こういった時サイレンといいますか、そういうものを流しますよというようなことで、タブレットを開いてくださいとか、そういったことも、運用できれば考えていただきたいというふうに思います。防災については以上でございます。

あと少雪による影響についてということで、今年の冬は、気温が最高記録を出したとか、更新したというような暖かい冬で、平成元年も少雪であったわけですが、それを上回る少ない雪でありました。高齢者とか雪はきする方にとりましては、とても楽な、あと大雪が降るのではないかというふうな心配もなく、雪の事故もないというふうに思っておりますが、楽といいますかそういう負担のない冬だったと思います。土日で、少し雪がまた増えたわけですが、一方で雪関係の仕事に携わる方、数多くいらっしゃるかと思いますけども、その方々にとりましては大変厳しい状況になったものと思います。

あと質問ではないんですが、雪解けが早まってですね春先の融雪がすでに始まった、今回雪で少し緩和されたかと思うんですが、水の確保、農作物の方ですね、あと熊、イノシシなど有害鳥獣が早く発生するような懸念もありますので、これについては、今後対策を講じていただきたいというふうに思います。

なお、時間もありませんので二つ質問を一括していたしますのでお願いしたいというふうに思います。

道路等公共施設の除雪費、あとの除雪費の支給事業これ平年と比較して、はっきりした数字でなくっていいんですが、何割程度だったのかそれを教えていただきたいと思います。

あと、今年から公共施設、業者委託になったわけでありまして、委託料の積算はこないだの議会でお聞きしたときに、実働時間だということで、実働時間も減っていると思いますので、12月議会の際各業者というのは契約価格をいただいたわけですが、それよりも少なくなっていると思います。待機等の補修をどのように考えているのか、県では除雪業者の人件費を一定程度補修する稼働補償運用基準、これが2019年度雪の少ないときに協議するという課題として、今回制度化して、今回初めて提供するというようなことでありました。

あと米沢とか西川とか他の自治体でも、補償を出すというようなことでありますので、この点、入札前に業者等々事前協議し、説明を行っていれば納得するかと思うんですが、そういったことで来年度以降、応募がない、なくなるようなことにならないようにするというのも大前提だと思いますのでその点についてお聞きしたいと思います。

あと2点目の質問ですが、カムロスキー場は今年から土日の運営として、補正で措置していただきまして、スキー場を営業していただいたわけですが、雪不足で営業日も少なかったと思います。期待してた年末年始も一部営業できなかったということでありますけども、ただですね道路、県道を

見ますと、県外ナンバーとか土日結構通る量が多かったのも、キャンプ場だけでなくですね町外からスキー場にある方も多くいたのではないかなというふうに思っております。こういった状況を踏まえましてですね、スキー場を営業したことによりまして、附属するレストラン、ホテル、温泉への波及効果を町長はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。一括でお願いいたします。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

初めの質問にお答えします。今冬は令和元年度以来の少雪になりまして、議員のご発言にもございましたとおり、生活のしやすい穏やかな冬だったと実感しております。

その一方で雪に関係する仕事に携わっておられる方々におきましては、想定された仕事ができず、厳しさを感じた上であつたとも思われます。

ご質問いただきました道路公共施設の除雪費除雪費支給事業の決算見込み額の平年比較でございますが、本年度の町道除雪事業の決算見込み額は、2月末で直近過去3年間の平均事業額より約620万円少ない4,950万円程度を見込んでおります。

また、今年度より民間業者へ委託しております公共施設の除雪委託費の決算額につきましては、約380万円を見込んでおります。

なお除雪事業の予算執行状況及び今後の執行見込みを勘案して、このたびの議会に減額補正を計上させていただいております。

続きまして、健康福祉課で行っております除雪費支給事業の直近3年分の実績といたしましては、令和2年度が60件178万9,000円。令和3年度が86件、479万6,000円。令和4年度が89件、384万7,000円。今年度は2月末の実績といたしまして、4件、5万4,000円であり、最終的な実績見込みは10件、約20万円を見込んでおります。

今年度から住民税の均等割のみの課税世帯を含んだ世帯を助成対象とし、対象経費の上限を6万4,000円から7万2,000円に引き上げるため12月議会に増額補正させていただきましたが、少雪のためこの度の議会に、当初の既定予算も含めて700万円の減額補正を計上させていただいているところで

す。

続きまして今年度から実施いたしました、公共施設における除雪作業業務委託支払い状況等でございますが、業務対価の支払いにつきましては、月締めで提出いただきます作業報告書に記載の、実作業時間に契約額である時間当たりの作業委託単価を乗じ、作業月ごとに支払いを行う契約形態としておりますことから、差額という考え方を生じませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

なお、委託6社の月毎作業総日数及び支払い総額は、12月まで6日間、135万9,600円、1月は、9日間、221万4,100円、2月は22日、1日間という状況でございます。

最後に待機等の補償の考え方でございますが、オペレーターの確保が必要となる業務受託体制に配慮すべく、どのような降雪の年であれ、発注時に想定いたしました運転手の人件費総額に、落札率を乗じた額を支払いする最低保証制度を採用しております。なお今冬におきましてはすでに最低補償額を上回る実績報告が行われております。

公共施設における除雪作業の業務委託は本年度の初年度であるために、試行的な取り組みという考えのもとで実施いたしましたが、作業受託によりまして町道除雪作業の早期完了とオペレーターの作

業負担軽減、さらには、民間業者の仕事確保に繋がる効果があったものと考えております。

今後も効果のある円滑な事業展開を行うことができるよう努めて参りますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

栗田議長

町長。

○町長

二つ目のカムロススキー場関連についてお答えをいたします。初め今シーズンのカムロススキー場の状況であります、令和5年12月29日にオープンいたしましたが、雪不足のため、2日間で営業を中断し、再開は1月13日になりましたので、多くの集客が見込まれていました年末年始及び1月最終3連休までは、休業せざるをえない状況となりました。

そのため、3月3日現在での営業日数は、営業日を土日祝日に限定したことの影響もありますが、21日間となりまして、昨年度の70日間に比べ、30%しかなく、売り上げとしては36%にとどまっている状況です。

一方で、グリーンバレー神室一帯施設の指定関連管理に含まれております、除雪費を除いた支出につきましては、3月3日現在で、昨年度比55%程度、また、売上収入を差し引いた純粋な町予算からの持ち出し額は66%程度に抑えられています。

そこで、ご質問のレストランホテル温泉への波及効果についてでありますけれども、運営しております株式会社グリーンバレー神室振興公社の1月売り上げ状況などから分析いたしますと、総合交流促進施設ホテルシェーネスハイム金山でございますが、1月の利用者数が、昨年度比79%、売り上げが同じく昨年度比83%にとどまっており、概ねコロナ禍と同程度まで落ち込んだところであります。

特に年末年始におきましては、カムロススキー場の営業休止を受けて、50名ほどのキャンセルが出ておりましたが、スキー場の営業再開後は、スキー場が営業しているならと、2月にかけて50名ほどの予約が入っておりますので、波及効果はやはりそれなりにあるものと考えております。

続きましてレストランフォレストでございますが、こちらもホテルと同様に売り上げが昨年度比84%と減少しているところであります。

そこで営業を再開しました1月中旬からの状況は、例年1回のスキー授業の農林大学校では赤倉スキー場が営業していないこともあり、今回は2回実施していただいて、200名を超す利用がありました。

この分を含めた予約による昼食利用者は405名があり、このほか、通常の昼営業での、レストランのお客様の様子を見ますと、スキー客のご利用は相当数あったと感じておりますが、管理棟2階での軽食喫茶コーナーを今シーズンは営業しなかったことによる影響もあると考えられ、それらを含めても一定の波及効果は、あったものにとらえております。

最後にホットスカムロであります、利用者数は昨年度比79%でしたが、料金改定により売り上げは昨年度比102%と増加しています。

しかし、リフト券購入者は半額入浴券のサービスを実施しておりますが、その利用者は、スキー客減少により、昨年度比24%と激減しております。

各施設の利用状況から、雪不足の影響も合わせて考えてみますと、カムロススキー場を営業しなかった場合は、さらさらなる減少が見込まれることから、スキー場営業によるレストランホテル温泉へ

の、波及効果を改めて感じているところであります。

一方で、スキー場を初めとするグリーンバレー神室一帯の施設運営にあっては、ご承知のとおり、多額の財政負担が生じておりますので、費用対効果の観点も含めると、スキー場の営業での集客増加が町にとってプラスに作用するのかは、もっと詳細の分析が必要になるのではないかと考えております。

また、昨年度までのスキー場の収支だけを見ますと、令和元年度の極端な雪不足の際の町財政負担が、これまでで一番少ない額で進んでいるというふうに、皮肉な実態もありますが、町のPRや雇用、町内飲食店への集客或いはホテル、レストラン、温泉への集客など、全体的なことを考えた場合、波及効果をどう評価するのか判断は難しいところですが、今後、改めてそのような総合的な視点での分析を検討の上、評価をしていく必要があると考えているところであります。以上です。

栗田議長

宮林議員時間が過ぎておりかすので完結をお願いします。

宮林議員

これで終わります。ありがとうございました。

栗田議長

それでは次に、矢口政一議員の質問を許します。

矢口議員。

矢口議員

1番矢口です。皆さん、また改めておはようございますというか、ご苦労様でございます。副町長さんを迎えての初めての3月定例議会、大変心強く思っているところでございます。それで、私から常々考えていることをご質問させていただきます。

まず一番に、景観、観光施策等についてということで、町長は、9月定例会において、2期目の出馬を表明され、4月の町長選挙に向けて、新たな一步、元気に着実にとスローガンのもとで掲げながら、リーフレットも作成して準備も順調に進み、住んでよし、訪ねてよしの町づくりについては、多くの町民が大変注視し期待しているところでございます。

特に景観は、町が誇る宝、街並み景観100年運動の継続、発展とある、町長の景観に対する思いと、観光推進策について考えを伺います。

栗田議長

町長。

町長

ただいまの町並み景観づくり景観施策の関係と観光推進施策についてというご質問でありますのでお答えをさせていただきます。

金山町街並み景観づくり100年運動につきましては、これまでのおおまかな、経緯なども含めまして若干お話をさせていただきたいと思いますが、昭和30年代後半ごろから、環境美化に対する啓発運動としまして、全町美化運動が始まりました。そして昭和40年代後半から50年代にかけまして、町全体として、美しい町をつくる、建物の美観を含めた美しさを追求していこうという機運が生まれてきたようであります。

さらに、昭和58年度策定の新金山基本計画の中にありまして、街並み景観づくり100年運動が正式に政策課題として位置付けられたことによりまして、林業を中心とした地域産業振興と、美しい町並みと地域の個性化を推進することを一つの目標として掲げて参りました。そして、昭和60年度には、金山町街並み景観条例を制定しまして、翌年度からの施行により、景観形成のための事業や具体的な取り組みを、町民の皆様から長年ご理解とご協力をいただきながら進めることができたと考えております。

このように受け継がれてきました街並み景観づくり100年運動は、議員がご質問に触れていただきましてけれども、我が町が全国にも誇れるものだというふうに認識をしているところであります。

一方で、景観条例の制定から約40年が経過しましたことで、社会情勢や人々の価値観なども少しずつ変化して、きており、制定当時の政策理念と、現在の町民生活の実態において、少なからず乖離が生じていることなども感じているところでもあります。

一例を申し上げますと、住まいに対します現代社会の価値感ということでは、条例制定当時とは、異なる部分が出てきているというふうに感じております。

施主の世代交代や、施主の年齢層若年化ということもございしますが、家族構成が、3世代同居から、少しずつ核家族化へ、住宅様式はそういうこともあって大きくて立派な家というところから、ローコストでメンテナンスフリーの家、そんなふうはこの40年間のうちに少しずつ考え方といいますか、そういったことも変化が生じてきているように感じております。

この40年間のうち、やはり当初の際の考え方、それを町民の皆さんが受けていたイメージも少しずつやはり世代交代、今申し上げたようなことで変わってきていると、そういったものが実際あるなどというような感じをいたしております。

そもそも少子高齢化が進み、世帯数の減少に伴いまして、新築件数自体が減少していることも一つの実態としてございしますが、その少ない新築の中でも、金山住宅を選択される施主がさらに少なくなっているという事実もございします。

住宅に限った話でだけではございませんが、金山町が誇る街並み景観づくり100年運動を今後も持続可能な施策としていくためには、金山住宅の建築様式性能などのガイドラインの見直し、景観助成金などによる建築、居住支援のあり方、街並み景観を構築している象徴的な建築物などの空き家対策、将来のまちづくりを担う子供たちへの教育、普及啓発など、景観フォーラムでの議論や景観審議会での協議で、今後につきましてもそれらの課題につきまして、様々な議論の中から方向性を目指しながら、町の特徴的なところは生かしながら、できれば柔軟性を持たせながら、町民の皆様とともにこれからも着実に運動継続していきたい、そんな思いでおります。

次に、観光施策ということで少しお答えをさせていただきますが、町としましては、高規格道路の延伸を控えまして、遠方からさらに金山町にアクセスしやすくなっている状況となりますので、観光客の町内への回遊性を高め、地域全体の活性化につなげられるよう、改めて景観及び、グリーンバレー神室帯を含めた既存の観光資源を最大限に生かした個人観光や増加するインバウンドへ向けた取り組みも検討していきたいと考えております。

町内への観光を誘導する方策としましては、町内各団体とのさらなる連携によるイベント開催や、広域へのPRとして、SNSや動画コンテンツの積極的な活用、飲食店やホテル等において、誘客に向けたキャンペーン企画等が必要と考えております。

さらに、これまで3年間実施して参りました関係人口創出事業、カネヤマノジカンデザインスクールなどで、金山町と新たな繋がりを持っていただいた方々の、第2の地元となるような取り組みを行いながら、金山町を応援していただける方々を創出していく事業も継続して実施して参りたいと考えております。

また、例年開催しております、金山まつりへの支援や産業まつりによる集客など、行政主体の各種イベントの継続開催はもちろん、これらのイベントに加えて、町制施行100周年記念となる事業を組み込みながら、町民の皆さんと一体となった盛り上げが必要と考えますし、さらにクラシックカーイベントのノスタルジックフェスタや、カムロトレイルランニングをはじめとする民間主体のイベントについても、大きな賑わいを創出していただいております、支援を継続して参りたいと考えております。まずは、以上とさせていただきます。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

やはり、景観においても、町長の答弁では、全国的に評価されると、そういう状況にあるということで我々も本当に、その辺については、自慢できる、そういう状況ではないかなと思います。

そういう中でやっぱり金山住宅ということなどを考えてみますと、現在の社会情勢においては、街並み景観を維持するには、町長の話にも、答弁にありましたように、施工者、所有者の深いご理解とご協力があることで、街並みが虫食い状態になるということは大変私も心配しておりますし、今の状況からして、やっぱりこのままどうにか守れないかなと、景観を守っていけないかなと考えたときは、やっぱり今、今が正念場であると考えております。

3世代から、核家族的になってきているということで、今回の職員プロジェクトチーム、本当にそれぞれ頑張ってくれました。その事業提案にもあるように、金山住宅に特化した補助制度やメンテナンスの支援策など、講ずる時ではないかと思えますけれども、若い人たちもそのように考えておりますのを町長の考えとしては、その辺についてどうでしょうか。

栗田議長

町長。

町長

なかなか今、矢口議員からございましたように、これまでは金山住宅ということで、それにならった助成金といいますか、そういったことを進めることで、町民の皆さんから金住宅にここを率先してこう建てていただいていたところがありますけれども先ほどもちょっと申し上げましたが、特にここ10年から15年ぐらいかけては、やはりこの、少しずつ金山住宅の新築件数というのは少なくなっているという実態がございます。

そこには、様々な今、先ほど申し上げた世代交代、或いは若年者の方々が、本当に金山住宅という重量感のあるといいますか、そういった住宅というよりも、そんなに長く持たなくてもいいんだというような意識でありますとか、それに加えて、やっぱり高気密高断熱という、現在のハウスメーカーの営業力といいますか、そういったことなども合わさった形で、やはり金山住宅の新築自体も、先ほど申し上げましたとおり、少ない中で、さらに金山住宅といいますとそこからまた少ない状態になっているという現実があると思います。

そういったことが一つの課題としてありますので、それらについて、より今後の金山の景観をさらに維持していくためには、そこら辺をどのような形で本当に施策として、していくことが、有効な方法なのかということでは、先ほど議員からこれもありましたが、現在が正念場という意識は同じであります。

それで確実な形でっていうのはなかなかまだ見いだせてないというのが実態だと思います。

その中で、若干何ですが助成金のあり方を少しく変えていくということについては、令和6年度の予算についても若干、そこら辺を反映した形の中で、予算編成もさしてもらった部分もありますけれども、それだけではまだまだ十分とまでは言えないところがあるかと思っております。

その意味では、やはり、これが3月に景観フォーラムもございますけれども、中でも、さらなるアイデアといいますか、そういった意見交換がなされるとか、それらをどんどんいい意見を出していただいて、さらなるいい施策反映をできればなというふうに思っているところでもあります。

あとやっぱり、もう一つは空き家の問題も本当に大きな問題だと思いますので先ほど虫食い状態というお話もございましたが、やはりどうしても空き家が増え、そしてそれがやっぱり他の方がそこに住まわれるというような、ふうな循環というまでには至っていないのが現実だと思います。空き家ができたら、それはしばらく思ってからやっぱり最終的には解体というような今の流れがちょっと多いかと思っておりますので、空き家がおきたら、それらリフォームされて次の方が住まわれるというような、そういったことなんかも、できればありがたいところではあるんですが、なかなかやっぱり現実的にはそういうまでいってないところがあると思います。

そこら辺なんかについても、何かこう、リフォームとか、そういったことでやってその住宅自体を延命するといいますか、活用していくとか、そういった方法がある程度認知されるようであれば、やっぱりそれに対する助成というか、支援ということもありうると思うんですけども、なかなか、そこまでまだ理解が進んでないというのはもう実態だと思っています。その意味では、これからの景観施策を継続していくという意味では、まだまだ今の状態では不十分なところもありますので、やはりもっと議論といいますか、課題についての意見交換、そういったことを活発にした上で、いい方法を探っていくということが必要だろうなというふうに考えているところです。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

町長からの答弁で空き家の活用ということでありました。職員プロジェクトの中にも、空き家のリノベーションということも提案されていたようであります。本当にこの辺についてはやっぱり、金山町としては、大事なことであって、せっかく良い住宅であっても、人がいなくなれば、それを処理するということは、もったいない話でありますので、そういう職員プロジェクトチームの皆さん方にも、その辺はさらに研究していただきたいな、そのようにも考えております。何といても令和5年度、出生者推計では14名ということですか。そういうことを鑑みた場合、やっぱり将来が大変心配になります。そういうことからして、この間の全協にかかった案件もありましたが、單身住宅や集合住宅など定住促進住宅の建設が私からすれば喫緊の課題であるというふうに思っておりますけれども、その辺について、町長どのように考えているか伺いたいと思います。

栗田議長

町長。

町長

今議員のなかでありました出生者数ですが、今のところ15名だと思います。あと、それから若い方々が、やはりそのまま定着してもらおうという意味では、それなりのその住宅というものは本当に、必要だろうなというふうには考えはいたしておりますが、そのためにどういう方法があるのかということで、昨年度令和5年度の予算編成に向けて少しか動いた経緯がございましたけれども、それについてこれは民間アパートの誘致といいますか、そこに対する支援という形で実施を試みようとしたけれども、なかなか最終的にはそこを、まず断念をしたところでもあります。

でも、一つの考え方としては、やはり若い方々が、魅力をもって感じている住宅というか住まいといえますか、それは、そういった集合住宅といえますか、アパート的なものも一つの需要としてはあるのだろうなというふうに感じているところであります。

ただそれを街並み景観に、何ていうか調整をしながら、金山町でそれらを建てるという話になりますと、現実的にはなかなかこう落ち着きどころがまだ見いだしてないと、そういったことでは、新年度の令和5年になってから、建築関係の方々とも、民間でのアパート建築ということで話し合いもさしてもらったことあるんですけれども、なかなかやっぱり現実的に、こういった形でこう建ててることができるというところまでの合意までには当然至らなかったということもありますので、まだやっぱり今、試行錯誤中というのが現実なところだと思います。

あとは今、内町の方に単身用の住宅がございますが、そこはやっぱり出る人がいたらまたすぐに入るような形で、ほとんど満杯状態をずっと継続されていることからすると、単身用の方々っていうのは、そういった住宅を欲していると、いう需要があるということはそのように捉えているところでありますが、さらにそれを増やすという、キャパを増やすということでは、やっぱり新たに建てるか、という話になったときに、正直そこまでの踏ん切りをつけていけないのが、今現実だと思ってますけれども、需要としてやっぱりあるだろうなと、そういうようなとらえ方をしております。

さらにそういうことでは、金山の景観にふさわしいあり方で、そういった需要にこたえる方法、それらができれば民間でそういう形があってできれば一番望ましい形ではあるかと思うんですけれども、なかなか現実的にはそのハードルも高いというのが現実だだと思いますので、まだまだそこら辺を模索をさしてもらって、できれば着地点というか、見出していければ、是非トライをしていきたいとそんな思いはありますけれども、現実的に今の段階では、なかなか厳しい状況があるなというふうな考えであります。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

町長から今、景観フォーラム等もありますよという話もありますので、その中で、今の時代を見据えて、見据えながら、町長の調整という言葉、意見をいただき、調整するということもありますが、街並み景観条例の第10条などを私はこう解釈しますと、基本的には歴史的なこと鑑みながら、話し合いを持つこともできるのではないかなと。

やっぱり所得制限で若い人が入れない、ましてや職員も29名が、町外に行ってるんだと、緊急の場合ではなかったらそれでいいわけですけどそういうことを鑑みた場合、やはりある程度の料金で住め

る、使用料で住めるという環境整備も本当に研究してみたい、欲しいもんだなと、そのようにも考えております。

その辺については、若い人プロジェクトチームの考えなども、本当に精査していただきたいなとそのようにも思っております。それではその辺についてはいろいろ課題があるとしても、課題解決のためによりしくお願いします。

そして、先に古民家の文化財登録の件で、最初谷口の近岡邸宅を調査されましたが、その後の結果としてはどのようなになっているのか、それについて伺いたいと思います。

栗田議長

教学課長。

教学課長

それでは、谷口の近岡邸について、ちょっとお答えさせていただきます。近岡邸の調査につきましては、毎年金山に横浜国立大学、の大野先生が建築系の教授なんですけども、と学生を連れてフィールドワークに来ていただいておりますが、その中で、一度金山に調査来ていただいている中で、いろんな地区を回って、その地区の中の建物なんかについて調査を行っていただいております。

授業の一環という形で、その中で以前、谷口で聞き取りをした中で、谷口地区にそういった建物があるということをお知りになりまして調査したいということで調査した経緯があります。

そういったこともあって、令和2年ですね、国の文化財の担当者の方が実際、現地調査をいただきまして、令和3年度に登録の申請をさせていただいて、令和4年の10月に、国の登録有形文化財というふうな形で登録をいただいております。所有者、民間の方が所有している建物ですので、現在のところは特に活用はされておらず、活用されていないというのが現状であります。以上です。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

ということで、令和4年に国の有形文化財として、登録されたということですね、

やっぱりこれもその事業というか文化財になったとしても、それだけの金来るといって政策などはあまり望めないと思いますけども、ただ先からお話しました住宅、金山住宅、例えば、その中でやっぱり本町とおり、七日町、十日町通りの、今本当にもったいない、すばらしい邸宅があるわけなんですけども、その辺の調査については、調査については取り組めないのか。それについていかがですか。

栗田議長

教学課長。

教学課長

文化財としての登録につきましては、基準がございますので、それに基準に則した調査を行った上で基準に則した形であれば、国の方に登録するとかっていうことは、可能だと思います。

今回のこの近岡家の登録有形文化財ですけども、いろいろよく間違われるのが、国の国指定の重要文化財というの、これよりも、この辺ですと、泉田にある旧矢作家住宅ですけども、あちらの方は、国指定の重要文化財というふうな形になります。

近岡家については、国の登録有形文化財というふうな名前で、どちらかというとちょっと、指定重要文化財よりは、ちょっと低いっていうんですかね、そういった形にはなるんですけども、特に、そ

れでお金をいただけるとか、例えば補修する際の支援があるとかってそういったものはございません。後世に残したい、引き継ぎたい、文化的な建物という点で評価されて、登録に至ったものではないかなというふうに思っているところです。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

その事業にはそれぞれの基準があるということです。全くそのとおりだと思いますが、やっぱり街並みというか、その所有者については、言い過ぎて我々言って、そんなことは言われるかもしれませんが、街並みは、町長の前のお話にありましたように町の財産であり宝だと、風景を含めてそのように、こう答弁されたことを鑑みた場合、今、支援の方法については、いろいろ自治体の考えも出てくるだろうと思いますけれども、あそこどうしてもやっぱり、今、そういう文化財に指定してなかったら、本当に大変ならないかなと、そんな思いもしておりますが、それについてもう少しずつ研究してもらえる、もらえるかもらえないかということで、答弁いただきたいと思います。

栗田議長

町長。

町長

例えば県内でもあるかもしれませんが、県外でもよくあの地域を、やっぱりその一帯を残すというか、その価値を認めて、地域指定といいますか、そういったところもやっぱりあると思いますが、町の場合だとそこまでまずはされてないというところがありますので、ただ、そう言いながらもやっぱり今、議員言われたように、街中のこの通りといいますか、これについては、本当にそれがすぐれた景観を有しているということで訪れてきてくれる方も多いわけですし、貴重なものだというふうに思いますので、それらは、これまでは、個々に保存といいますかそれに理解をいただいて、やってきたところであるわけですが、これからのことを考えると今、議員がおっしゃいましたように、その地域指定といいますか、そういったものが現実にそぐうのかどうか、そこら辺もう少し研究をさせていただきたいと思います。

この何ていうか金山の町の景観施策として、そういったものがふさわしいものかどうかもあるかと思いますが、ある程度強制的な形の部分というか、そういったものまですべきかどうかを含めて、もう少し研究が必要だというふうに思っておりますので、そこら辺、今後様々な形で研究していきたいと思います。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

私たちの地域というか、当然どこでも同じだと思いますけども、今、それぞれの家庭は存続しておりますけども、後継者問題ってすごく大きくなってくるとは思いますけども、やっぱりこの街並みを鑑みた場合、その辺が問題課題として今後出てこないかなと、その辺も含めながら、それにも研究、検証していただきたいなと思います。

それでは、景観施策についても、町民の慕う岸先生の自宅を庭などが、景観街並みづくりにおいて、町の象徴でしたが、所有者から町が利活用の依頼を受けて購入し、新防災の場として整備するん

だと、町長のこないだの説明もありました。

町では、景観条例第3条のもとで、先生の意を酌む星美を作るところでは、改めて町長の描く整備造をちょっと、お話できたらなと、そのように思いますけども。

栗田議長

町長。

町長

ただいま矢口議員のご質問の内容としましては、岸先生の生家であります、その住宅に関連した内容ということでしたか。

矢口議員

いやいや、景観条例のことで、どういう建物、ちょっと小ぢんまりしたものを例えば防災倉庫、緊急自動車の車庫とかと言ってますけども。

町長

その後継の部分ということでよろしいでしょうけれども、それについては、まだ今段階では設計まで至ってませんので、具体的なことはちょっと申し上げる段階ではないですけども、あくまでやっぱり規模的にはそんなに大きくないものと、あと、建物としましては、機能は先ほど、総務課長の答弁とも関連しますが、非常電源装置を備えたもの、或いはプラスして、消防関係の資機材もしくは車庫、今のポンプ車を入れる車庫とか、そういったものが一体的に整備できるかどうか、そこについて、一緒に考えたいと思います。

形態としましてやっぱり金山住宅を意識したもので、建てるようになろうかと思っています。あとやはり防災上の要素も入れた施設という意味になりますので、それなりの頑丈性といいますか、そういったものも求められる部分もあると思いますので、そこら辺を意識したもので、ただ、まだ具体的な設計姿勢といいますかプランといいますか、そこまでイメージはそんなにはできてないのが現状でありますからこれからということであります。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

今質問したのは、やはり町長の描くものがあって、やっぱり今のところは、まだ申し上げる段階にないとしても、やっぱり基本設計にあたっては、そういう思いっていうか、我々の方と町民の持つ思い、そういう感触を受ける町長の思いというのは、本当にどうなのかなということで、私は質問をしましたけれども、やっぱり、なんて言ったって、町長の思いというのが先に立って、私は基本設計なり実施設計に向かったら、もっとやっぱり、そういう方法もあるんじゃないかなと、そのようなことなどを考えて、今質問しましたけれども、これからもやっぱり、もちろんホットハウスだってそうだと思いますけれども、どうなるかとか、その辺についてもやっぱりそういう思いがあって欲しいなと、このように思っております。

それでまた、今年度から事業化されましたフラワーコネクションプロジェクト事業では、町全体が花で彩られるということ、大変期待しているところでございます。100年記念として、各家庭に苗木ポットなどが配られると言われております。各地区においても、今、花壇整備がすごく頑張ってくれております。通りますと、我々の地域もそうですけども、他の地域も本当にやっぱり素晴らしい景観を

作っております。

それについての地区の花壇についての支援など、今もされていると思いますけども、その辺について今後の考えがあったら伺いたいと思います。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

フラワーコネクションプロジェクト事業という名称が出てきましたので、まずそちらの方から回答させていただきますけども、5年度から事業を行ったものでございまして、成果が目に見えるのは6年度、雪解け以降ということになると思います。

まずはそちらの方の5年度に実施した内容を町民の方々からご覧いただくとともに、6年度も新たな場所を選定して、植栽を計画しておりますし、その維持管理につきましても、町民の方々から参加していただけるような予算編成と計画をしておりますので、そちらの方もまず、予算に関しましてはよろしくお願いしたいと思います。

6年度、100周年事業といたしましては、各家庭に花苗を配布する計画をしております。

こちらに関しましては苗の種類等含めて、ふさわしいものと考えておりますので、6年度に入ってからどういう物にすべきかを含めて、検討しながら進めたいと思っております。

各地区へということですが、100周年に絡みましては、まだ地区への波及を考えてはおりませんし、フラワーコネクションに関しましても、まだ町の施設内での植栽までしか考えておりませんので、まずは5年度に植栽したものをを見ていただいて町民の考え、町民の方々の考えを伺いながら、その先へということを検討させていただきたいと思います。

この事業をあくまでも、各家庭というのが最終的な目標としておりますので、ぜひご覧いただきながら意見を伺って考えていきたいというふうに考えております。

現状、各地区の花の植栽は、他事業で5,000円以上の助成を環境整備課を通じて行っておりますが、そちらはこれまで通りを考えております。以上でございます。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

景観上からしても、花の植栽ということありましたので、今地区でも本当に大変です、やっぱり植栽、そしてまた、この管理の中でもね、でもやっぱりそういう、我々の地区にもそういう花壇を作るんだ、整備するんだということの機運が高まっているときに、意識だけはさらに進んだらなと、思いもありましたので、そのように質問させていただきました。

そういうことでやっぱり観光面、先話出ましたけれども、観光については、いろいろ取り組まれております。本当に様々ご苦労様でございます。

町の訪問者には中心部の街並みの景観を散策してから周辺部にも名所や、食文化、伝統芸能もたくさんありますので、今あるものを生かしながら、町の景観を散策して、そして宿泊コースとなるという整備もできたらなと思っております。そういうことで、今神室ダムにおいても、事業が展開されております。本当に頑張ってくれているなど、そのように思ってその辺についても、町も見守って欲しいなと、そのように思います。

そしてまた、ダム湖周遊道路が、これ今崩壊して不通となっていますが、これ復旧に課題があるのか、その辺について、いかがでしょうか。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

神室ダム、神室大橋から右に行きますと、神室山の登山口になりますけども、そちらの方は、神室山の登山に訪れる方々が、よく使われますので、雪解け後に、道路の状況を確認して、通れるようにはしておりますが、左側に行く道路、こちらの方は、山からの土砂等が道路上に堆積しておりますので、そのままの状況になっておりますので通行止めとさせていただきます。

こちらの方、たとえ毎年綺麗にしたとしても、相当数の土砂等が堆積することが見込まれまして、山からくる土等を、道路上に流れないように対策を講じませんと、通行の安全性を確保できませんので、国の方とのお話し合い等を、以前から進めさせていただいておりますけども、多額の費用等がかかることもありまして、なかなかいい案が出ていないような状況ですので、しばらくはちょっとこのままに、通行止めということでさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

いい案が出ないと、当然、あそこは我々が行っても多分その道路投げただけでは、また崩壊する危険性があると、そのように受けとめておりますので、しかし、今言うように、何か策をしたら、それであそこを通れるようになったら、すごくダムなどに来た人などが喜んで気分よくこうドライブができるんじゃないかなとそんな思いもしましたので、ぜひやっぱりできる、できないとで、やっぱりできるように、何か研究して欲しいなとそのように思います。

その点についてはやっぱり、あらゆる組織を活用しながらということもあると思いますので、あそこ整備、そのままでいいんだとなればそれでいいですけども、山に登るには不自由するわけではなく、車で行く方が楽だというその程度でございますけども、そういうこともし、良い案が出たらよろしくをお願いします。

そういうことで、それでは色々どのような質問しましたけれども、2番に移りたいと思います。

グリーンバレー神室の運営の新たな方向性についてということで、①キャンプ場や広場の指定管理の範囲と公募の現状はということ②グリーンバレー神室振興公社等のマネジメント評価はどのように、先ほどの宮林議員の質問にもありましたように、どのように受けとめ、4月からのさらなる延長があるのか、また③ホットハウスカムの存続は、そしてまた最後に、町としてクロスカントリースキーは町技と位置付けて、今冬も雪の少ない状況で、クロカンコースが整備されております。今後の小中学生の選手育成策について絡んで伺いたいと思います。

栗田議長

産業課長。

産業課長

それでは1点目のキャンプ場や屋広場の指定管理の範囲と公募の現状はということについてお答えいたします。

グリーンバレー神室の各施設のうち、金山町神室キャンプ場、金山町緑地等広場利用施設、金山町緑地等活用総合管理センター、金山町ふれあい広場及び金山町森林学習館がその範囲となっておりますが、これ以外にも、エリア内の駐車場や、林道などの周辺施設の管理なども含まれてございます。

ご質問にありました公募の現状についてですが、すでにご説明申し上げておりますが、公募期間は終了し、選定委員会を経て、候補者が決定しております。

本議会の議案として提案をさせていただいておりますが、その詳細についてご説明いたしますと、令和6年1月12日から2月2日まで公募をしました結果、4社からの応募があり、2月16日に7名の委員で構成いたします、選定委員会を開催しております。

そこでの採点の結果、指定管理者候補といたしまして、株式会社有屋建設が選定されたところでございます。

その結果を踏まえまして、令和6年度及び令和7年度の2年間の指定管理者の指定につきまして、本議会の議案として提案をさせていただいておりますので、後程ご審議をお願いする次第となっております。よろしくお願いいたします。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

矢口議員のグリーンバレー神室の振興公社等のマネジメントについてお答えいたします。

ご承知のとおり、第3セクターの株式会社グリーンバレー神室振興公社の経営につきましては、矢口議員を含め、歴代町議会議長に取締役の要職をお願いし、現在、栗田議長におかれましても、取締役として、公社経営にご尽力いただいているところであります。

そして第3セクターに町が50%以上の出資をしておりますので、地方自治法第243条の3第2項により、町議会に9月及び12月定例会において、経営状況を報告しているところであります。

ご質問にありますマネジメント契約の評価であります。町議員の皆様方もご承知のとおり、株式会社Be-Ryu田邊氏から単年度で黒字という力強い意気込みを伺えたところであり、期待を大きくしていたところでありました。

昨年4月早々から株式会社Be-Ryu田邊氏がホテルのスタッフのヒアリングや施設点検を行い、ホテルシェーネスハイム金山の大きな課題として、一つに、スタッフ不足と高齢化、二つ目に、低賃金によるコックなどの優秀な人材を確保できない、三つ目に、誘客に繋がる営業活動ができていないという課題をお聞きしたところであります。

そういった状況の中、株式会社Be-Ryu田邊氏が関わっている長野県白馬などの、数多くのホテルを参考に、県内では数少ない犬のペット受け入れに加え、他ホテルで実施済みの宿泊料金の日々の変動制度導入及び、多様なオンライン予約システム導入をこれまで長年できなかったことを、今回のアドバイザー契約を実施したことにより、田邊氏から対応いただいているところであります。

さらに、インバウンド誘客に努め、山形県国際人材活躍・コンベンション誘致推進課や、インバウンド室及び、中国大手旅行代理店などへの営業などへの実施いたしましたところであります。

スタッフ不足や料理スタッフの負担を軽減するため、温浴施設ホットハウスカムロの定休日に併せて、ホテルの昼営業の定休も田邊氏の提案により対応いただいたところであります。

一方で、人件費や物価高騰などの影響から、全国的にホテル旅館などの料金は大幅に値上げする傾向にある中で、ホテルシェーネスハイム金山を利用していた方々から値上げに対する反響が大きく、新型コロナウイルス禍において、宿泊キャンペーンでのある程度割安感があった中で、町民を主として宿泊者減少に繋がる要因にもなったところでもあります。

そういった取り組みが全面的な経営改善までの成果とまでは、残念ながら至りませんでしたが、引き続き、株式会社Be-Ryu田邊氏の手法については、ホテル、宿泊業を営む業種では必要な取り組みでありましたので、持続可能な経営を行う上でも、今年度マネジメント契約を実施した一定の成果があったものととらえております。

また、株式会社グリーンバレー神室振興公社とりまして、株式会社Be-Ryu田邊氏の取り組みは引き続き実施し、全国的にホテル、宿泊業の競争が激化している中で、ホテルシェーネスハイム金山の魅力化に努め、誘客や経営改善を進めるよう取り組んで参りたいと考えているところであります。

次に、4月からさらなる延長はあるのかに対してお答えいたします。

令和5年4月1日に株式会社グリーンバレー株主振興公社と株式会社Be-Ryu田邊氏と締結いたしましたマネジメント契約につきましては、株式会社Be-Ryu田邊氏は、契約前の打ち合わせでは半年の意向でありましたが、町から改めて依頼し、1年契約といたしているところであります。

株式会社Be-Ryu田邊氏と令和6年1月に令和6年度の対応について協議いたしましたところ、再契約等は実施しないことを双方で確認したところであり、矢口議員の質問にあります4月からの延長はございません。

しかし、株式会社Be-Ryu田邊氏におかれましては、今回のマネジメント契約を機に、金山町内で引き続き観光交流に伴い、資源が豊富であることやマネジメント契約を機に、金山に移住した方の起業家などから一緒に事業展開したいとの意向があり、町内外の民間事業者との連携を模索しているとも聞きしているところであります。

今後、必要に応じて、ホテル運営に関わるアドバイスや協力などについて、専門家である株式会社Be-Ryu田邊氏にスポット的にお願いして参りたいと考えております。

最後になりますが、第3セクターよりグリーンバレー神室振興公社の経営が大変厳しいことに加え、ホテルを整備してから20数年経過し、冷暖房設備等の不具合や設備や部屋内装を含む備品などの更新時期を迎えており、町議会3月定例会一般会計補正予算において指定管理料の増額補正をお願いしているところであります。

今後とも誘客や収入確保に努めるものの、公社運営支援を含めグリーンバレー神室一帯の運営や施設管理の面での財政負担が大きくなっていくことも、可能性が大いにあると考えるところであります。議会の皆様には、都度、情報提供などを行って参りますので、引き続きご理解とご協力をお願いする次第です。以上です。

栗田議長

産業課長。

産業課長

3点目のホットハウスカムロの存続策についてですが、現在本間利雄設計事務所に、ホットハウスカムロを改築基本構想・基本計画策定業務を委託してございますが、本議会の議案に、令和6年度への繰越明許の継続事業として提案させていただいております。

この業務の中で現在の施設を改修した場合、或いは新たな施設を建築した場合などを比較しながら検討の上、これからの金山町にふさわしいホットハウスカムロを提案できるものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

温泉施設を今後継続して存続させるための視点としまして、一般的に考えられますことは、施設規模、建設費、運営費、利用者数、周辺施設での集客策などなど、多岐にわたりますので、今後、あらゆる角度から検討しながら、より多くの方に利用していただける施設として、イニシャルコストやランニングコストなど、費用的な側面も考えながら検討していくことが重要ととらえております。

栗田議長

教学課長。

教学課長

それでは最後、スキーマの選手強化策についてお答えしたいと思います。今年度は例年にない暖冬になりまして、中止になった大会など多いシーズンでございましたが、金山の中学生高校生は、東北や全国の舞台で大活躍をしまして町民の我々町民皆さんの元気と感動を与えてくれました。

今後の小中学生の選手育成策についてのご質問であります、高校生にも若干触れさせていただきます、三つの観点から回答をさせていただきます。

1点目が環境整備でございます。ご質問にもありましたように、今年度は暖冬の影響により、雪が少ない状況でありましたが、神室スキー場のご協力をいただきながら、綿密にコース整備を施し、小中高校生の練習計画に沿って練習ができるように、対応を行って参りました。

また今年度から、神室スキー場平日のナイター営業が行われないことから、クロカンコースへのナイター照明を9月議会定例会においてご承認いただきまして、新しい照明設備を設置したことで夜間練習を円滑に行うことが可能となり、効果を上げているところでございます。

2点目が選手育成の推進でございます。

これまで中学生クラスを中心に強化を推進して参りましたが、金山スポ少クロスカントリースキー部と連携を図りながら、2年前から小学生クラスの選手につきましても評価して行い、冬季間以外にも、ローラースキーなどの練習や、大会出場に取り組んでおります。

競技性を重視し、厳しい練習を行うだけではなくて、中学、高校へ行っても、スキーを継続していただけるよう、楽しみながら練習するとともに、スキーの楽しさを伝える取り組みを大事にしております。

また中学生クラスにおきましては、クロカン強化委員会が中心となって、指導者派遣を行うなど、精力的に選手育成に取り組んでおります。

クロカン強化委員会の指導体制や選手育成につきましましては、スキー競技を続けていく上で、多くの支援やサポートが充実しており、金山のスキーの好成績に繋がっているものと感じております。

金山中学校のスキー部につきましましては、休日部活動の地域移行の先進的な取り組みとしても注目されておりますので、今後もクロカン強化協委員会と、健康ふれあいスポーツクラブが主体となって、伝統ある金山のクロカンスキーの継承と選手の育成を推進して参ります。

また高校クラスにつきましましては、金山校の魅力化の取り組みとして県外生の募集を行っておりますが、内定者のうちの2名がクロカンスキーの選手となっており、来年度以降も、高校の方の活躍も期待されるところで。

最後、3点目がサポート体制でございます。スキー競技だけではなくて、スポ少、中学校高校の部活動、あと生涯スポーツ全般にわたって町は関係団体と連携して推進を図っております。

特にクロカンスキーにつきましては、今年度も中学校高校ともに全国レベルで活躍することができました。町としましては、町民有志によるリレー応援団を今年度も結成してバスツアーを開催したり、この3月13日にはスキーの活躍をお祝いする会の企画も行っております。

今後も選手の努力を讃えるとともに、全国的にスキー人口が減少する中、競技に対する気運醸成に大きく寄与して参りたいとも、考えております。今後とも小学生、中学生、高校生、各クラスの関係者と連携を図りながら、町を挙げて選手育成と競技力向上に取り組んで参りたいと思います。以上です。

矢口議員

ありがとうございました。

栗田議長

これで一般質問を終わります。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

12時06分 休憩

13時00分 再開

栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

日程第2 町長提出議案の一括上程

日程第2 町長提出議案の一括上程を行います。

議第3号 令和5年度金山町一般会計補正予算（第9号）

議第4号 令和5年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議第5号 令和5年度金山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議第6号 令和5年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議第7号 令和5年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 議第8号 令和5年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第9号 令和5年度金山町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第10号 金山町下水道事業設置等に関する条例の設定について
- 議第11号 金山町みらい留学学生寮設置及び管理等に関する条例の設定について
- 議第12号 金山町路線バス設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第13号 金山町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第14号 金山町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第15号 金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第16号 金山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第17号 金山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 金山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第19号 金山町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 金山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 金山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 金山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 金山町指定介護予防支援事業者指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 金山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第25号 金山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第26号 金山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議第27号 金山町水道事業等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第28号 金山町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号 金山町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道管理者資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 令和6年度金山町一般会計予算

議第31号 令和6年度金山町国民健康保険特別会計予算

議第32号 令和6年度金山町介護保険特別会計予算

議第33号 令和6年度金山町後期高齢者医療特別会計予算

議第34号 令和6年度金山町水道事業会計予算

議第35号 令和6年度金山町下水道事業会計予算

議第36号 田茂沢辺地に係る総合整備計画の一部変更について

議第37号 有屋辺地にかかる総合整備計画の一部変更について

議第38号 中田辺地にかかる総合整備計画の一部変更について

議第39号 漆野辺地にかかる総合整備計画の一部変更について

議第40号 金山町公の施設の指定管理者の指定について

議第41号 金山町公文書公開審査会委員の任命について

議第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について

以上、40件を一括上程します。

日程第3 施政方針並びに提案理由の説明

栗田議長

次に、日程第3 施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

金山町議会 3 月定例会にあたり、提出議案の説明に先立ちまして、令和 6 年度町政運営の基本的な方針と予算の概要を申し上げ、議会をはじめ町民の皆様からご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、令和 2 年国勢調査における当町の確定人口は 5,071 人でありましたが、住民基本台帳上の人口で令和 4 年 11 月に 5,000 人を下回り、令和 6 年 1 月末現在では 4,842 人まで減少している状況でございます。

また、昨年 12 月 22 日、国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました 2050 年の当町の推計人口は 2,317 人となっており、半減する人口減少の深刻さに加え、人口構成においても少子高齢化の傾向がより顕著となるなど、人口減少に歯止めが効かない状況となっております。

人口減少は、東京一極集中の流れが止まず、東京を除く全国の自治体で過疎が加速し、小規模自治体ほど「消滅」の危機に陥る可能性が高まっております。

こういった状況に対し、国でも少子化対策として、男性の育児休暇取得推進等の環境改善や子育て世帯への給付金の拡充を実施していく方向にありますが、短期間での効果を望めるものではなく、社会構造の変革まで踏み込んだ対策にはかなりの時間を要するものと考えます。

令和 5 年 12 月 23 日に総務省が公表した「令和 6 年度地方財政対策」では、定額減税に伴う地方への影響として、個人住民税については国で全額を地方特例交付金で補てんし、地方交付税の減収分（8 千億円）の補てんに加え、出口ベースで前年度から 3 千億円が増額となる地方交付税総額を確保するよう調整を行っております。

また、税収などの自主財源が脆弱な当町において、歳入の約半分を占める地方交付税につきましては、3 千億 60 億円、率にして 1.7 パーセント増の 18 兆 6,671 億円を確保した一方、臨時財政対策債については、国と地方の折半対象財源に不足が生じないことから、残高を抑制し地方財政の健全化を図るため 54.3 パーセントの大幅な減額となっております。

このようなことを踏まえ、令和 6 年度当初予算には、地方交付税につきましては、前年対比 1 千 509 万円、0.7 パーセント増の 22 億 5,936 万円、臨時財政対策債につきましては、先ほど申し上げましたように国の地方財政対策で大幅な減額となっておりますことから 880 万円、率にいたしまして 64.2 パーセントと大幅減の 490 万円を見込んだところであります。

一方、普通建設事業に係る町債につきましては、全国的に、地震や豪雨といった激甚災害が多発しているなかにおいて、希望する全戸へ配布するタブレット整備に伴う防災情報配信システム整備事業や、対策本部として災害時の拠点となる役場庁舎非常用電源装置整備に向けた付帯事業に加え、町内唯一の温泉施設であるホットハウスカムロ整備等を含む公共施設の有効活用や、地域経済活性化の観点から生活に密接に関係する道路・橋梁整備を行うための財源として、前年度対比 3,600 万円、率といたしまして 7.9% 増となる 4 億 9,450 万円を計上させていただいたところでありますが、これまでと同様に地方道路整備事業債等の交付税措置がない起債につきましては、後年度負担の軽減を図るため、前年度繰越金並びに地方交付税の確定状況により補正予算で財源調整をいたしたいと考えております。

次に、基金からの繰入金でございますが、枯渇が懸念され令和 2 年度より財政健全化における基金残高確保を優先に取り組み、全庁挙げ事業見直し等の歳出抑制の成果に加え、消費税等の国税の増収に伴い、地方交付税等が過去最高の決定額となったことや国の補正予算に伴う地方創生臨時交付金により一般財源の歳出が抑制され、目標とする基金総額を確保できており、今後は、町民ニーズに加え将来的に必要な事業に効果的に投資していく考えでおります。

財政運営基金は全体の財源調整として活用し、その他基金からの繰入につきましては、役場庁舎エアコン更新工事、地域福祉センタートップライト・事務室改修工事などの財源として、資産活性基金から2,870万円、かねやま応援基金から町制施行100周年記念事業及びデジタル化推進事業等に計6,890万円を、また、かねやま清い心の町創造基金から150万円、学校施設整備等基金から1,220万円、森林環境譲与税基金から30万円を繰入したところでございます。

今後の基金残高を確保するため、前年度同様に後ほど補正予算でご説明させていただきますが、この度の補正予算で財政運営基金に1億円を積み増しすることとしており、さらには、3月下旬に特別交付税の交付額が決定されますので、その決定額と翌年度への繰越財源等を考慮し、令和5年度での最終補正予算において基金へ積立して参りたいと考えております。

また、特に会計年度任用職員を含む人件費及びデジタル化に伴うシステム導入経費等が近年増嵩してきており、経常的な負担の圧縮による経常収支比率の高止まりの改善が必須となっているところであります。弾力性のある財政運営を行うためにも、一般財源の確保が最大の課題となっております。

こういった状況を踏まえ、町税及び特別会計の公金未収対策につきまして、継続して対策を講じるとともに、今後の公共施設の運営等を含む事業見直しを実施するなど経費の歳出抑制に努めるとともに、歳入となりますふるさと寄附額については新たに企業版ふるさと納税を導入し、個人版と併せて1億2,100万円を前年度から2,100万円を増額しながら貴重な財源確保に努めて参りたいと考えております。

さらには、将来の財政運営に影響を及ぼす基金残高並びに町債残高につきましては、今後予定されている普通建設事業や、公債費負担の推移と地方交付税の動向により試算を行い、可能な限り基金残高の維持と町債残高の減少を図ることを基本に、避けられない人口規模の縮小に併せて、旧中央公民館の集約化等のように公共施設の整理等を含め、デジタル化による事務効率化や物件費等の抑制を進め、「最少の費用で最大の効果」を念頭に歳入規模に見合うよう歳出の調整を行って参りたいと考えております。

次に、令和6年度当初予算につきましては、当初予算の概要及び主要事業概要を2月22日の予算内示会で私並びに各課長等からご説明させていただきましたので、予算編成の基本的考え方、今後の行財政運営方針などについて申し上げます。

当初予算編成方針につきましては、11月27日に開催されました議会全員協議会でご説明させていただき、町のホームページへも掲載をさせていただいたところでございます。

基本的な考え方といたしまして、1点目に、町民は町の新たな事業や明るい展望に期待していること。2点目が、次の100年を見据え、各種施策を展開していくためには、財政が健全な状態を確実に維持することが大前提であること。そして、最後の3点目が、これらの実現に向け、事業見直しや事務改善の継続的な取組みはもちろんのこと、職員一人ひとりの改善意識が欠かせないこと。以上3点を基本として、町の魅力や活力、何よりも町民生活が向上するよう諸事情を十分認識のうえ予算編成にあたるよう指示をしたところでございます。

また、町の現状と課題を踏まえ、将来に繋がるベースとなる重点推進施策といたしましては、1.健康長寿～生涯を通じた心とからだの健康づくりを推進、2.未来につながる産業の振興、3.交流の推進による関連産業の振興、4.次世代につながる景観運動、5.安全安心な生活環境の確保、6.町制施行100周年記念事業の積極的な実施、7.経済情勢に応じた支援拡充、8.金山版DXの推進の8点を重点的に推進し、将来に向け活力あるまちづくりのため事業展開を図っていくための予算を盛り込んだところであります。

特に「町制施行100周年記念事業の積極的な実施」につきましては、令和7年1月1日に町制施行100周年を迎えますことから、令和5年度から準備を進めて参りました。町長を委員長とする町制施行100周年記念事業実行委員会を組織し、昨年11月27日には第2回実行委員会を開催いたし、「悠久の四季めぐる金山町」をキャッチフレーズにロゴマークや記念事業推進計画をご承認いただいたところでございます。

内容といたしましては、本年10月5日、金山中学校体育館で開催いたします記念式典をメインとしながら、町民の方々からご提案いただいたレクリエーション・スポーツイベントやかねやま景観100選の選定、景観図画コンクール等、多彩な事業を計画いたしましたところであり、全町を挙げて祝う機会とし、次の未来へとつなげていく機運を高めて参りたいと考えております。

さらに、金山版DX（デジタルトランスフォーメーション）につきましては、AI、ロボット、キャッシュレス化等が日常生活に急速に浸透しているなかで、令和5年度より株式会社セガXDのサポートをいただきながら、職員研修や推進計画の検討等への取組みを行ってきたところですが、役場や町民生活の両面にわたるDX化についていよいよ実装していくこととしております。

特に、希望する全世帯に防災情報配信アプリを搭載したタブレットを配布することにより情報基盤の整備拡充が推進され、町民の皆さんにとって、よりDX化の進展が直に感じられることとなります。高齢者等にデジタル弱者が生じないように、町職員を含め町内関係機関や地域住民同士がそれぞれサポートできるような体制を早々に整備し、本年秋ごろにはアプリの運用やタブレットの配布を予定しているところであり、これまで以上に迅速な防災等の情報伝達や町民の利便性向上に努めて参りたいと考えております。

1月1日発生の能登半島地震のような災害が全国各地で発生している状況において、幸いにも、これまでは大きな災害が発生していない当町ではありますが、いつ起こるかわからない災害に対し、避難所開設に伴う資機材に加え、食糧及び飲料水等の確保について引き続き整備していくとともに、防災倉庫などの保管施設の整備や災害時に対策本部が設置される役場庁舎の事務機能を確保するため、停電時に対応するための非常用電源装置等の整備を令和7年度に見据え、本年度は付帯事業の整備を予定しているところです。

また、健康長寿につきましては、健康づくり施策や介護予防事業の効果がすぐ表れるものではございませんが、人口減少が進展しているなかで、高齢者が生涯現役で活躍していただけるよう、引き続き改善に向けた事業の予算化を図るとともに、その実現に向け全庁的に取り組んで参りたいと考えております。

さらに、令和3年度から検討し、昨年9月に一定の方向性を示したグリーンバレー神室の集客対策や金山住宅・景観施策につきましては、社会情勢の変化とともに町民ニーズや課題も変質していることが多々ありますので、町民の方々とともに引続き広く議論する機会を設けながら、変化に即した事業展開も図られるように取り組んで参ります。

また、あらゆる分野において高齢化や担い手不足が生じてきておりますことから、地域おこし協力隊や集落支援員制度を最大限活用し、町外者からの視点によるグリーンバレー神室一帯の活性化を含む観光交流、空き家、事業継承、産業振興、健康増進等の地域課題への解決策を見出すとともに、本年4月に開学する東北農林専門職大学との地域連携や農林業に関わる人材確保のため、町内に在住する学生の自動車免許取得やリース料補助を、また、県と連携し、都市部の看護学生等が最上地域の医療機関及び

介護福祉施設等における就業体験に参加するために要する旅費支援など、若者の定着と人材確保につなげていきたいと考えております。

少子化に伴う町内小中高生の減少が大きいなかで、これまで学校統合を行うなど、各々一つの小学校区、中学校区のなかで、一人ひとりに寄り添い、安心して学ぶことができる小中学校の運営や施設整備の強化を行って参りました。

加えて、県立新庄南高等学校金山校においても定員の半数を下回る入学者数となっており、その確保に苦慮しているところでありますが、令和2年度より存続に向けた高校魅力化事業に取り組み、令和6年4月から県外留学生を受け入れすることとなった「みらい留学学生寮」の運営費の予算化や設置に伴う条例の設定を予定しております。

留学生による新たな地域活動や学校活動に加え、町技ともいえるクロスカントリースキーでの活躍が町の明るい話題や活性化につながることを大いに期待しているところであります。

全国的に回復基調にあるインバウンドによる観光客については、アジアをメインとした外国人観光客の来町を期待しているところであり、今後を見据えた町の観光・景観施策の確立を重点的に推進するとともに、現下の町内経済の状況を勘案し、受注機会の増加とインフラ整備のための投資的事業費につきましては8.3パーセント減となったものの5億5,579万6千円を確保したところであります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症については、昨年5月8日から感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行されるなど大きな方針転換が行われました。移行に伴う規制緩和が行われた一方で、感染者数は一定数存在しながら推移しており、収束に至っておりません。

また、ウクライナ・ロシア紛争もイスラエル・パレスチナ紛争も長期化の一途をたどり、終わりがまったく見えない状況となっております。こうした不安定な情勢を起因とする燃料高騰、物価高騰の影響は、依然として、町民生活や事業所等の経済活動の面で大きいものがあります。

このような状況を踏まえ、町内経済回復のための方策としてプレミアム商品券発行事業、飲食店等割引キャンペーン事業などを当初予算に計上させていただくとともに、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の対応が、今後、インフルエンザ予防接種と同様の扱いとなるものの、自己負担等の国の詳細な方針が示されていないことから、今後必要となる予算については令和6年度補正予算に計上させていただき、切れ目のない対策を講じて参りたいと考えております。

併せまして、一昨年11月3日に「ゼロカーボンシティ宣言」を発出した自治体の取組として、本年度、「ゼロカーボンかねやま2050町民会議（栗田伸一会長）」が組織化され、検討のなかから具体的な取り組み事項の提案などを期待しているところですが、まずは、町道や公園における外灯や公共施設のLED化等をはじめ、ペーパーレスや省エネ等の脱炭素化につながる小さな取り組みの積み重ねを、町民の皆さんとともに推進していきたいと考えております。

続きまして、特別会計でございますが、先ず介護保険特別会計予算につきましては、町民の給付サービス利用が増加する一方で、それをまかなう財源確保に苦慮し、令和3年度より、県内で最も高い基準介護保険料となっております。こうした状況の打破を町の最優先課題と捉え、町民負担の軽減を何としても実現していきたいと取り組んできたところであります。

その一環といたしまして、健康づくり事業（健康長寿、介護保険料の抑制）プロジェクトチームを立ち上げ2年が経過。この間、健康づくり事業や介護予防教室等の取り組みを行って参りましたが、新規の介護認定者数がこれまでより低位で推移していることと施設サービス給付費が大きく減じられてい

ることなどから、新たな介護保険計画においては介護給付費等の減額が見込まれ1億4,580万円、率にいたしまして15.7パーセントの減額となりました。

町の法定負担額と職員人件費に伴う事務費に係る負担金を減額し、一般会計からの繰出金につきましては、前年対比3,637万円、率にして20.8パーセント減額し、令和6年度からの新たな介護保険計画における介護保険料を大幅に抑制しております。

併せて、一般会計からの繰出金の平準化を図るため、引き続きルールの範囲内において介護給付基金への積み増しと、計画値を超える介護給付サービスに対応するため基金残高の確保に努めて参りたいと考えております。

国民健康保険特別会計直診勘定予算につきましては、外来収入は前年度並みを見込み、医療備品購入費は2,126万6千円を減額としたため、前年度対比660万円、2.9%減の2億2,150万円としてございます。繰入金につきましては、人件費等が増加したため377万7千円を増額し、1億飛び702万4千円としたところであります。

水道事業会計予算につきましては、大きなものとしては、近年、稲沢地内で漏水が多発していることから配水管更新工事を令和5年度より実施しておりますが、継続事業として予算額1億4,459万5千円を計上しており、財源として水道事業債1億4,450万円を借入れするとともに、毎年、国の基準に基づき補助している高料金対策補助金のほか、水道事業会計の資金確保を図るため、3年目の最終年に一般会計から2,000万円を基準外で繰入れ（総額7,000万円）措置しております。

公共下水道事業及び農業集落排水事業を含む新たな下水道事業会計予算につきましては、受益者負担を原則とする公営企業会計に移行いたしますが、長引く物価高騰に伴う生活への影響を考慮し、使用者の負担が増加しないよう適正な運営・管理に努めて参ります。

なお、公共下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づき国からの防災安全社会資本整備交付金を活用してマンホールポンプ場電気設備事業1,868万9千円を、農業集落排水事業につきましては、令和4年度に明安処理区域の管渠及び処理場設備の更新及び機能強化工事が完了したことから、有屋処理区域の機能強化対策事業1,727万円を予算化したところであります。

さらに、収益的収支に伴う運営費補助金9,800万円、運営の安定化を図るための出資金1,700万円、併せて1億1,500万円を一般会計から負担することとしたところであります。

次に、今後の行財政運営についてであります。希望の持てる持続可能なまちづくりを行うため財政健全化を確実なものとし、町制施行100周年を機に「新たな100年を迎えに行く」という機運を高めながら、町民と訪れる人が、将来にわたり「住んで良し、訪ねて良し」と感じられるまちづくりを進めていきたいと考えております。

そのため、財政負担が大きい町立金山診療所とグリーンバレー神室一帯（ホテル、レストラン、温泉、スキー場等）のあり方につきましては、これまで長年にわたり検討と対応を重ねて参りました。

その第一弾の対応といたしまして、町立金山診療所につきましては、医療従事者の確保が困難であることや経営状況を勘案し、有床診療所から無床化への転換を令和3年度に実施いたしましたところであります。

無床化から4年目を迎えるわけですが、国の医療施設への財政支援措置といたしましては、令和4年度まで有床から無床化に伴う激変緩和策として特別交付税が4,900万円ほど措置されておりましたが、令和5年度からは算入されないため、普通交付税と特別交付税を合わせ3,000万円ほどに減少しており

ます。当初予算ベースで約1億円の繰出金は一般財源での対応が必要となっておりますので、国・県の補助金等の活用と診療収入の増大に努めながら繰出金の減少を図っていく必要があります。

昨年10月、待望の県立新庄病院が新築移転されました。最上地域の医療機関ネットワークのなかで、町民に最も身近な町立金山診療所の診療体制について、引き続き、診療所経営委員会のご意見をいただきながら、今後のあり方や経営改善等について検討するとともに、医師や医療スタッフ確保に努め、町民から信頼され、安心して利用される持続可能な診療所を目指しております。

一方、グリーンバレー神室のあり方につきましては、昨年9月に最終的な今後の運営方針をお示ししているところであります。キャンプ場の指定管理者制度導入に伴う誘客につきましては大変な好評を得たところでありますが、一方で、ホテル宿泊者や温泉利用者の減少により、グリーンバレー神室一帯の運営経費の増大は避けられないところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症が大きく影響し、第三セクターの株式会社グリーンバレー神室振興公社の経営状況が悪化していることや、専門的なスタッフ不足が生じている状況を改善するため、令和5年度はホテル経営の専門家とマネジメント契約を結び、会社内部の改革やグリーンバレー神室一帯の魅力化等に取り組ませていただき、変動式の料金設定や県内でも数少ないペット同伴の宿泊受入れなどの取り組みを行ったところであります。

令和6年度における総合交流施設指定管理料は、マネジメント費用は皆減となるものの経年劣化に伴う修繕に加え、燃料や電気料等の高騰を勘案の上増額しているところですが、公社職員一丸となって経営強化や集客に努めて参りたいと考えております。

一方で、スキー場につきましては、全国的なスキー愛好家の大幅な減少や、運営経費の増嵩を勘案し、町直営では実施しない方針としておりましたが、町内スキー愛好者の存続要望に加え、来シーズンの運営に関心を示している民間事業者もありましたことから、今シーズンは暫定的に土日祝日及び年末年始、ナイター照明も必要となる午後6時までを基本として営業を行って参りました。しかし、例年になく少雪の影響により年末年始をはじめ、2月も営業出来ない時期が続いたところです。

来シーズンのスキー場運営につきましては、指定管理者制度により一層の集客アップを図るべく指定管理料2,500万円を予算化し、新年度早々に公募等の準備を進めて参りたいと考えております。

最後に、温泉施設ホットハウスカムロにつきましては、当初、木造施設の腐食が深刻なため廃止を提案いたしたところではありますが、高齢者の皆さんを中心として地域からの存続を望む声が強いくと、町財政の状況も明るい兆しが見えてきたこと、そして町唯一の温泉施設であることから、令和5年度に基本構想・基本計画の策定に着手し、今後、大規模改修あるいは建替えのいずれかの対応をすることとなります。令和6年度中に方針決定を行い、安心して利用できる温泉施設を早々に実現して参りたいと考えております。

急激な人口減少下において、グリーンバレー神室一帯や町立金山診療所の抜本的な改善が難しいという、予てからの財政不安要因はあるものの、公共施設の再編や事業見直し等による財政健全化の成果が見え始めているところでもあり、令和6年度は町制施行100周年の年度であり、引き続きDXやGX等を積極的に推進しながら、次の世代につなげる町政運営を行うべく、国の財政支援拡充等を受けながら、必要な事業に効果的に投資していく局面であると捉えております。今後とも、町民と行政が一体となり、各課が連携して重要施策をはじめ各種事業に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

以上となりますが、行政には、将来にわたり町民の豊かな暮らしを守る責務があります。豊かな暮ら

しの実現には熱意と行動力が不可欠であり、新たな100年先を見据えた持続可能かつ希望の持てる行財政運営に全職員とともに努めて参ります。

議員各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、新年度に向けた施政方針とさせていただきます。

続きまして、このたび提案させていただきます議案につきまして、ご説明を申し上げます。提案させていただきます議案は、議事日程にございますように議第3号から議第42号までの40件であります。

その内容は、	令和5年度補正予算	7 件
	条例の設定	2 件
	条例の改正	18 件
	令和6年度当初予算	6 件
	その他	5 件
	人事案件	2 件

となっております。

最初に、議第3号から9号までにつきましては、令和5年度各会計の補正予算となりますが、年度末となり実績見込みや事業費の確定などによる減額補正や、繰入金、諸収入及び町債の減額に伴う財源調整が多くなっております。また、2月27日開催の議会運営委員会におきまして、総務課長から補正予算の概要について資料によりご説明をさせていただきましたので主な内容について申し上げます。

先ず、議第3号 令和5年度金山町一般会計補正予算（第9号）について ありますが、歳入歳出からそれぞれ8,399万1千円を減額し、予算総額を48億5,240万円とするものでございます。

最初に、職員及び会計年度任用職員人件費については、時間外手当等が不足いたしますことから、職員給料9万5千円や職員時間外手当153万2千円等の職員手当を増額した一方、実績にあわせて会計年度任用職員人件費129万円を減額いたしております。

また、物価高騰対応重点支援及び新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を財源とした低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業において、今後の見通しから職員時間外手当135万円を減額し、会計年度任用職員報酬を同額増額する組替補正をいたしております。

その他、職員及び会計年度任用職員人件費の財源では、県統計調査事務市町村交付金3千円や、小中学校に配置している特別支援教育支援員人件費に過疎債ソフト分350万円を増額する一方、道路及び法定外公共物占用料1万1千円を減額で調整いたしております。

総務課関係では、町制施行100周年記念事業の準備を順調に進めているところでありますが、記念事業に伴う映像制作委託料9万1千円を減額いたしたところであります。

一般行政事務費関係では、新型コロナ禍を機にオンライン研修が多くなったこと等により職員旅費300万円、特別職分旅費100万円をそれぞれ減額し、また、郵便料の節約に努め100万円を減額いたしております。

また、新庄金山道路建設に係る光ケーブル支障移転に係る費用の確定により450万円を減額いたしますとともに、国からの補償費240万円を減額としております。その他に、区長研修費33万8千円、職員研修費20万円及び統計調査業務経費9千円をそれぞれ減額する一方、システム保守委託料44万1千円を増額いたしたところであります。

総務課関係の繰越明許費の設定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税対応のためのシステ

ム改修を行う「新総合行政情報システム管理事業」を、債務負担行為の補正につきましては、事業費精査に伴い「町制施行100周年記念事業記念映像作成業務」についてお願いいたしております。

続きまして、総合政策課関係は、冒頭で述べましたように財政運営基金へ1億円を積み増しするとともに、各基金の利子分を積立てすることとしております。

また、ふるさと寄附事業経費につきましては、2月臨時会で補正予算をお願いしたところではありますが、その後も好調に経過していることから寄附額を500万円増額、返礼品等の関係経費実績に応じ373万5千円、積立金127万2千円を増額したところであります。今後、ふるさと寄附額が確定した段階で最終専決予算において調整させていただく予定としております。

町議会12月定例会で可決いただきました燃料物価高騰対策につきましては、商工業者支援であります燃料費高騰対策等事業継続支援金150万円、農業緊急支援対策事業補助金800万円を実績に応じてそれぞれ減額いたしております。

さらに、総合政策課が所管する工事関係では、旧医師住宅並びに体験住宅について民間アパート建設等を予定していた解体工事関係経費1,041万2千円を皆減いたすとともに、旧有屋小学校高圧受電設備更新工事73万円を減額いたしたところであります。

その他に、山交バス株式会社が運行する新庄金山間の運行維持対策補助金167万9千円、該当者がいなかった移住支援事業費補助金100万円、廃棄物手数料80万円等を実績に応じてそれぞれ減額いたしております。

次に、町民税務課関係は、町税に関し決算見込みから固定資産税滞納繰越分35万円、環境性能割9万6千円、入湯税10万円及び都市計画税滞納繰越分5万円をそれぞれ減額する一方、個人町民税滞納繰越分38万円、法人町民税現年分332万5千円及び町たばこ税現年分560万1千円についてそれぞれ増額いたしております。

一方、賦課徴収業務では、滞納者預金口座調査手数料40万円及び町税過誤納還付金80万円をそれぞれ減額いたしているところであります。

その他、デマンドハイヤー購入費について確定した分として75万5千円の減額及びマイナンバーカード取得促進キャンペーン報償費6万6千円、証明書交付センター負担金34万5千円をそれぞれ減額いたしております。

また、繰越明許費の設定につきましては、納車及び納品が令和6年度となることから、「デマンドハイヤー購入事業」、「小型動力ポンプ積載車購入事業」及びマイナンバーカードに伴うシステム改修を行う「社会保障・税番号制度システム整備事業」の3事業についてお願いをしております。

健康福祉課関係は、国の制度による児童手当及び各給付金や町独自で行っております高齢者等除雪費補助金、出産祝い金、通園費助成金、保育料負担軽減給付金、家庭育児支援金、健診関係委託料、予防接種委託料など、実績見込みにより減額しております。

一方、過年度事業の確定に伴い負担金や補助金の国の返還金が生じており、障害者総合支援事業、未熟児養育事業、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、子育て支援事業、母子保健事業、予防接種事業においては返還金を計上いたしております。

また、障害者総合支援医療給付事業において、更生医療に伴う扶助費20万円及び未熟児養育事業に伴う医療費34万円を増額し、在宅高齢者支援のためのホームヘルパー派遣に伴う委託料141万2千円を増額いたしたところであります。

子育て支援事業につきましては、認定こども園陽だまりへの、子どものための教育・保育給付費負担金について、保護者等の状況から保育認定に該当しない1号認定者（教育標準時間認定）が増えたことにより1,641万2千円、産前産後免除措置負担金の確定に伴い最上地区広域連合負担金1万6千円をそれぞれ増額する一方、令和6年度に策定いたします子ども子育て支援事業計画の基礎データとなるニーズ調査を実施し、委託料が確定いたしましたことから79万2千円を減額いたしております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、集団接種等の関係経費852万2千円を減額する一方、令和6年度の接種等に対応するシステム改修委託料59万8千円を増額いたしております。

健康福祉課関係の繰越明許費の設定につきましては、システム改修に伴う「新型コロナワクチン接種事業」及び令和6年度に給付予定の「低所得者支援及び定額減税補足給付事業」の2事業についてお願いしております。

所管する特別会計への繰出金につきましては、診療所運営に係る国民健康保険特別会計への繰出金は、県からの特別調整交付金、ワクチン接種受託料、前年度繰越金の増額などから2,634万3千円を減額したほか、介護保険特別会計繰出金はルール分の総額で1,861万5千円を、後期高齢者医療特別会計繰出金については、保険基盤安定負担金の確定や前年度繰越金の増額等から266万7千円を減額いたしております。

また、訪問看護ステーション新庄サテライトまむろ川に看護師1名を派遣し、従事しているところですが、他の自治体から派遣されている看護師の人件費負担については、一般会計で対応することになっていることから、当初予算計上していた国民健康保険特別会計から、一般会計に移管して対応することとし、実績見込みに応じ運営費負担金104万7千円を増額いたしております。

農業委員会関係では、担い手への集積化や耕作放棄地解消等、農地利用の最適化にご尽力をいただいている農業委員の報酬について、能率給分が確定いたしましたことから92万3千円を増額する一方、特別研修について今年度実施にいたらなかったことから費用弁償60万円を減額いたしたところであります。

次に、産業課関係でございますが、畜産振興事業について、子牛価格の低迷や飼料等の高騰が長引き、畜産農家の経営環境は厳しい状況にあります。導入保留頭数が見込みより多くなりましたことから、繁殖牛導入保留支援事業費補助金114万2千円を増額したものであります。

その他、泉田川土地改良区への基幹水利施設管理事業負担金66万4千円を増額する一方、園芸産地育成事業、産地パワーアップ事業、人・農地問題解決事業、商工業活性化対策事業の各補助金や、商工会金山事務所及び蔵史館屋根塗装工事332万6千円を実績に応じて減額いたしております。

グリーンバレー神室一带に関連する補正につきましては、施設設備の修繕が大きく総合交流施設の指定管理料550万円を増額する一方、グリーンバレー神室一带等指定管理料150万円、光熱水費825万円等をそれぞれ減額いたしております。

産業課関係の繰越明許費の設定につきましては、令和6年度に事業を実施予定の「林業成長産業化総合対策事業」及び令和6年度も継続して基本構想・基本計画の策定を予定している「ホットハウスカムロ整備事業」の2事業についてお願いしております。

環境整備課関係は、金山のアメダスにおける今シーズンの最大積雪深が1月26日の62センチメートル、また、2月19日における最高気温が15.6℃を記録するなど、異常といえる暖冬・小雪となったため、今冬の除雪は極めて少ない稼働状況となっております。このため、除雪経費1,764万7千円を減額いたし、

財源となります除雪に対する社会資本整備総合交付金122万円を減額調整いたしております。

次に、中央公園整備事業につきましては、基本構想についての調整に時間を要することや、温浴施設ホットハウスカムロ整備事業を優先的に進める必要もあるため、今年度の基本計画策定は行わないこととしたため委託料1,419万円を減額するとともに、旧中央公民館解体工事の完了に伴い、駐車場舗装整備工事を増嵩して実施いたすため組替補正を行っております。

なお、令和6年度に工事を実施するため「中央公園駐車場舗装整備工事」について繰越明許費の設定をお願いいたしております。

また、事業費の確定等により、街並み（景観）づくり100年運動推進事業、フラワーコネクションプロジェクト、道路橋梁等整備事業、「やまがたの木」活用住宅奨励事業、公営住宅整備管理、空き家対策事業、河川災害復旧事業を減額いたしております。

最後に、教学課関係でございますが、関係者のご尽力により有屋少年番楽や明安子ども歌舞伎の子ども伝統芸能教室を開催できる運びとなったため、指導団体への謝礼5万4千円を増額いたしております。

次に、金山育英会運営事業において、七日町在住 井上善子さん、喜寿を楽しむ会（代表 八鍬稻子さん）からそれぞれ5万円を寄附いただき、郡内に就職した看護師における返還免除対象者分21万6千円を含め育英基金への繰出金31万8千円を増額いたしております。

町技ともいえるクロスカントリースキーにおきましては、選手の努力や関係者のご尽力により、富山県で開催された第73回全国高等学校スキー大会男子リレー競技において新南金山校スキー部が第3位入賞という輝かしい成績を収めるとともに、上山市坊平で開催された第78回国民スポーツ大会冬季大会や東北大会等の大会においても輝かしい成績を収めております。今後も多くの小中高生の活躍を期待しているところであります。

つきましては、3月13日、農村環境改善センター多目的ホールにおいて「新庄南高等学校金山校スキー部・金山中学校スキー部活躍を祝う会」を開催する予定であり、その記念品代に充てるため報償費10万円を増額いたしております。

その他、事業費確定により小中学校運営管理及び施設整備事業、山形県立新庄南高等学校魅力化推進事業、スクールバス運行維持管理事業、学校・家庭・地域の連携協働推進事業、公民館管理運営事業、公民館大会・生涯学習推進大会、学校給食共同調理場運営事業等を減額いたしております。

教学課関係の繰越明許の設定につきましては、納車に時間を要する見込みのため「スクールバス購入事業」をお願いいたしております。財源につきましては、国支出金、県支出金、財産収入、繰入金、雑入及び町債を減額し、一方、町税、地方交付税、使用料・手数料及び寄附金を増額して調整させていただきました。

続きまして、特別会計補正予算につきましてご説明させていただきます。

最初に、議第4号 令和5年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） について でございますが、歳入歳出からそれぞれ121万5千円を減額し、総額を2億3,977万8千円といたすものでございます。

その内容でございますが、実績に伴う非常勤嘱託医師謝金等の一般管理費及び医師研修旅費を減額いたし、医薬材料費等の医業費を増額いたしております。

なお、先ほども申し上げましたが、一般管理費に含まれる訪問看護ステーション新庄サテライトまむろ川運営負担金につきましては、一般会計で負担することとしたため、119万円を減額いたしたところ

であります。

また、収入につきましては、町内民間医療機関の閉院に伴って第1種へき地診療所に該当することとなった県特別調整交付金1,455万2千円や県医療機関物価高騰対策支援金10万円を増額いたすとともに、インフルエンザ予防接種受託料等の診療収入372万6千円、医師住宅使用料23万5千円、前年度繰越金590万2千円等を増額したことから、一般会計繰入金2,634万3千円を減額して調整させていただくものです。

続きまして、議第5号 令和5年度金山町介護保険特別会計補正予算（第4号）について でございますが、歳入歳出からそれぞれ1億2,681万6千円を減額し、総額を8億4,324万5千円とするものでございます。

内容は、年度末を迎え各給付費等の実績見込みを精査し、歳入歳出予算を増減調整させていただきました。また、翌年度以降の財源を確保するため介護給付基金3,800万円の積立てを行うものであります。

次に、議第6号 令和5年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について でございますが、歳入歳出にそれぞれ77万8千円を追加し、総額を6,643万円とするものでございます。

内容は、職員人件費の給料1万7千円、山形県後期高齢者医療広域連合納付金76万1千円をそれぞれ増額いたしております。財源につきましては、前年度繰越金を増額する一方、一般会計繰入金を減額して調整いたしております。

続きまして、議第7号 令和5年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について でございますが、歳入歳出からそれぞれ590万2千円を減額し、総額を5,699万8千円とするものでございます。

公営企業会計移行業務等委託料290万円、光熱水費、修繕料、工事請負費を実績見込みに応じて減額いたしており、財源については使用料300万2千円及び町債290万円を減額し調整いたしております。

次に、議第8号 令和5年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について でございますが、歳入歳出からそれぞれ1,072万6千円を減額し、総額を1億8,173万1千円とするものでございます。

農業集落排水事業特別会計と同様、公営企業会計移行業務等委託料570万円、光熱水費、修繕料、工事請負費を実績見込みに応じて減額いたしており、財源については、使用料502万6千円及び町債570万円を減額し調整いたしております。

なお、農業集落排水事業及び公共下水道事業の特別会計は、公営企業化に伴い、3月31日をもって打ち切り決算とし廃止いたすこととしており、それぞれ使用料3月分については今年度中の収入とならないことから、減額しております。

最後に、議第9号 令和5年度金山町水道事業会計補正予算（第3号）について でございますが、収益的収支の歳入歳出からそれぞれ104万6千円を減額し、補正後の予算総額を1億9,484万7千円とするものでございます。

内容につきましては、職員人件費の給料1万8千円、手当1万2千円を増額する一方、消火栓更新に伴う受託工事費57万円、水質検査委託料50万6千円を減額いたし、財源につきましては給水収益47万6千円と受託工事収益57万円を減額して調整させていただきました。また、稲沢地内配水管更新工事等の完了に伴い工事費に係る資本的支出192万円を減額したところでございます。

次に、条例の設定及び一部改正についてご説明申し上げます。

はじめに、議第10号 金山町下水道事業の設置等に関する条例の設定について でございますが、町の健全な環境維持及び公衆衛生の向上、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、より健全な経営を推進するため提案するものでございます。なお、農業集落排水事業及び公共下水道事業における各特別会計設置条例は廃止されることとなります。

続きまして、議第11号 金山町みらい留学学生寮設置及び管理等に関する条例の設定について でございますが、県立新庄南高等学校金山校の特色ある教育活動やスポーツ振興、人材育成等に資するため、金山町みらい留学学生寮を開寮するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、施設の設置及び管理について必要事項を定めるものでございます。

次に、議第12号 金山町路線バス設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、路線バスの混雑解消及び学校の登下校時間の変更に対応するため、令和6年4月1日からの路線バス経路等の改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

続きまして、議第13号 金山町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、地方自治法の一部改正に伴う条項のずれに対応するため提案するものでございます。

次に、議第14号 金山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、職員が、夏季における地域行事等への参加及び心身のリフレッシュのための時間を過ごし、メンタルヘルスやモチベーションの向上を図ることを目的に、夏季休暇取得可能日数を3日から5日へ拡充するため提案するものでございます。

続きまして、議第15号 金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、金山町消防団に機能別消防団員を追加するにあたり、その年額報酬を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

次に、議第16号 金山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、新たな特殊勤務手当として、重大な災害が発生、もしくは発生するおそれのあるときに行う巡回監視等に従事した場合に支給する「災害応急作業等手当」及び住居等において正規の勤務時間の全部を勤務することを一定の期間を超えて命ぜられた場合に支給する「在宅勤務等手当」を創設する必要があるため提案するものでございます。なお、前段は能登半島地震後に総務省より整備を促されたものであり、後段は昨年的人事院勧告によるものでございます。

続きまして、議第17号 金山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について でございますが、地方自治法の一部改正等に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため提案するものでございます。

具体的には、これまで期末手当、6月期1.2月、12月期1.25月、計2.45月の支給でありましたが、来年度から、勤勉手当として6月期1.025月、12月期1.025月、計2.05月が加わり、合計で4.5月の支給となるものです。

次に、議第18号 金山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の施行による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部改

正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容といたしましてはデジタル化への対応が盛り込まれたことや条項のずれに対応するものであります。

続きまして、議第19号 金山町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の一部改正により、事業所による障害のある人に対する合理的配慮が義務化されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第20号 金山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるため提案するものでございます。

具体的には、現計画の基準額、第5段階で比較いたしますと、年額94,800円、月額7,900円の保険料が、年額72,000円、月額6,000円と大きく下がることとなって、負担軽減に寄与する内容となっております。

続きまして、議第21号 金山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、新設及び削除、条項のずれに対応するなど規定の整備を図るため提案するものでございます。

次に、議第22号 金山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、新設及び削除、条項のずれに対応するなど規定の整備を図るため提案するものでございます。

続きまして、議第23号 金山町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、新設及び削除、条項のずれに対応するなど規定の整備を図るため提案するものでございます。

次に、議第24号 金山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の改正に伴い、新設及び削除、条項のずれに対応するなど規定の整備を図るため提案するものでございます。

続きまして、議第25号 金山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を踏まえた国及び県の道路占用料改定に準じ、町においても現状に則した道路占用料とするため提案するものでございます。

次に、議第26号 金山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を踏まえた国及び県の道路占用料改定に準じ、町においても現状に則した法定外公共物占用料とするため提案するものでございます。

続きまして、議第27号 金山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

でございますが、地方自治法の一部改正に伴う条項のずれに対応するため提案するものでございます。

次に、議第28号 金山町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、条文等の整合性を図るため提案するものでございます。

続きまして、議第29号 金山町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、条文等の整合性を図るため提案するものでございます。

次に、議第30号から議第36号までの6件は、令和6年度各会計当初予算でございますが、一般会計及び特別会計予算内容につきましては、先の内示会で担当課長等からご説明申し上げましたので、ここでの説明は割愛させていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。

続きまして、議第36号から議第39号までの4件は、各辺地に係る総合整備計画の一部変更についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の規定に基づき、各計画の一部を変更するために提案するものでございます。

具体的には、田茂沢辺地は道路補修事業費の増額変更を行うもので、有屋辺地は道路補修事業及びホットハウスカムロ整備事業等を計画に加え増額変更を行うもの。また、中田辺地は道路補修事業費の増額変更を行うもので、漆野辺地は道路補修事業費の増額変更を行うものです。

次に、議第40号 金山町公の施設の指定管理者の指定について でございますが、「グリーンバレー神室一帯施設等」における指定管理者を募集したところ、4団体から応募をいただき、2月16日、プロポーザル方式による指定管理候補者選定委員会を開催した結果、次のとおり候補者として提案するものでございます。

「グリーンバレー神室一帯施設等（金山町神室キャンプ場、金山町緑地等広場利用施設、金山町緑地等活用総合管理センター、金山町ふれあい広場、金山町森林学習館）」につきまして、株式会社有屋建設 代表取締役 柴田清広に、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者の指定を行うものでございます。

続きまして、議第41号 金山町公文書公開審査会委員の任命について でございますが、公文書公開審査会委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、佐藤 一男氏、早坂 和子氏、笹原 美也子氏、栗田 浩二氏、三上 重幸氏、以上、現在の委員5名全員を再任とするため議会の同意を求めるものでございます。

最後に、議第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について でございますが、人権擁護委員 柴田幸雄氏の任期が令和6年6月30日をもって満了となることから、その後任者として 佐藤 幹夫氏（S33.5.10生65歳 金山町大字金山919番地3）を推薦するために提案するものでございます。

以上、40件につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第4 提出議案の説明

栗田議長

日程第4 提出議案の説明を求めます。

栗田議長

総務課長。

総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長

診療所事務長。

診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長

総務課長。

総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長

議案書の説明の途中ですが、15時15分まで休憩します。

14時58分 休憩

1 5 時 1 4 分 再開

栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

総務課長。

総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長

診療所事務長。

診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長

総務課長。

総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

栗田議長 ありがとうございました。

日程第5 予算特別委員会の設置及び付託

栗田議長

日程第5 予算特別委員会の設置及び付託を議題とします。

お諮りします。

上程しました議案のうち、議第30号から35号までの議案については、全議員10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議第30号から35号までの議案については、全員議員10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたしまして、委員長並びに副委員長の互選するための、予算特別委員会を開きますので、委員の方は議員室にご参集願います。

15時54分 休憩

15時59分 再開

栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

予算特別委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長には寒河江宏一委員、副委員長には須藤典夫委員が互選されましたので、よろしくお願いいたします。

次に、休会についてお諮りします。

明日7日は議会全員協議会並びに、総務文教、産業厚生、広報の各常任委員会が開催されるため、本会議を休会したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日7日は本会議を休会とすることに決定しました。

なお、8日は、午前10時から本会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

これで本日の日程は、すべて終了しました。

これをもちまして散会とします。

どうもご苦労さまでございました。

（16時00分）

令和6年3月8日（金曜日）

令和6年3月金山町議会定例会 会議録
（第6日目）

令和6年3月金山町議会定例会 会議録

令和6年3月8日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聡志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 4番 寒河江 宏一 議員 5番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 野 和 俊
教 育 長	須 藤 信 一	総 務 課 長	丹 敏 雅
教 学 課 長	松 澤 和 仁	会 計 管 理 者 (兼出納室長)	古 澤 幸
健康福祉課長	正 野 学	健康推進主幹	三 浦 慶 美
産 業 課 長	川 崎 勉	診療所事務長	三 上 裕 一
環境整備課長	佐 藤 英 樹	総合政策課長	庄 司 紀 一
町民税務課長	柴 田 直 樹	農業委員会事務局長	欠 席
代表監査委員	丹 洋 一		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	後藤 隆行
--------	-------

8. 議事日程

日程第1 議案審議

栗田議長

皆さんご苦労さまです。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

栗田議長

日程第1 議案審議に入ります。本日の議案審議は、議第3号から議第9号までの各会計補正予算及び議第10号金山町下水道事業設置等に関する条例の設定についてに対して行います。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を議第3号から9号までの7件、議第10号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第3号から9号までの7件、議第10号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第3号から9号に対する質疑を許します。

大場議員。

大場議員

おはようございます。7番、大場でございます。それでは、議第3号 令和5年度金山町一般会計補正予算第9号についてお伺いしたいと思います。一般会計の14ページ、15ページの1款4目町たばこ税についてお伺いしたいと思います。歳出においては、現年度の当初の予算確保をした上での事業の完了による減額補正が多く見られていますけども、歳入の町たばこ税が、ふるさと納税の限度額補正額を上回ったことによる分析をまず初めに、どうとらえているのかお伺いしたいと思います。

栗田議長

町民税務課長。

町民税務課長

たばこ税の増額補正に関してですけれども、例年当初予算で、固めにといいますか少なめに見積もっているということもありまして、最終的にその決算の見込みにより増額したものであります。昨年もこの3月補正に650万ほど増額補正をさせていただいているところでございます。以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

少なく見積もっていたということでしたけども、このたばこ税のこの少なく見積もっていたもそうなんですけども、たばこ税の増税は、1998年に始まって、2018年から毎年上昇していることに伴って、各社がたばこの値上げをしたための増税という形を考えていたのか、それとも、喫煙者が今まで見積もっていて方より増えていたのかっていう、どちらの方を認識しているのかちょっと伺いたいと

思います。

栗田議長

町民税務課長。

町民税務課長

たばこ税の増税についてなんですけれども、これについては令和4年の10月に加熱式のたばこに対する増税というのがちょっと行われまして、令和4年度は増税効果が10月以降の半年間というようなことだったんですけれども、令和5年度は、その増税効果が1年間に及んだというようなことで、それが増えている面はあるかと思います。

あとその喫煙者の数については、こちらの当町の状況についてはちょっとわからないところがあるんですけれども、ただ日本たばこ産業、そちらの方のデータによりますと、少しずつ減少傾向にあるというふうなデータが出ております。

ただ売り上げ本数等見ますと、当町の令和5年度の状況につきましては、昨年よりも、販売本数は増えて、その税収も増えている状況にあるというところでございます。以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

以前と比べてたばこの種類も、加熱式たばこが増えたことによってそれを喫煙される方が増えていたことも、自分的には、感じているんですけれどもその中で、なんですけれどもなぜ喫煙者が、少しずつ減少している、全国的に減少しているにもかかわらず、このたばこ税、たばこだけが税金を取りやすいターゲットになっているのか。

あと、喫煙所が少なくなったり、喫煙者にそれがあまり還元されていない何か、考えも、自分的には、たばこは吸わないんですけれども、たばこ税に対しては何に使われているのかなっていうちょっと疑問をされる、喫煙者の方も、私も他人ごとではないような感じが、受けとめておりまして、この貴重な財産のあり方ですとか、使い道を明確にすべきと考えていますけれども、もし、今後の詳細があれば伺いたいと思います。

栗田議長

町民税務課長。

町民税務課長

今の大場議員の質問の中で、取りやすいターゲットというちょっとお話がありましたけれども、総務省のホームページ等にもちょっと出ているんですけれども、このたばこについてはその財源確保に貢献する財政物資として課税されてきたというふうな形も明記されておりまして、そういった側面もちょっとあるのかなというふうに感じているところです。

その喫煙者が減少傾向にある中で、国のたばこ税収については、例年ほぼ2兆円ほどで変わらず推移しているというところがありまして、この水準を維持するために、たびたびの改正がなされているような面もあるのかなというふうに感じているところです。

ただ、たばこ税についてはその目的税ということではなくて、普通税というふうになっておりますので、使途が限定されていない財源となっておりますので、こちらの方でも、何に使っているかというのは、目的税と違ってはっきりと明示はしていないところです。

ただ国の通知ですと、たばこ税を活用して、分煙対策を進めるべきというような通知も出ておりまして、もう新庄市などでは、ゆめりあの自由通路の方には喫煙所を設置するなどしておりますけれども、当町においては、その空気清浄機を備えた喫煙所を作るまではしていないというようなところで、吸わない人に煙が届きにくいところに、喫煙場を設けるなどの対応をとっているところです。

まずは、吸える場所を喫煙場を明確にすることで、その喫煙所以外で吸うことによる受動喫煙を避けることもできますし、吸う人、吸わない人双方が気持ちよく過ごすためにも、そういった喫煙上わかりやすく表示することが、まずは大切なというふうに感じているところです。以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

課長より答弁いただいて、このたばこ税っていうのは、目的税でなく、普通税としてあまり限定されていないということでしたけども、その町税として、やはり財源が増えることってのは、すごい喜ばしいことだと思いますけども、健康づくりの推進事業の観点から、受動喫煙防止をする上で、多少、少し矛盾を感じる場所も自分もあって、特定健診ですとか、自分だけの健康だけでなく、子供たちの健康面も配慮すべきことを、意識向上策として、喫煙者にはどのような指導を協力を得ているのか、お伺いしたいと思います。

栗田議長

健康推進主幹。

健康推進主幹

ただいま大場議員の質問にお答えいたしたいと思います。

国の方では、健康増進法の受動喫煙防止対策の一部改正が平成31年に行われておりまして、屋内における望まない受動喫煙をなくすことであったり、20歳未満の子供、患者などが主たる利用者となる施設屋外について、受動喫煙対策を一層徹底することなど改正しております。

県は、もう少し厳しい基準を設けて、学校や医療機関、児童福祉施設などは禁煙ということで、屋外にも喫煙場所を設けないように努めたり、公共性の高い施設、社会福祉施設や社会、集会所などは、屋内禁煙ということで努める、また飲食店は原則屋内禁煙ということで、県の方では、厳しい基準を設けております。

町の方では、平成27年の3月に、金山げんきプラン21vol 2において、喫煙分煙、健康づくり施策の重要な柱の一つの位置付けておりまして、平成28年3月には金山町受動喫煙防止宣言を県に提出しております。

また各地区の公民館、区長さんに地区の現状について、喫煙の状況についてアンケートをとっておりまして、平成28年には、5地区の公民館が受動喫煙防止対策を行っているんですけども、令和2年、5年後なんですけども、20地区の公民館が受動喫煙防止対策を行っているというふうなことの回答を得ております。

またその時に、地区に公民館にポスター禁煙のポスターを貼ったりして、みんながそれを見て、禁煙するように呼びかけられるようなものも配布しているところです。

また町内事業所もアンケート調査を行っておりまして、74事業所のうち43事業所から回答を得ておりまして、74.4%の事業所が受動喫煙防止対策を行っているというふうなことでした。

今現在、子供への受動喫煙防止ということで、今は集団で健診の場で言うよりも、吸っている人とか吸ってる人が家族にいる人のところに個別に母子健康手帳交付とか、新生児訪問、乳幼児健診時に、受動喫煙の害についてとか、あと妊婦であれば、流産、早産とか、母体の赤ちゃんが小さく育つ危険性だったり、新生児や乳児であれば、乳幼児突然死症候群の危険性なども、お話して、禁煙に努めるっていうふうなお話などもしております。

以上です。

栗田議長

大場議員。

大場議員

自分このたばこ税は、本当にこの増額になったことに対して、本当に自分事ではないかと、他人事ではなく、本当に町としては町税という形では、増えることには大変良いんですけども、このたばこ税への還元が、様々なところで受動喫煙でしたり、喫煙場所を設けたりっていう、されている自治体はその面で把握されていることを受けまして、このたばこ税には、一般的なたばこには、一般的なたばこ税と呼ばれる、3種類の税金と消費税を含んで、4種類の税金があるっていうことをちょっと自分も調べました。

国のたばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税というこの3種類の税金のほかに、消費税がかかっていることで、喫煙されている方もそうなんですけども、たばこ税の税収としての立ち位置っていうのは結構たばこを日常的に買う方にとって、肩身の狭い狭さですとか、金銭面にも厳しさを感じる方もいるかと思っております。

このたばこ税は本当に貴重な税収として、町にとって、重宝されている側面を考えた上で、今後の事業ですとか、その中でも喫煙マナーの向上、また春の雪解けが進みますと、道路にポイ捨てなどが目立ちますので、そういった啓発、防止の啓発活動ですとか、周囲のそれぞれの配慮という面からも、ポスター掲示ですとか、そういった受動喫煙への防止ですとか、またさらには、喫煙所のところにも看板を設けるような形、ステッカーでもいいので、そういった形で使われる方が税をいただいている上で、適正な使い道なのかなと思っております。

やはり目的税ではなくということなんですけどもあれ、あくまでも普通税として使われているのであれば、そういった両面からの使い道も必要なのかなと思っておりますので、今後の綺麗な町づくりを目指す上での展望を願いたいと思います。以上です。

栗田議長

他にありませんか。

星川議員。

星川議員

8番、星川です。よろしくお願いします。議第3号 一般会計補正予算第9号、25ページなんですけれども、2款 総務費の1項、7目の12節と14節 旧体験住宅解体工事に伴うアスベスト調査委託料と旧体験住宅解体工事についてなんですけれども、昨日行われました総務文教常任委員会の資料を見ますと、体験住宅のB棟と、D棟が今空室、E棟が、3月末に退去予定というふうに報告になっているんですけれども、これアスベスト調査、これ私の認識では、業者の方が調査するというふうな認識なんですけども、この調査を町が行う何か意図みたいなのがあるのか。

調査をすれば、業者が再度調査しなくていいわけですから、その分の何ですか、積算を除いた、解体工事の発注になるのか、最近では旧中央公民館なんですけど、あれが解体されたときも、町が調査しているのか、それとも業者さんの方がやったのかちょっと伺いたいと思います。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

おはようございます。旧体験住宅の解体工事に伴うアスベストを調査委託料、並びに14節の解体工事についてお話しさせていただきたいと思います。

昨日の総務文教常任委員会で配布した資料の4ページをご覧になってのご質問かと思います。現在の状況については、ここに書いていますとおり、B棟、これは八幡公園の脇の住居になります。並びにD棟につきましては、現在みらい学生寮を改築している、建物の奥の前の教育長住宅という場所になっております。

現在、空室の状況ですけども、4月以降、新たな地域おこし協力隊がB棟と、D棟に入居するというので、4月以降は、B、C、E、Dが全棟埋まる予定となっているところでございます。

この度の補正予算の計上の解体っていうものにつきましては、令和5年度当初予算の際に、大変皆様にご迷惑をお掛けいたしました民間アパート建設事業に伴う、施設の解体工事、解体事業を一応予算化していたところでございます。

もし、みらい学生寮並びに、今後の入居者が見込めない場合については、旧医師住宅並びに体験住宅D棟を解体する予定での、ここへの予算計上でありました。

今回、それを実施しないということで、すべて皆減させていただいたという予算でございます。

アスベスト工事と、解体工事については一体でございまして、やり方としては解体工事に含めて実施する方法もありますし、今回のような行政で、アスベスト調査を実施して、また別枠で解体工事をお願いするというものも考えられるものでございます。

どうしてこう分割したかといいますと、まだ正式にD棟を解体するか、それとも医師住宅を解体するかがまだ、決まっていない状況でしたので、工事を発注する際に、それぞれアスベスト調査は行政で実施して、工事発注についてはそれぞれの入札を行う方法が必要ということで、分割させていただいたところでございます。

旧中央公民館の解体工事につきましては、分割でそれぞれアスベストを調査と、解体工事を分割で発注したところでございますが、何て言いますか一体で発注した場合に、例えばアスベストの含有量調査というのは、専門業者に委託するわけですけども、それを改めて町で確認する必要があるものと思いますので、正式に正当なやり方としては、行政でまずはアスベスト調査をして、それを受けて、解体工事をする、アスベスト調査の結果、含有量が多い場合には、改めてその解体工事に上乗せも必要になってきますので、そういったことも含めまして、正当なやり方としてはそれぞれ分割でやった方がよろしいかという判断で実施いたしましたところでございます。以上です。

栗田議長

星川議員。

星川議員

よくわかりました。体験住宅A棟なんですけれども、これ売却したということで、買っていただい

た方にアスベストの情報ていうか、そういう情報は、提供をしたんでしょうかっていうのも、2006年、平成18年9月から、アスベストが輸入製造使用禁止になったということで、この体験住宅、1980年に築というふうに、公共施設の管理、計画表でしたっけ、あれに書いてたんですけども、これ金山型住宅っていうのは、白壁があるので含まれてないにしても、絶対にアスベストの調査をしなきゃいけないというふうに聞いてるんですよ。

以前も質問したと思うんですけども、七日町公民館が外壁工事をするとき、その時に、県が抜き打ち調査に来たということで、それにアスベストは含まれてなかったんですけども、それを調査する機械を県が持っていたということで、それは、便利だなということで、金山町も持って、1台でいいので持っていただけないかということ、以前、本会議か、常任委員会どっちかで私、言ったんですけども、1980年以前に建てた建物は、白壁、いろんなアスベストが含まれているような、建物は必ず調査しなきゃいけないということでこの金山町が景観条例で、この白壁の住宅を推進しているわけなので、それに対しての町の責任っていいですか、それも含めてアスベスト調査について少し何か策を考えていただきたいなっていうことなんですよ。

1980年以降に建てられた、街なか住宅でしたっけ、ああいう、ものは何か調査いらんような話、聞いたんですけども。

今アスベストの調査ができる資格ですか、それ大工さんがなんか資格取りしてるらしいんですけども、もしできれば、金山町の職員がどなたかとしていただいて、金山町がそのアスベストを測る、その機械を持っていいただいて、それに解体時に貢献できると一番いいと思うんですが、機械を金山町が持って、その資格を持っている人に貸し出すっていう方法もあるし、何か策をとっていただけないかなということ、確か、言ったと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

ただいまの星川議員のご要望、今年度の6月の常任委員会で伺っておりました。建設業者の方に、本当に必要かということを確認したところ、当然あればいいものですけども、結構高価なものですので、なかなか使用頻度等を考えれば、ちょっと現実的ではないのではないかというような回答でしたので、今のところはまだ保留状態ということでございますが、先ほど申しましたとおり、結構高額な機器になりますので、また2006年以降のものには、建物には入っていないというようなことで、それ以前のものを解体等に関しては使う必要があるということですので、また、ただいまいただいた質問を踏まえまして、なお業者の方々と確認しながら、本当に町が、例えば購入いたしまして、その協会の方々が扱う頻度等を踏まえまして相談させていただければと思います。以上です。

栗田議長

星川議員。

星川議員

ありがとうございます。取り組んでいただいて感謝いたします。解体件数が、これからもっと増えるのではないかなという予想なんです、そういうことも勘案しながらこれからも、業者さんと大工さんとかとお話を進めさせていただきたいと思います。

必要になる時が来るんじゃないかなっていう気もしますんで、体験住宅、これ一応今度、全棟埋ま

る予定だそうですけれども、これ使わなくなったら、もう売り出しということではなくて、解体というふうに予定してたので、そういうふうに向かう予定なのかだけ教えてください。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

先ほどありました体験住宅A棟については、令和2年に売却いたしました。その売却にアスベストがあるか、ないかっていう要件はないんですけども、町の方で、お売りする際に一応この建物については、まずアスベスト検査については実施していませんという内容を記載したこと等、双方で確認した上での売買契約をしたところでございます。

今後の旧体験住宅の活用についてですけども、現在おかげさまで、前棟埋まる予定となっております。

あわせて内町の単身住宅についても、ほぼ満室になっているところでもございます。

当面ですけども入居者がいれば、このまま活用はしていきたいと考えておりますし、現在おかげさまで、この官舎が埋まってる要因としては、飛島建設さん、5室ですかあと、コネクタさんでも、職員の研修で1棟ということで、結構そういう需要もあつての活用があります。そういったところがなくなって、空きが目立ってきた場合については、まずは購買で、売れなければ、その解体という手法をとっていききたいと考えております。以上です。

栗田議長

他にありませんか。

宮林議員。

宮林議員

6番、宮林です。どうぞよろしくお願いいたします。2点ほどをちょっと確認させていただきたいと思います。1点目ですが一般会計補正予算となります。一般会計補正予算の19ページ、寄付金です。本当は昨日の常任委員会で聞けばよかったんですが、ちょっと忘れまして、ちょっと確認させていただきたいと思います。

育英会の寄附金については、今年度も多数の皆さんからの寄附をいただいて、それを原資として育英会に繰り出ししているわけですが、今回もですね町長の提案要旨の14ページに七日町の井上さん、あと喜寿を楽しむ会代表八鍬さんということで、それぞれ5万円を寄附いただいたわけがあります。今年度大口の寄附もあったかと思うんですが、井上さんについては毎年のようにですね寄附されておりますので、累積で、何年度から今年度だっていうのが、累積の寄附金額を教えてくださいと思います。

あとですね一般会計補正予算、37ページになります。土木費の住宅費の中で一番下段、18節、空き家に係る修景形成助成金ですが、これについては480万円から250万円に事業費、要は、解体する方が減ったということなんだと思うんですが、それで230万減額となっているわけですが、詳しい事情といいますか、そんなに詳しくなくてもいいんですので、プライベートなこともありますので、わかる範囲で教えてくださいと思います。

よろしくお願いいたします。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

井上善子さんから長年にわたり、寄付をいただいているところでございます。累積といたしましては、30万円となります。毎年5万円ずつ、6年間、30年度から寄付をいただいているところでございます。以上です。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

二つ目の空き家に関しまして、5年度当初の予定では、不良住宅タイプ、こちらは70万円の助成が出る解体事業でしたけども、そちらの方と、空き家の50万円の助成の方を合わせて480万円というふうに要求をさせていただきました。

なかなか解体予定の方も年度内に解体できないというような事情もありまして、50万円の助成金のタイプ、空き家タイプ5件というふうな実績になりましたので、それ以外のところを減額させていただきました。以上です。

栗田議長

宮林議員。

宮林議員

どうもありがとうございました。これで終わります。

栗田議長

ほかにございませんか。

五十嵐議員。

五十嵐議員

一般会計の補正予算について、ページは22と23ページ。以前説明あったかもしれませんが、2款、1項7目 会計管理費で17節に備品購入費、これ公金収納の備品とありますが、多分金庫かなにか更新だったのか、それとも勤務上の体制とか、その辺の変更に伴うものなのか教えていただきたいと思っています。

栗田議長

出納室長。

会計管理者

それではこちらにございます備品購入費についてご説明させていただきたいと思います。こちらにつきましては、令和5年度当初で予算要求させていただいておりますセミセルフレジ2台を購入したところでございます。

現在納品なっておりますが、町民税務課の方に1台と出納室1台ということで、現金事故がないように、セミセルフレジを購入したところでございました。

こちらの減額につきましては、入札の請け差となっておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

栗田議長

五十嵐議員。

五十嵐議員

大変どうもありがとうございました。以上で終わります。

栗田議長

他にありませんか。

矢口議員。

○矢口議員

1番、矢口です。一般会計補正予算、14・15ページ14款、1項、2目1節の451万1,000円の減について関連して伺いたいと思います。新型コロナウイルス世界を脅かしました。

そういう中で、昨年5月8日には、2類から5類に移行いたしました。本当に、町長はじめ、職員の皆さん、そして、特に担当課の職員の皆様方には、本当にご苦労様でございます。

ありがとうございます。そういう中で、この3月31日をもって特例接種日も終了するということで、大変よかったなという思いの中でも、コロナの感染者が今、あちこちで出ているというか、金山町においてもこう出ている状況にあります。

そういうことを鑑みた場合、やっぱり町では誰々さんがコロナに感染したと、そういう風潮的なこと、そしてまた、インフルエンザと違って、後遺症などはないのか。

そしてまた、新生児においては、免疫については、母体から受けられているのか、その辺について町のケアに対する対応について伺いたいと思います。

栗田議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

それではただいまの矢口議員のご質問にありましたコロナの接種の状況だったかと思いますがどうも。

矢口議員

今後、今後の対応と、考えというか。

健康福祉課長

今後の対応につきましては、新型コロナウイルス、接種特別期間が3月31日で終わるということで、3月31日以降は通常の定期接種といいますか、予防接種法に基づく接種になろうとしております。

時期的には秋ぐらいからというふうに言われておりますが、まだ金額等もまだ設定していないため当初予算等にもまだ載せて助成金とか載せていない状況にありますが、対応としましては、これまでの予防接種他の予防接種と同じように、幼児、それから一般であっても、個人の希望によって接種するような形になると思います。

こちらの方で必ず接種しなければならないというふうなことではなくて、個人が希望して受けるような形にはなりますが、ただ健康福祉課、保健師さんとか、健康係の方で指導というか、なんていうんでしょう、アドバイスの的なもので、受けた方がいいというふうなことは言うかもしれませんが、最終的には個人の判断で受けるような形にはなるかと思います。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

そういう中で、やっぱりコロナのいくら感染をしないように、対応してると思いますけどやっぱり感染者が出てしまうという、やっぱりこう町の中でも、誰々感染したぞっていう、細かく言えば、そういうことで感染した本人にすればその気持ちもご心配になってくれというそういうこともあると思います。

また、後遺症というのはやっぱりこれ今、今の状況にも感染したら出てこないのか、前のように接種してるから、あまりそういうことは出ないんだよというのか、やっぱり後遺症もあるんだよと。そういうこともあるような気がするし、そしてまた、子供たちが生まれて、我々接種してるから母体に入ってその時、出産されたら、その子供については免疫力が強いと思いますけれども、コロナに関しての1年後、2年後そういう心配があるのか、ないのかなあとそのように、まず町としてやっぱ何か考えているのか、その辺でした。

栗田議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

あのコロナのワクチン接種による後遺症につきましては、個人差もありますし、その後遺症として認められる場合と認められない場合もありますし、一概にこうだから後遺症だったというふうなところは、今のところ言えない状況にあります。

議員おっしゃるとおり、その免疫力によっても変わってきますし、人間の個体差によって、全く違うものが出てくる。痛い場所が変わってきたり症状も全く違うものが出てきたりしますので、国の方でも、その後遺症に関しての発表といいますか、そういったものは特には出ていないんですが、その後遺症として認められる場合があります。そういったものについては健康福祉課を通して、その国の方に申請して、そういった助成金といいますか、そういったものを交付されるという、そういう場合もありますが、一定の手続きを踏んで、国に申請するような形にはなります。

栗田議長

健康推進主幹。

健康推進主幹

ただいまの健康福祉課長のお話の中で、ちょっと後遺症のお話が出ましたので、私の方からちょっと補足したいと思います。新型コロナの感染による後遺症ということで、令和3年度とかすごい流行した時には、1年ぐらい咳が続くとか体がだるいとか、結構そういうふうな話もありまして、その相談としては、普通のかかりつけ医からあと、ここら辺だと、新庄の耳鼻科の先生とか、そういうふうな相談の医師っていうのが決まっております。それで後遺症に関しては相談していくっていうふうな形になっております。

特にそれによる被害救済とかっていうのは、今のところなくて、予防接種の接種後の被害救済については、町の方に相談いただいて、国の方に申請するという、そういうふうな形になっております。去年あたり、例えば、コロナの感染されてる方なんかは、結構最初の段階では、2、3ヶ月咳が続くとか、だるいっていう人も結構相談を受けることあったんですけども、最近では、あまり、こちらの方にはそういうふうな相談が入っていないところです。

あとは、今のところ、もしそういうふうな相談があったときは、そういうふうな発熱センターだっ

たり、相談の機関への紹介というふうな形で相談しているところです。以上です。

栗田議長

矢口議員。

○矢口議員

私が聞こうとしてるのは、今まで、3月31日まで、それを切って、その後のもし感染者が出たら、感染者としたら、大変不安になると思いますので、その辺について町として何か不安を与えないような、そういう指導して欲しいなど、そういうことを、今後のことの話について、よろしく願いしますということでした。ありがとうございます。

栗田議長

他にありませんか。

中村議員。

中村議員

3番、中村です。それじゃ私からは、一般会計補正予算の37ページ、8款、5項、の木造住宅耐震改修補助金について伺います。このお正月の能登半島の地震などを受けまして、町民の方々、地震に対する心配っていうのは、大分これまで以上に不安に思っているんじゃないかなというふうに思っているところなんですけれども、今回の地震というのは縦揺れよりも横揺れが大きかったということが大きな被害が出た要因の一つでもあるという報道もございました。

それで、この金山町の住宅を見ますと、結構前からある金山住宅ですと、縦入れには、やはり雪の重みに耐えるということから、縦揺れにはかなり強い住宅だと、いうふうに思われます。

ただ、横揺れに関しては、最近の家はそれほどでもないんですが、ちょっと前に建った家は、結構窓が多く設置されておりまして、横揺れにはかなり心配な面があるんじゃないかなというふうに思います。

それで住宅の建築法の改正前に建った住宅が特に心配なんですけれども、近年の住宅は耐震化については、検査に合格しているってことで、それほど心配はないと思うんですけれども、やはり耐震の診断ということは、やった方がいいんじゃないかなというふうにやはり思います。

それで伺いたいのがこの耐震診断、これまでどのような、どのぐらい実績があるのか。それからもう一つ心配になってるのが、避難所の耐震化です。指定避難所ですと、ほぼ公共施設だと思うんで、耐震化をされていると思うんですけれども、ハザードマップには、各地区の公民館なども載っております。

そういう各地区の公民館、しっかりと耐震化の診断がされているのか、まずはその点伺います。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

この度の補正で減額をさせていただいております。耐震改修の補助金こちらに関しましては、一般住宅一戸当たり、80万円の助成が出ていますところなんですけれども、耐震診断の方は、一般質問の方で、これまで3件の実績があるということをお伝えさせていただきましたけれども、こちらの80万円の改修の補助金に関しましては、少々ちょっと時間をいただきたいと思います。

栗田議長

町民税務課長。

町民税務課長

各地区公民館の状況ですけれども、こちらにつきましては令和3年11月に各区長さんの方にちょっとアンケートをさせていただきまして、まずは建築年度、確認させていただいて、56年以前か以後かというような、そういった部分の確認をさせていただいたところです。その中ですと、31地区のうち、15、半分がその基準の前の前に建てられたものというような状況になっております。

ただ実際その耐震診断をしているかどうかというところについては確認をしておりませんので、今後そういったところも必要かなというふうに思ったところです。以上です。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

すいません時間をいただきまして、これまでの実績はございません。

栗田議長

中村議員。

中村議員

やはり耐震診断もそうですけれども、実績がないってことは、その経費の負担がかなり重いつていうことが一因にあるんじゃないかなあというふうに、思います。ということは、この町内の住宅、それからさっき地区の公民館の耐震化になっているかどうかという判断をまず、早急に調査するというのが必要ですし、あとは耐震診断これを気軽にといいますか、補助率をもう少し上げてあげていただいて、何かしらの機会に耐震診断を受けられるような仕組みを作ったものがないんじゃないかなというふうに感じております。

そういう耐震診断のタイミングとしては、やはりいつでもっていうわけにはなかなかいかないと思うんで、リフォームとかそのような改築する場合は、耐震診断これを補助率、できれば9割、10割ぐらいいまで引き上げていただいて、そういうリフォームと一緒に耐震診断をしていくっていいんじゃないかなと思うんですけれども、地区の公民館についてはもう早急にですね、していただきたいと思います。

さらにおそらく、診断の結果、強度が不足している公民館もあると思いますんで、その場合の町からの補助、これからこれまでも地区のそういうことに関しては、補助はやっておりますけれども、耐震化については、ほぼ10割ぐらい補助してもいいんじゃないかなというふうに、ちょっと私は考えています。

というのは、もちろんハザードマップにその公民館を載せているってことは、町でそれを責任を負うということだというふうに思います。ということを考えると、やはり地区の公民館に関しては、10割、それから、一般の住宅に関しては、リフォームとかした場合、合わせて耐震診断をすれば、これもこれまで以上に補助率を上げていただいて、どなたでも耐震診断をできるような仕組みを作っていたきたいというふうに思います。

それから住宅についても、おそらく築年数古いところは、それなりのブレースを入れたり補強が必要だと思いますんで、その点の補助というのは、多分改修補助金、これ使えるっていうふうに思いますんで、これはこのままであれば有効に活用をするように、していただいて、まずは診断の方ですね

それを補助率を上げていただくような検討をお願いしたいんですけれども、ちょっとその辺お願いします。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

個人所有の家屋に関しまして現在、ただ今ありましたような助成があるわけですが、耐震改修の補助を受ける条件といたしましては、やはりその前に、耐震診断士のまず判断をしていただくということになります。

こちらに関しましては補助率が90%、自己負担が1万8,000円程度でございますので、町に診断士の資格を持っている方は3名いらっしゃいます。

設計士の方々になるんですけれども、そちらの方々から判断をいただきまして、その後の改修、リフォームをする際には、耐震の改修計画を立てていただくことが、耐震改修補助の80万円を申請する条件になりますので、一般質問の方でも回答させていただきましたが、能登半島の地震があったばかりですので、改めてこういう助成事業の紹介等を含めて、耐震改修における情報を周知させていただきたいと考えております。以上です。

栗田議長

中村議員。

中村議員

はい色々これからを検討していただくことで、いろいろ地震、最近千葉でも地震が頻発しておりますし、関東方面の大規模な震災も懸念されているところでありますので、幾ら金山町地盤が強いといっても、ある程度被害は必ずくるじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ早急に耐震診断の方だけでも、件数をふやしていけるような仕組みを作っていただいて、ハザードマップについても町内の住宅、それから地区公民館も含めて公共的な施設、どの程度耐震化進んでいるかっていうことを調査しなければならないんじゃないかなというふうに思います。

それで町民の方々にとっても、診断の結果、自分の家が地震に対して、脆弱だということを把握しただけでも、いざという場合、どうすればいいかっていう判断ができると思うので、それが耐震化の強度がわからないまま、迎えるよりは、まずは診断をしていただけるようにしていただきたいというふうに思いますので、この点、早急に検討をお願いします。

栗田議長

ほかにございませんか。

寒河江議員。

寒河江議員

4番、寒河江でございます。私からは議第3号 一般会計補正予算第9号の24、25ページになりますけれども、2款総務費、そして、1項総務管理費、13目の、これは新型コロナウイルス感染症対策費ということで、18節になりますけれども、負担金補助金及び交付金ということで、今回の燃料高騰対策等事業継続支援金ということで今回行って、産業厚生常任委員会のときの資料を見ますと支援額149件で759万5,000円ということで、△の150万円が少なかったということでございますけれども、その事業者ですね、私も去年の9月に一般質問させていただきましたが、10月に給料の時給が上がったということ

で、一応、企業の方の様子なんかを聞いてもらいたいということで、様子を伺ってもらいたいということで、質問させていただきまして、町長の方も町長からもぜひ、町の方でも企業を回って、その状況を把握したいということでございました。

改めましてですね、事業所ですね、調査を行った結果についてですね、どういう状況だったのかということで、お伺いしたいと思います。

栗田議長

産業課長。

産業課長

あの後ですね、商工会と産業課の職員で分担をして、町内すべての企業というわけではありませんが、町内の企業を訪問して、いろいろご意見を伺っております。

企業名に関してはちょっと伏せさせていただきたいんですが、ちょっと行った箇所の件数がちょっと今手元になくて、すいませんが、確か私が回ったところでは、5、6ヶ所ぐらいあって、商工会の職員と、産業課の担当職員も2人で何ヶ所頑張っております。

その時の趣旨としては、最低賃金が上がることにする影響と、あとはコロナの借入れが、なかなか返済が厳しい状況もあるのでその辺の状況等を確認して、今後、町としての支援についてはどうなるかっていうお話をさせていただいております。

そういった訪問による聞き取りの他にもですね、町としては、今回令和6年度予算に絡めてですが、いろんな団体から、いろいろな方を役場に來ていただいて、情報交換というか、意見交換をさせていただいております。その中でも商工業関係の商店の方とか、そういった方など多くの意見などもいただいております。

最低賃金、900円に関する影響等については、やはり非常に大きいという意見もあります。

もともと最低賃金以上をお支払いしているという企業ももちろん多くありました。

具体的にそれに対する方策に関しましては、まずは、令和6年度当初予算の方にも今回は子育て支援の新たなこれまでやっていた確か1時間800円っていう制度をやっている、これまでその必要性といいますか、ある程度、子供のための休みが取りやすい環境が整ったであろうということで、一旦はその事業は終了したんですが、やはり、そういった最低賃金拡大のところを、またコロナで非常に大変だということもあり、産業課サイドではないんですが、子育て支援の一環として、来年度予算にも、復活をさせていただけるよう提案をしておりますのでそういったところに結びつけたような状況でございます。以上です。

栗田議長

寒河江議員。

寒河江議員

課長の方も回っていただいて、6ヶ所、そして商工会等も組んでやったということでございました。そして、今課長から聞きまして、令和6年度は、前やっていたPTAとか様々な面で、なんていうんですか、検診なりで、休んだ時間を補填するという形で、申請されればするという形での制度も、やっぱり私も回ってみますと、やっぱり、そういう制度はよかったなっていう、評判はありましたので、それをまたするってことは大変いいことではないかなと思いますが、それでですね、私も今回一般質問しようかなと思ったんですけども、その点で、この企業を回ったって、すべては回ってな

いとやっぱり誘致した企業は最低でも当たってもらいたいという思いです、やっぱり来てない企業も、私も指摘されました。

ですんで、やっぱりその辺の聞いていただいて、やはりこれからこの企業が、やっぱり製造業の企業がやっぱり町にないとですね、所得も上がりませんし、やはり町で仕事を出してるわけでもないの、やっぱりその会社の努力というのはすばらしいことだと思ってるんですが、今ある企業でも、土曜日休んでいる企業もありますし、やっぱりこう疲弊しているのかなと思いつつ、やっぱり大変だなと思ってる場所なんですけども、その点をお汲みいただいてですね、今後ともですね、そういうふうに、配慮しながら、やっぱり目を配りながらやっぱり足を運んでお聞きしていただきたい、でなければ、アンケートでもいいかと思うんですけども、やっぱりその形で、企業の様々な意見を聞いていただいて、金山町に存続できるように、そのような形できないのかなと思ってるんですけども、いかがでしょうか。

栗田議長

産業課長。

産業課長

ご意見ありがとうございます。なかなか回りきれてなかった部分は反省いたしまして、今ご指摘ありましたように、いろんな業種などもありますので、できるだけ可能な範囲で、回らせて、いろんな意見を聞いて今後の政策にも反映させていければというふうに改めて思いましたので、よろしくお願いいたします。

栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

最後になりますが、ただ行くばかりじゃなくてですね、やっぱり行ってなかなか話ができない部分もあると思うので、言えない部分もあると思います、それでやっぱり、アンケートじゃないですけども、そういう是非してもらいたいこととか、こっちで困ってる部分とかっていう会社で困ってる部分とか、そういう調査的なものをしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。終わります。

栗田議長

他にございませんか。

須藤議員。

須藤議員

5番、須藤です。よろしくお願いします。一般会計補正予算の36ページの10款教育費の中学校の方と思うのでお願いします。中学校の方からすでに報告は受けてる案件だと思います。中学校の2学年の女子生徒のいわゆるいじめについて報告がされていると思います。

それで、今までのところ、事実関係はどこまでですね、明らかになったのか。それと、マニフェストがあると思いますので、それに沿って対応策が講じられていると思います。

そのことによって、解消に至っているのか。その点、2点についてお願いします。

栗田議長

教育長。

教育長

ただいまの件につきましては、中学校の方からも報告を受けております。では、事実関係についての把握については、はっきり、はっきりしないところがあるといいますか、丁寧にまずは聞き取りをしまして対応してきているんですけども、申し述べていることと、実際に起きていることの、整合性といいますか、必然性といいますか、その辺のところがちよっと不確実なところも、一部あったりしてっていうふうな、ことなんですけども、あとは事実関係だけじゃなくて、それまでの人間関係の関係性のことでありますとか、或いは心の内の部分。非常に微妙なところもございますので、まずは、丁寧に対応をしながら、お訴えになっているところの方にまず寄り添う形で丁寧に進めているところでもあります。

なので、これはこういう事実があったからこうですっていうふうなことで、これであと解決っていうふうなところまでまだ至っておりませんで、継続的に本人或いは家族ともお話を続けながら、今後に向けてどうしていくかっていうふうなところで、まずは丁寧な対応っていうものを継続しているっていうふうな状況でございます。

栗田議長

須藤議員。

須藤議員

そうですね。2学年ということで、クラス変えとかなないまま3学年に移行するかと思います。それでですね、まだ解消に至ってないという教育長お話ですので、教育長はいろいろなケースを解消されて、対策を講じてこられたと思いますので、やはり引き続きですね、丁寧な指導とは言わないと思いますがその沿ってですね、彼女の学校に登校できる状況に早くですね、向かわせていただきたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

栗田議長

他にありませんか。

ないようですので、これで議第3号から9号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第3号は原案のとおり可決されました。

次に議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第4号は原案のとおり可決されました。

次に議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第5号は原案のとおり可決されました。

次に議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第6号原案のとおり決定されました。

次に議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第7号は原案のとおり可決されました。

次に議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第8号は原案のとおり可決されました。

次に議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号に対する質疑を許します。

須藤議員。

須藤議員

条例の改正ですが、これに関しては賛成です。賛成ですが、今後も浄化槽の下水道の管理状況、運用状況についてですね、考えていただきたいことをお話ししたいと思います。

それで、こちらの方に、すでに町の生活排水処理基本計画の廃棄物処理基本計画の中に謳っております。

ここではですね、金山で運用している公共下水処理、それから農業集落排水処理施設、そして最後に合併浄化槽の3つの機能でこの排水処理を事業を推進しているというふうに、まとめております。

そのことですね、合併浄化槽については、この前一般質問でも非常にこうね、人口減少による、その施設の運用に関して、大変負担が大きくなってるということで、やはり支援が必要ではないかというふうな提案をさせていただいてます。

今回はですね、この条例の改正に合わせて、合併浄化槽もこの運用と一緒に入れて、そうすること、この基本計画に沿った同じように、3つの方法が一緒になった運用になっていくということで、非常に不公平感がなくなるかと思います。

それで現在、合併浄化槽に関しては、浄化槽の設置に関しては、ほぼ100%支援をされていると思います。

しかしその後ですね、その後の管理に関しては、事業化という特別なその枠は管理の事業化はされていません。あくまでも、設置された方の運用にすべて任されている。

壊れたケースは今までないということですので、大変丁寧に使われてると思います。

ただ一部ブローワーですかね、こちらは、能力を超えて途中で壊れたりして、その家庭で購入しているというケースもあるかと思います。そういうことも起きますが、管理に関しては、水道を皆さん普及されて、それを使っていますので、公共下水、農業集落排水と同じように、水道の使用量応じた下水道のこういうふうに、同じ計算方式ですか、それを導入する方法がいいと思うんです。

これは、町にとっては大変なまた事業負担になってくると思いますが、この制度からすればですね、それが将来については妥当な、そして、非常に公平さということについてもですね、そういう方向で、変えていった方が運用がスムーズにいくのではないかというふうに考えているんです。

この件に関して、明日明後日やるとこじゃなくて、将来そういう方向に一元化すると、3つの方法ですね、今、処理方法の一つにして、一つの会計で使用料に関しても一つの方法でやると、こういうことではやれないものでしょうかという質問です。

栗田議長

環境整備課長。

環境整備課長

ただいまのご質問に回答させていただきます。この度の下水道事業の設置等に関する条例の設定につきましては、公共下水道と集落排水、各特別会計を一本化して、企業会計でこれから6年度から管理運営を行っていくという形で、上水道の事業と同様の予算だというふうな形で会計を見ていただければと思います。

なお合併浄化槽もそこに加えてはということなんですけれども、この企業会計に移行した、するのがこの6年4月からですので、この事業のまず状況を見定める必要性があると考えます。

総務省の通知によって人口3万人以下の町村がこの区切りをもってスタートし始めるわけなんですけれども、この4月から始まる管内の各自治体も同じように、この下水道事業の企業会計からの今後の推移というのが、ここ、まず、2年ぐらいを見てみないと、どのような形で推移できるのかというのが見えてきませんので、まずは、この事業が安定的に運営できるかということが大事かと思われます。

その後にですね、合併浄化槽も一緒にできるのかということは、勉強させていただきたいと思いますが、管内でも自治体の設置型ということで最上町と大蔵村がございます。そちらの方をまず、状況をお聞きしながらとなると思いますけれども、県内、全国の状況をまず確認させていただいて今後の参考ということで勉強させていただければと思います。以上です。

栗田議長

須藤議員。

須藤議員

よろしく願いするということで終わりになります。

ありがとうございました。

栗田議長

他にありませんか。

ないようですので、これで議第10号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって議第10号は原案のとおり可決されました。

これで、議案審議を終わります。

次に、休会についてお諮りします。

明日、明後日は休日のため、11日は予算特別委員会のため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日9日から11日までの3日間は本会議を休会とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、散会とします。

（11時23分）

令和 6 年 3 月 1 2 日（火曜日）

令和 6 年 3 月 金山町議会定例会 会議録
(第 8 日目)

令和6年3月金山町議会定例会 会議録

令和6年3月12日

午後 13時30分 開会

1. 応招議員

1 番 矢 口 政 一 議 員

2 番 五十嵐 優 一 議 員

3 番 中 村 忠 行 議 員

4 番 寒河江 宏 一 議 員

5 番 須 藤 典 夫 議 員

6 番 宮 林 聡 志 議 員

7 番 大 場 洋 介 議 員

8 番 星 川 智 子 議 員

9 番 沼 澤 道 也 議 員

10 番 栗 田 保 則 議 員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 4 番 寒河江 宏一 議員 5 番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 野 和 俊
教 育 長	須 藤 信 一	総 務 課 長	丹 敏 雅
教 学 課 長	松 澤 和 仁	会 計 管 理 者 (兼出納室長)	古 澤 幸
健康福祉課長	正 野 学	健康推進主幹	三 浦 慶 美
産 業 課 長	川 崎 勉	診療所事務長	三 上 裕 一
環境整備課長	佐 藤 英 樹	総合政策課長	庄 司 紀 一
町民税務課長	柴 田 直 樹	農業委員会事務局長	欠 席
代表監査委員	丹 洋 一		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後藤 隆行

8. 議事日程

日程第1 議案審議

日程第2 委員長報告

追加日程第1 町長提出議案の追加上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 提出議案の説明

追加日程第4 議案審議

追加日程第5 閉会

栗田議長

皆さんご苦労さまです。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事の前に、環境整備課長より、3月8日の本会議における中村議員の質問に対する答弁の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

環境整備課長。

環境整備課長

3月8日の本会議、中村議員からの木造住宅耐震改修補助のこれまでの実績はという、ご質問の回答といたしまして私は実績はないと回答いたしましたが、環境整備課でこの事業を担当する以前の産業課時代に、平成24年度に1件の実績がありましたので、回答を訂正いたしまして、実績は1件と訂正させていただきます。

栗田議長

ありがとうございました。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

栗田議長

日程第1 議案審議に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を議第11号から29号の19件、議第36号から39号までの4件、議第40号の1件、議第41号から42号までの2件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第11号から29号の19件、議第36号から39号までの4件、議第40号の1件、議第41号から42号までの2件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第11号から29号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。ありませんか。

沼澤議員。

沼澤議員

9番、沼澤です。議第11号について、これは管理や設置のための条例の制定ですので、これでいいのかなというふうに思いますが、改めて今後のことについて、お聞きしたいんです。みらい留学生っていうのは多分スキーだけじゃないと思う。スキーを切り口にして、他のところから留学生として、来て欲しいというふうに考えていると思いますが、いろんなマスコミ等のあれ見ると、やっぱり東京ではなくて、都会ではなくて自然の中で地方で子育てをしたいという情報もやや見受けられます。

もう少し、あまりスキーにこだわりすぎると、そっちの方がおろそかになって、また拡大が頭打ちになるような気がしてるんですが、そこで、先進的な事例もしわかれれば、例えば、去年、一昨年です

か要請活動の時に、行ったら舟山先生のところで、「うちの町から何か留学生がたくさん来て、泊めるところがなくて困ったやみたいな電話をもらいました」みたいな話だと、そういうふうに身近なところでよろしいので、このみらい留学生制度っていうのかな、これをうまくやっているような事例があったら教えて欲しいと、今後の金山高校を考える上での参考にしたいというふうに思っています。

まず今回は、スキーということを中心に、これは切り口としていいと思いますけども、今後どのように、金校の留学生を、拡大しようというふうに考えているのか、ちょっとお聞きます。

栗田議長

教育長。

教育長

金山町みらい留学生ですけれども、地域未来留学の制度に乗っかる形で、今年度取り組んで参りまして、前にも報告申し上げておりますように、3名の留学生というように内定をしております。

内定までにあたって、夏、6月頃からですかね、オンラインでの学校紹介ですとか、いろんな形でやってきたわけですけど、この日本全国いろんなところから興味を持っていただいて、オンライン説明会の方には参加してくださった方がたくさんおまして、それから現地での、実際に金山校においていただいてっていうふうな方も、全国からおいでくださいまして、最終的には、スキーで頑張っていこうというふうな生徒さんが2名と、スキーではなく、というふうな形で金山校を選んでくださった方、男性3名が内定的な形になりました。

オンライ学校説明会、私も何度か拝見させていただいたんですけども、やっぱりいろんな日本全国小規模校、いろんな特色があり、また実際あの金山校においてくださった生徒さんも、やはり小規模、小数の中でこそ、自分の生きる居場所があるんじゃないかっていうふうなことをおっしゃってくださった方もおり、そういった面でいろんなところから、親御さんと一緒に自分に一番合った高校生活ができる場所はどこなんだろうっていうふうなことで、探し求めているんだなあというふうなところを強く感じました。

そういった意味では、金山校の特色を、理解いただいた全国の方々から選んでいただけるような、スキーはもちろん、まず大きな柱ではございますけれども、それ以外の部分で、金山らしさ、金山校らしさというふうなところで、選んでいただけるように、生徒たちも金山校の生徒達もかなりプレゼン、回を重ねるごとに上達してきたなというふうに思うんですけども、中身の充実とともにそのプレゼン力の向上なんかも一緒に図っていききたいなというふうに考えますし、そんな形で金山中学校から進学する生徒たちも、全国から来る生徒たちからいい刺激をもらって、ともに成長していける場になればいいなというふうに考えます。

栗田議長

沼澤議員。

沼澤議員

以前、NHKで、これも話しましたが、40万不登校時代に、公立の学校をどう考えるかと、いう問題提起がされました。しばらく見ておりました。

その対応として事例とでてきたのが、いわゆるフリースクールと言われるもので特に韓国あたりの

話題を出したりしてきています。

みずからが学びたいことを学べる格式的な勉強の仕方ではなくて、自ら学ぶ、そのやり方をとって
るようなフリースクールがたくさんできました。

この金校のあり方も、ある意味そのフリースクール的な、これはなかなか、学校のこの法律なり条
例があると思うんでできないとは思いますが。

やっぱりそういう特徴を持ったやり方をしないと、まずいのではないかなというふうに思って、も
う一つは、これもこの前の予算委員会でも出たと思いますが、やっぱり今後、今1棟だけですが
でも、今後どういうふうに、もし、そういう取り組みと同時に、来る子供たちが多いというふうにな
った場合にどういうふうにするのか。

もう一つ、ここで言いたいのが、あそこに去年、つぶれましたけども、民間のアパートあれを建て
るという駄目になりますけども、やっぱあれも、そういう意味では、あの形が子供たちにとっていい
のかどうかはちょっと別にしても、ああいうことも含めて、今から考えておいて、積極的な多様な価
値に対応できるような学校を目指していったらいいなと。

裏側では体制としては、受ける裏側としては、あそこのような、今の医師住宅、ああいうのも変更
する方法もあれば、去年出されたようなアパートのような、ああいう仕組みもあれば、いろんなこと
をこれから確認して欲しいなというふうに思います。

もし増えた場合の対応、それはもう一つちょっと、あそこを今の、あそこを管理する料理だしと
か、泊まりのあれとか、これ内々もう決まっているんでしょうか。ちょっとそこら辺だけ聞いて終わ
ります。

栗田議長

教学課長。

教学課長

ご質問ありがとうございます。寮を管理する舎監とスタッフ、調理スタッフですね、についてで
ございますが、2月中に募集を行いまして、それに対しまして、当初こちらとしては果たして応募があ
るんだろうかなんて、不安もあったんですけども、予想を上回る応募がございまして、2月の29日、
面接をさせていただきました。

その中でですね、舎監として活動いただく方を2名で、調理スタッフとして、主に動いていただ
く方2名ということで、1週間をまず4名でまわしていくような形を、今、調整をしております。

ただ、舎監の方で、1名舎監で調理師免許も持っている方いるんで、1人は舎監と調理を兼ねるん
ですけども、ただ人数を言えばもう3人なんですけども、調理2人、舎監2人というようなイメージ
で、まずは1週間をずっとサイクルで回していこうというふうなことで考えております。

栗田議長

沼澤議員。

沼澤議員

自分の子供もいませんので、客観的にしか見られないけども、さっき言ったように、都市から農村
への回帰というのも、もうそろそろできていいころだと思います。

余りに東京に集中してますから、東京ももう少しおもうとパンクしてくる、そういうことの現われ
が、子供たちの多様性を子供たちが求めているそれを規格化された事業とか学校経営で抑え込もうと

してもなかなかできなくて、という意識のある子供たちが相当増えている。それがこの前の40万人不登校の、大多数がそういうことの子供たちのようでしたので、ぜひ、そういうこと、ことも情報を得て、うまく金校が維持できるように頑張ってもらいたいということをお願いして、質問終わります。

栗田議長

他にございませんか。ありませんか。

中村議員。

中村議員

3番、中村です。それでは私からは、議第16号、金山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、伺いたいと思います。

この条例については、災害応急作業等手当、それから在宅勤務等手当この二つの仕組みを作るための制度ということで、それぞれ国から求められた制度改正だと、いうふうに説明を受けますけれども、ここで聞きたいのが、災害等あった場合の職員の対応についてなんですけれども、ここで謳っている状況というのは、それぞれの担当の部署の仕事の延長の中の災害の対応なのか、それとも、自分の担当には関係なく、オープンな形で災害対応を想定しているのか、まずはその点お願いします。

栗田議長

総務課長。

総務課長

ただいま災害応急作業等手当についてご質問いただいたわけですが、前段の質問の説明の中でも少し触れさせていただいたところでもありますけれども、もともとは総務省から能登半島地震の後に、改めてそういう手当を整備するように促されたというのが一つあります。

それは県を介して町の方に届いたわけですが、令和6年1月19日付で県から、みらい企画創造部から、町の方にいただきましたその大元となる発出文書というのは、総務省自治行政局公務員部の給与能率推進室と応援派遣室の連名でございました。

いずれにしても、能登半島地震の災害復旧のために、現地に他の都道府県、町村の職員が応援で入るというようなことがあったときに、避難所運営とか、罹災証明とか、そういった家屋調査についても、この災害応急作業等手当っていうのが、支給対象作業に該当しうると、いうことを改めて、周知し適切に取り扱うようにというような内容だったわけです。

つまり、例えば金山町の職員が、他の災害地被災を受けた自治体に派遣をし、されたときに、そこで行う業務にももちろん対象しうるし、金山町で例えば雨の災害などが起こったなんてことで、その現地の調査をしなければいけないというような時にも該当しうると、つまり担当の業務であってももちろんだし、それ以外の災害時の対応などにも対象となると、そういうことでございます。以上です。

栗田議長

中村議員。

中村議員

だとしますと、やはり職員の方の方々の負担というか、それかなり重くなってくるんじゃないかなというふうに思います。

それでそのための、代休なりなんなり、代休とか、そのこともあろうかと思うんですが、自分の職場の担当の延長でしたら、これまでもやっていた業務の一つだと思います。例えば大雨降った

場合、環境整備課なり産業課なり、それぞれ自分の管轄の部署をパトロールしたり、或いは健康福祉課もそれぞれ高齢者の見守りなど、それぞれの部署でご苦労されているというお話聞いておりますので、これまでの延長、延長というかこれまでやっていることを改めてこの制度として、明確化するという形なのかなというふうにも思います。

それでここで何を言いたいかというと、まず職員の方々の負担、例えば先ほど総務課長があったように、他町村に派遣行った場合、その場合、ここで言うそれなりの給与なり、そのような手当はありますけれども、やはりそれぞれの職員の方の負担がかなり重くなっている、重くなるんじゃないかなと、これまでの自分のスキル以上のことをいきなりしなければならない状況もあり得るってということで、職員の方々それぞれ自分の担当されている部署のほかに、その他の部署の経験も課長クラスになれば、いろいろやっていると思いますけれども、若い世代の方々はまだそこまでいろんな経験をされてないと思いますので、それをどうやって、認識を職員全体に広げていくかっていうのが、なかなか実際難しいのかなあというふうに思います。

それで、自治体職員以外でも今、国の働き方改革で、大変働きやすい環境ということを進めておりますけれども、ちょっと私の若いところ時の役場の雰囲気を見ると、かなりグレーゾーンな働きかたもかなりあったんじゃないかなあというふうに思います。

ただそのグレーゾーンの中で、いろいろやりとりをして、それなりの成果を最短の短時間で成果を出すっていう仕組みをそれなりに作っていたんじゃないかなあというふうに感じますけれども、町長もちろん以前の雰囲気と、今のグレーゾーンを許さない雰囲気っていうのが、何となく感じているんじゃないかなあと思うんですけども、職員の方々グレーゾーンをもう今ほとんどアウトにしている状況の中で、身動きがとりづらくなるっていうような気もしております。

それで、例えば自分の部署以外の災害復旧なり、するという場合には、自分の行動する範囲っていうのがどうしても限られてしまうということで、なかなか難しいんじゃないかなあというふうにも思います。

それで一つ思ったのか、防災士、大場議員は積極的に防災意識を高くお持ちになって、防災士資格取られておりますけれども、職員でも防災士とられている方もいるそうです。

それで私、防災士とかそういう資格を取って欲しいというわけじゃなくて、こういう資格を取る勉強するだけでも十分効果があるんじゃないかなと。

それいろいろ見ますと、主に一般社団法人なり非営利の法人だったり、ところで、ちょっと調べたところでは危機管理士、それから防災介助者、災害救助ボランティアセーフティリーダー、それから、防災危機管理者、このような民間の資格なんですけれどもあるようです。

この資格を取って欲しいというじゃなくて、この資格の内容を参考にできることがあったら、いろいろ活用していただければいいんじゃないかなあというふうに思います。

これ一般社団法人ですけれども、見ますと一般の方はもちろんいますけれども自治体職員もかなり資格を取得しているということで、自治体職員向けのカリキュラムのようなものもあるようです。

それからこういう資格をできれば活用してもらいたいということで、もう一つ自分の役職以外の仕事っていうことを考えますと、看護師の方についてこの度の能登地震の際の看護師さんがかなり不足しているという報道もありまして、現在金山でその資格を持っている方、どのぐらいいるのか、もしも場合は資格を持っていながら、今、そういう病院に勤めてないという方も入るんじゃないかなと

いうふうに思いますし、そういう方々を事前に把握するというのも一つ大切だというふうに思います。

今後の災害対応について、まずは職員の方々の働き方の進め方とか、そういう資格を生かして、それぞれ、それなりのスキルを身につけていただくような工夫とか、あとは、看護師さん、この辺りも、災害あった場合、どのような活動をお願いできそうなのか、そのようなことがありましたらお願いします。

栗田議長

総務課長。

総務課長

もし、誤解があったりすると困るので、念のため実際今どういう形で派遣をすることがあるのかというところをはじめお話をさせていただきたいと思います。

まず一つ目の例として言えば今回の能登半島地震に対して、県が中心になって県内の自治体にこういった期間、こういったグループ人数で派遣をしたいので、可能かどうかというようなまず照会が入ります。

それを受けて金山町として、その第1弾、第2弾、日程的なことも含めて可能かどうかという検討することになるわけです。

残念ながらその第1弾においては、町として派遣できないという結論に至ったわけですが、その時に今回具体的なところで言えば、家屋の調査がメインでして、つまり罹災証明を発行するためということの人員の要請でしたので、金山町で言えば、町民税務課の勤務の経験がある者なんていうのが最低限の条件になってくるわけです。

何にも経験のない者を、もうがむしゃらに行ってこいなんてことはありえないということをまず、お話をしておきたいと思います。

具体的に金山町の災害地への派遣の具体的な例としてもう一つ挙げると、県内の平成30年、31年だったでしょうか、大雨の災害の時などに、金山もそれなりの被害があったわけですが、大江町で土砂災害ございました。いわゆる家屋の基礎部分に堆積した泥を回収するなんていう作業に応援に行ったということはありません。

それは職員の任意の参加可能かどうか希望として、可能だという職員を編成してチームを組んで派遣したということでもあります。

それが二つの具体的な例ではありますが、今回改めて本当にその災害ってのは、いつ起こるかわからないものですから、何か要請があったときに、ある程度のルールを作っておかないと派遣するにも、スムーズにいかないということで、正式には年度明けて4月からってことになるんですが、今、こういった形で運用できないだろうかということで、試行的に共有していることがありますそれは、災害時の声掛けをする順番っていうんでしょうか。

グループをいくつかに分けて、これこれの県からの要請があったときに、その順番に従ってまず声掛けをしていくと。もちろんその時の都合によって職員の判断で行く、行かないっていうのは、決められるわけですから、繰り返しになりますけど、とにかく強権的にお前行ってこいなんてことはありえないということです。通常その経験がない業務に行かせるということもないということです。広く一般にできるような業務であれば、不特定多数、順番に声かけて、大丈夫だということで、行かせ

るということがあるわけですけど、いずれにしてもそういったことを、今回動き始めて、実際の対応も経ていく中で、しっかりとこの仕組みになっていくかなというふうに思っております。

あと、もう1点だけ、看護師というような名称も出ました。例えば派遣の要請としては、保健師さんをとか、場合によっては看護師さんをとか、そういった形でくることがございます。当然その有資格の方でないと、派遣することもできないわけですが必要とされてる方はそういう方ですので、そういう意味では、町職員として現職の方を、我々としては現在想定してますけれども、中村議員が、今ご指摘の有資格者であって、必ずしも現職ではない方を把握しておくことで災害派遣の一助に足りうる、なり得るのではないかという話もいただきましたので、それは今後の検討材料ということにさせていただければなと思ったところでございます。まず、以上です。

栗田議長

町長。

町長

災害時の職員の派遣とかについて総務課長がだいたいのところ、お答えをさせていただきました。

それでやはり、いざ災害が発生した場合には、何ですか被災地とあるいはそこは若干距離があつて、この災害に対して支援できる場合はどういった形でできるかということを考える、今回そういう立場にあったと思いますが、それで県、それから県の町村会の方でも、職員派遣についての要請等もございました。

それで、それに対応できるかどうか、まず判断をさせてもらって、まず、第一義的に、その時点では、今回は第1弾としてはちょっと難しいということで、第1弾の派遣をしない形でありましたが、今後また派遣が、第2弾、第3弾という形で来る可能性も十分ありますので、その際には、先ほど総務課長もちちょっとお話いたしました、いざ、そういった派遣があった場合には、職員で対応できるどこへ、やっぱりこう何とかし、お互い市町村は、やっぱりこう持ちつ持たれつといいますか互助的な関係でもございますから、場合によっては本当にこちらが災害を受ける場合も当然ありますので、そういったことを考えますと、被災地に、持ってる能力の範囲内で、とにかく派遣をするということは十分考えていく必要があると思っております。

ただその際に、やはり無理強い、さっき総務課長もありましたけれども、押し付け的に行って来いということには当然しない形で、まずは、状況が許したらその職員から行ってもらうということになろうかと思えますし、そういったことが、一つのいざ派遣で、向こうでは負担にはなるわけですが、大きな経験値として貴重な自分の財産、或いは、戻ったときに町にとっての財産にもなりうるので、とにかくそういう要請があったときは、回避だけするということでは当然なくして、やはりできるだけ積極的にまず対応していくという考え方はしていきたいと思えます。

ただ、その際には、繰り返しになりますけれども、無理強いという形ではなくて、職員の状況、環境が整った場合に行っていただくということになろうかと思えますから、過度の負担にならないということを前提に派遣したいと思えます。

あともう一つはさっきこれも触れていただきましたが、特に専門職的なところでの要請が多いということも実態としてあります。具体的に保健師、それから看護師という有資格者について、派遣ということは別枠で求められることもありますので、その際にも、今回もちっと考えたところもありますけれども、1回派遣はしない形でしたけれども、それが同じように2弾、3弾で来た際には派遣

をするということも当然考えていく必要があると思ってますし、それに際しましても、職員の状況が、そこら辺がきちんとマッチするようであれば派遣をすると、というようなことを、それは線として確保しながらやっていきたいと思います。

栗田議長

中村議員。

中村議員

まず職員の負担にならないというのがこれ大変重要なことだと思います。それでもしも災害になって災害復旧のお手伝い、職員が行った場合を考えますと、先ほど申し上げた資格、特にですけれども、災害救助ボランティアセーフティーリーダーという資格、これは最近災害があった場合、ボランティアの方々を受け入れするルールっていうのが、かなりしっかりしないと混乱してしまって、かえってボランティアさんを受入れる入れることができなくなるようなこともあるそうなので、その辺のボランティアさんが、もしも金山町に来てもらった場合、それから、金山の職員がお手伝いに行って、そちらの災害のボランティアの方々をどのように動かしていくかっていうことをあらかじめ研修しておかなければ、行ってすぐそのボランティアさんと、もしも一緒に活動する場合、なかなか難しくなるので、この資格あるってことは、これ全国的には統一された見解を勉強するっていうことだと思います。

そういう意味で、一応勉強することも有意義なんじゃないかなと、それから防災危機管理者、これがよく自治体職員が、資格を取っている資格のようです。大きい市に行きますと、災害の部署が、あって、災害の初動体制が、もうきめ細かくルール化されている自治体もあります。

実際金山では、それは人的にちょっと負担もありますし、それは無理だと思うんで、例えば、補佐クラスの方々とか、係長クラスの方々に資格を取ってくださってというんじゃないくて、こういう初動のルールを学んでいただければ、どこにお手伝いに行っても、金山に来ていただいても、全国の統一されたルールの中で、そういう災害活動できるっていう有意義な面もあるんじゃないかなというふうに思います。

それで、概ね派遣されるのは、おそらく管理職はあんまり行くことはないのかなというふうに思いますし、若い方々、ちょうどこれからの配置換えの時期も来ますし、そのタイミングでもしも災害があった場合とか考えると、事前に自分の部署でない災害時の動き方っていうのをある程度イメージできた方がいいんじゃないかなというふうに思いましたんで、こういう資格があるということをちょっとお伝えしたかったことです。

それから近々、配置替えなんですけれども、やはり若い方々にはいろんなことを経験していただくように、いろいろ一義的なことは町長、十分考えている、いらっしゃると思うんで、いろんな経験をしていただくことが一つと、それから宮林議員が質問でおっしゃった金山町全体を把握するという、これ本当に重要だと思いますが、これ特に災害においては、山間部の地名を知っていると、林道を知っていると、おそらくこの金山に住んでいても後川っていうところ行ったことあるという人はまずほとんどいないんじゃないかなというふうに思います。町長ぐらいの年代の方でしたら、後川はご存知だと思うんですけども、やはりそういうところに、覚えるにはある程度年数をかけて、その地区に行ったり、或いはその地区の方と話さなければできないってことで、これも言っていることが矛盾しますけれどもよ。

ある程度その専門的なことをしっかりとできる期間というのも、なければ駄目なんじゃないかなと。最後に、特に専門的、職務が多いというのが議会事務局ですので、議会事務局の職員はできるだけ長く継続していただくようお願いしまして、質問を終わります。

栗田議長

町長。

町長

今、何点かお話いただいた中で、最後のところはちょっと申し上げにくいところもあるんですが、その前に例えばボランティアのルールを、リーダーの方がそういった資格を持ってというお話とか、それから防災危機管理者の状況とか、そういったこと、専門的な資格を有するまでにはちょっと直ぐすぐってのは対応は難しいかもしれませんが、職員の研修の一環として、やはり防災に関する講座といますか、座学だけでいいかというところとそれプラスアルファのものに当然必要だと思いますけれども、そういったものを研修の一環としてぜひ取り入れて、少しでもそういったことに馴染むといいですか、それらをかじるといいですか、そういったことをすることで、何ですかその部署に行く行かないにかかわらず、やはりこう意識を高めるっていうことは必要だと思いますので、ぜひやっていきたいと思います。

あと後川そうですね、私もあの産業課の転作確認に後川に行ったこともあります。

その他にもう1回だけ、2回ほど後川に行ったことありますが、若い職員は後川まで足を伸ばしているケースというのは環境整備課の担当社員以外でだとあんまりいないのが実態だと思いますが、必ずしも後川のことばかりではありませんけれども、金山の地域について、やっぱりこう知っておくっていうのは大事なことだと思いますので、そこら辺できるだけ現場に足を出すというか、そういった機会は、意識をして各課でもそういうこともやっていくということは意識づけとして、今後ぜひ考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

栗田議長

他にありませんか。

ないようですので、これで議第11号から29号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議第20号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議第23号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議第28号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議第36号から39号までに對する質疑を許します。

宮林議員。

宮林議員

はいそれでは私の方からの議第37号 有屋辺地の一部変更について、ちょっとお伺いしたいと思います。

特別委員会では公債費の算入割合61%ということで、過疎債が適用になる前、以前に比べますと、

だいが参入率が高まっております。

過疎債と辺地債の割合高めていけばもっと上がるということで、財政的に非常に有効な手段だと思います。

それで有屋の辺地計画ですが、アンダーラインのところが変更部分だと思います。

その内容を見ますと、乗用芝刈機等ですね、ホットハウスカムロの建て替え、または、大規模改修ということになっております。次のページに変更の事業費、7億330万円となっておりますけども、これはあの辺地債を適用するためには辺地計画に盛る必要があるので、変わったところを、毎年変更してるわけですが、一方でですね、中期展望をご覧いただきたいと思いますが中で財政の中期展望で3ページですね。3ページに、歳出で投資的経費、が記載されております。

中期展望で見た、いわゆる普通建設事業等の主なものを記載しているわけですが、それを見ますと、ホットハウスカムロ改修5億円というふうになってます。

辺地債の計画については少し多めに見るということもあると思うんですが、草刈、乗用草刈機を買ったとしても、もう2億円の乖離がここにあります。

同じ議会に、片一方で中期展望で5億円で試算していて、辺地計画では7億円ということです。辺地計画でどこかの町村で、取り下げたということもなされていたわけですが、辺地計画では、町長が答弁いたしましたように建て替えまたは大規模改修ということで、今こう考えてる最中なんですけども、同じ議会にですね、片方で辺地計画で、7億円、中期展望で5億円、ちょっと乖離がありすぎるんじゃないかというふうに感じておるところです。

これが7億円であれば、もう少し、今年度の公債比の負担も上がってくると思いますので、せめてそこら辺、違う時期の議会でありましたら、何らかの事情があつてということは、わかるんですが、この同じ3月定例会で計画の方は、予算要求終わった段階で作ってるかと思うんですが、そこら辺について、乖離の原因があるのか、あるのであれば教えていただきたいと思います。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

宮林議員のおっしゃる、辺地計画におきましては、ホットハウスカムロの設計管理業務並びに整備工事として、7億円の記載をさせていただきました。

財政中期展望につきましては、ご承知のように、5億円の記載となっております。この乖離については、ちょっと私の方でも十分なチェックがなかったということで、ご了解をいただきたいと思います。

辺地債の全国的な状況といたしましては、地方債計画によりますと、570億円を予算確保してるってということでございまして、先般市町村課の財政計画等のヒアリングの際も、この辺地債を確保するには相当厳しい状況があるってということも、県の担当からお伺いしてる状況でございます。

辺地計画が策定できる場所がもう増えている状況に加えて、どの自治体も、交付税措置の有利な辺地債を使いたいという要望が多いということで、財源、実際借り入れする際には、国からの調整などが入る見込みとなっております。

今回、辺地計画として策定いたしました、7億円の事業費に対して、辺地債の予定額として、6億7,200万円につきましては今回ご可決いただきまして、この金額をもとに、今、県並びに国に辺地計画

として上げさせていただければと思います。

ただ、実際、今後、ホットハウスカムロ整備に向けて、整備費がまだ確定していない段階ではございますけども、大枠確保した上での、辺地債の確保にもなるべく努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

栗田議長

宮林議員。

宮林議員

今課長が言われたことにつきましては十分理解しているつもりです。辺地債、前ですと枠があっても要望してもこないというのは、配分にならないってのはよくあったわけですが、先ほど申し上げましたようにですね、ちょっと乖離が大きかったので、その点については、今後ですが、十分な整合性を、この計画と他の計画ということもあるんですが他の課においても、整合性をとっていただくようお願いいたして質問を終わります。以上です。

栗田議長

他に質疑ございませんか。

矢口議員。

矢口議員

1番、矢口です。今、宮林議員質問に関連して、アンダーラインについて伺いたいと思います。これは、先ほど宮林議員が話されました。

そういう中で管理上、配備している乗用草刈機が、購入からかなりの年数が経過して、経年劣化による不具合があるということですが、これ、私が考えるには、機械をいつも現存のやつを見ておるわけですが、少し小さいけども、去年までは使っていたような気がしますが、購入からかなりの年数が経過しているということでもありますけども、これの、この文言で、やっぱり、行政としていいのかその辺ちょっと確認させていただきます。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

すいません。経過年数を確認したいということでよろしかったでしょうか。

矢口議員

かなりの年数という文言でなく、わかりやすいようなことないかなと。

総合政策課長

表現を具体的に年数を入れた形でって、ということでの。

矢口議員

何年とか、わかりやすいと思うんだけど。やかなり年数がたったというか、いろいろでてくると思いますが、そうならば我々もわかりやすいし、それでもいいんだと言えば、それで大丈夫です。

総合政策課長

一応この計画の、この文面とかですねこの金額につきましては、議会に上程する前に一度県の、辺地担当に確認しての内容となりますので、特にこの文面については問題になるようなことではないと思っております。

乗用芝刈機につきましては、かなりの年数、ちょっとこっちでも購入年度把握はしてないんですが、私が財政担当してからは購入した実績がないということで、多分15年以上は経過しているかと思っています。今度購入する乗用芝刈機につきましては、現在中学校の地下、ピロティーに保管しております、ちょうど3年ほど前にコロナ臨時交付金で購入した機械でございます。

その機械につきまして例えば芝草を刈った場合に、その芝草も一緒に収集できる効率的な機械でして、以前あったカムロの機械も収集はできるかと思うんですけども、能力的にはかなり高いものを今回購入予定しているところでございます。

栗田議長

矢口議員。

矢口議員

これ、質問の範囲に入らなかったと思いますけれども、やっぱり今使ってるのも、ある程度何年使った機械だったら、更新したいんだと、そういうわかりやすい、我々としてはわかりやすいなど、そのようなことお聞きしました。終わります。

栗田議長

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

それではないようですので、これで議第36号から39号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第36号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって議第36号原案のとおり決定されました。

次に議第37号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって議第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

それではないようですので、これで議第40号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号から42号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第41号から42号に対する質疑を終わります。

なお、議第41号から42号は人事案件ですので討論は行わないで、これより採決を行います。

議第41号の原案のとおり任命することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第41号は原案のとおり任命することに決定しました。

次に、議第42号の原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第42号は原案のとおり推薦することに決定しました。

これで議案審議を終わります。

日程第２ 委員長報告

栗田議長

次に日程第２ 委員長報告を求めます。

予算特別委員長から令和６年度各会計予算の審査結果報告を求めます。

寒河江宏一予算特別委員長

（朗読、説明省略：審査報告書のとおり）

栗田議長

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

予算特別委員会は、議員全員で構成されていますので、質疑討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を行わないで、採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議第30号から議第35号までの審査結果報告について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって議第30号から35号までは原案のとおり可決されました。

これで委員長の報告を終わります。

会議の途中ですが、午後２時45分まで休憩します。

１４時２８分 休憩

１４時４３分 再開

栗田議長

休憩を打切り再開します。

ただいま、町長から、議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

— 追加議案配付 —

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第1 町長提出議案の追加上程

栗田議長

追加日程第1 町長提出議案の追加上程を行います。

議第43号 令和5年度金山町一般会計補正予算（第10号）

議第44号 令和5年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

議第45号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について

議第46号 金山町税条例の一部を改正する条例の制定について

議第47号 金山町公の施設の指定管理者の指定について

以上5件を追加上程します。

追加日程第2 提案理由の説明

栗田議長

追加日程第2 提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

先ほどは、提案いたしました全ての議案をご可決いただき、誠にありがとうございました。追加で提案させていただく議案につきましてご説明を申し上げます。

提出議案は、追加議事日程にございますように、議第43号から議第47号までの5件であります。

その内容は、	令和5年度補正予算	2件
	条例の設定	1件
	条例の改正	1件
	その他	1件

となっております。

まず、議第43号 令和5年度金山町一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、歳入歳出にそれぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を48億5,270万円とするものでございます。

その内容につきましては、産業課関係となります森林経営管理・林業振興推進事業において、合計の増減は生じないものの、森林環境税業務委託料に188万円を増額し、里山林整備等委託業務委託料60万4千円及び林道路網維持等工事費77万6千円、森林経営管理事業費補助金50万円を減額とする組替補正をさせていただくものでございます。

次に、総合政策課関係となりますが、2月27日に真室川町の株式会社斎苑（代表取締役会長 斎藤 実様、代表取締役 斎藤美香様）より30万円の寄附をいただきましたことから、財政運営基金の積立金30万円を増額いたしております。今後、カーボンニュートラル（GX）事業等の環境保全対策に活用する予定といたしております。財源につきましては、寄附金を増額して調整させていただきました。

続きまして、議第44号 令和5年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出にそれぞれ270万円を追加し、総額を6,913万円とするものでございます。

内容につきましては、3月8日にご可決いただきました補正予算（第4号）において山形県後期高齢者医療広域連合納付金76万1千円を増額いたしたところですが、歳入となります特別徴収及び普通徴収保険料270万円が新たに見込まれますことから、山形県後期高齢者医療広域連合納付金として同額の270万円を増額いたしたところでございます。

次に、条例の設定及び一部改正についてご説明申し上げます。

はじめに、議第45号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について でございますが、昨年の町議会3月定例会で町長等の給与の特例に関する条例をご可決いただき、給与及び期末手当について町長20パーセント、副町長10パーセント、教育長5パーセントを減額しておりますが、本特例条例は令和6年3月31日までとなっております。町財政の健全化をより一層推進すること及び町内経済の現状を踏まえ、引き続き、令和6年4月1日から令和6年4月26日までの期間、町長20%、副町長10%、教育長5%を減額とする内容の条例を設定するものであります。

次に、議第46号 金山町税条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、例年、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の本則及び附則にかかる条項及び条文につきまして所要の改正を行って参りました。その際、国の参考例に倣って改正作業を行うこととなりますが、長年にわたり生じていた条番号等のずれにより、国の例に照らし合わせる作業自体に労力を割かざるを得ない状況であるため、当該条例全般にわたって条番号等の整理を行い、今後の条例改正事務の効率化を図るため提案させていただくものです。なお、条例の内容につきましては変更ございません。

最後に、議第47号 金山町公の施設の指定管理者の指定について でございますが、「金山町街角交流施設等」における指定管理者を募集したところ、2団体から応募をいただき、3月1日、プロポーザル方式による指定管理候補者選定委員会を開催した結果、次のとおり候補者として提案するものでございます。

「金山町街角交流施設等（金山町街角交流施設（東蔵・西蔵）、金山町街角交流施設（マルコの家）、金山町街角交流広場、大堰公園休憩所）」につきまして、株式会社グリーンバレー神室振興公社 代表取締役社長 佐藤英司に、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者の指定を行うものであります。

以上、5件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細は担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第3 提出議案の説明

栗田議長

追加日程第3 提出議案の説明を求めます。

総務課長。

各課長

（朗読、説明省略：議案書のとおりに）

追加日程第4 議案審議

栗田議長

追加日程第4 議案審議に入ります。

議事整理の都合上、質疑を議第43号から44号の2件、議第45号から46号の2件、議第47号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第43号から44号の2件、議第45号から46号の2件、議第47号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定いたしました。

次に、議第43号から議第44号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

星川議員。

星川議員

議第43号 一般会計補正予算10号、11ページの30万円の寄付金なのですが、提案説明要旨に、その寄付金を今後カーボンニュートラル事業の環境保全対策に活用する予定とありますが、具体的に何か予定があるんだったら教えてください。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

この度2月27日に、株式会社斎苑様からいただいた寄付金については、カーボンニュートラル等の事業を令和6年度以降の事業に活用を検討して参りたいと思っております。

令和3年になりますけれども、このグループ会社様からも寄付をいただいております金額が30万円ありまして、合わせて60万円を環境保全対策に令和6年度以降の事業に活用を考えております。

具体的になった段階で補正予算を計上いたしまして、対応いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

栗田議長

星川議員。

星川議員

まだ内容が決まってないということで、ちょっとご提案なんですけれども。

町の公用車、あれ電気自動車にカーボンニュートラルを進めるために、自治体で進めてるところも、あると思うんですけれども、金山町は、公用車というのは、電気自動車どのぐらいあるんでしょうか。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

100%電気自動車っていう車は現在ございませんけれども、かつて日産さんからお借りして1年ほど使用したことはございますが、今回の6年度の当初予算編成にあたって、電気自動車っていう要求もあったんですけれども、公用車については、なるべく先送りした形での予算化ということで、購入は町長車のみの予定としているところです。

電気自動車もかなり性能が上がってきて、走行距離とか、まだ伸びてるんですけど、まだまだ実用化には厳しいのかなという判断をいたしての現在、電気自動車を導入は至ってないっていうところでございます。

栗田議長

星川議員。

星川議員

そうしますと、次に買い変えるときに、性能が上がっていれば、電気自動車というふうな考え方になるのかなというふうに思いますが、町民の方からですね、やっぱりこの時代、金山町に電源、あれが多分金山町、ここ一つじゃないかと思うんですが、やっぱりそれは増やすべきなんじゃないかというふうにご提案がありまして、金山町に公用車、金山町の役場に公用車、電気自動車がないようだったらそんなに、まだ必要ないのかなと思うんですけども、世の中の動きが、電気自動車になってるんじゃないかなと、私もそういうふうな、町民の方から提案いただいてそう思いまして、令和8年度の高速道路の開通それによって、電気自動車で訪れる方も、増えるんじゃないかなということで、この役場駐車場にある1台だけでは、やはり足りなくなるのではないかなというふうに思いまして、私の方からも、充電のなんでしたっけ、あれステーションっていうんですか、それを検討材料の中の一つに上げてはどうかなと思います。いかがですか。

栗田議長

総合政策課長。

総合政策課長

これから電気自動車はかなり普及してですね、そういった場合にはやっぱ充電器の不足も生じてくるかと思えますし、充電器があることによってそこを利用する方も見込まれますので、今後増設等については、検討させていただきたいと思えます。

あと、令和7年度以降の公用車更新も、なかなか先送りしてる段階で更新が進んでいないところもありますので、電気自動車の購入等も検討にしていきたいと思っております。

以上です。

栗田議長

他に質疑はありませんか

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで議第43号から議第44号対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。

よって議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議第45号から議第46号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第45号から議第46号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議第47号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第47号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第47号は原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和6年3月金山町議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

(15時08分)